

# 第3編 災害応急対策計画

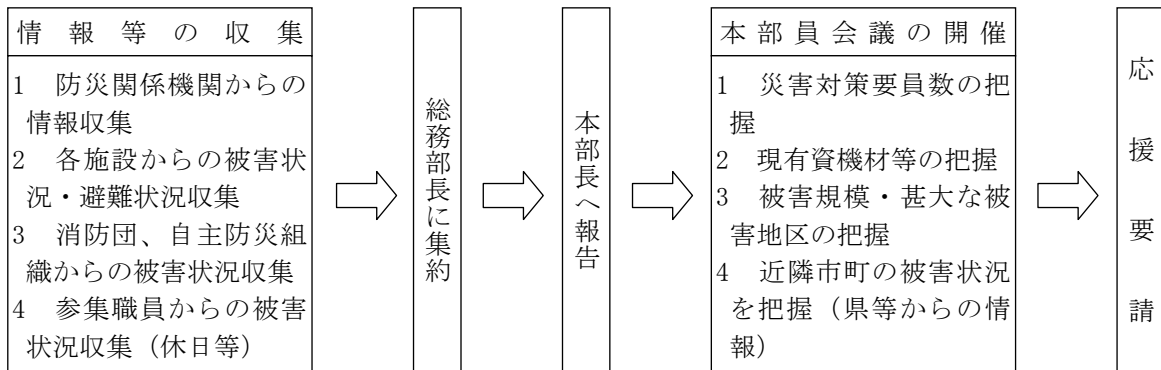
## 第1章 応急活動計画

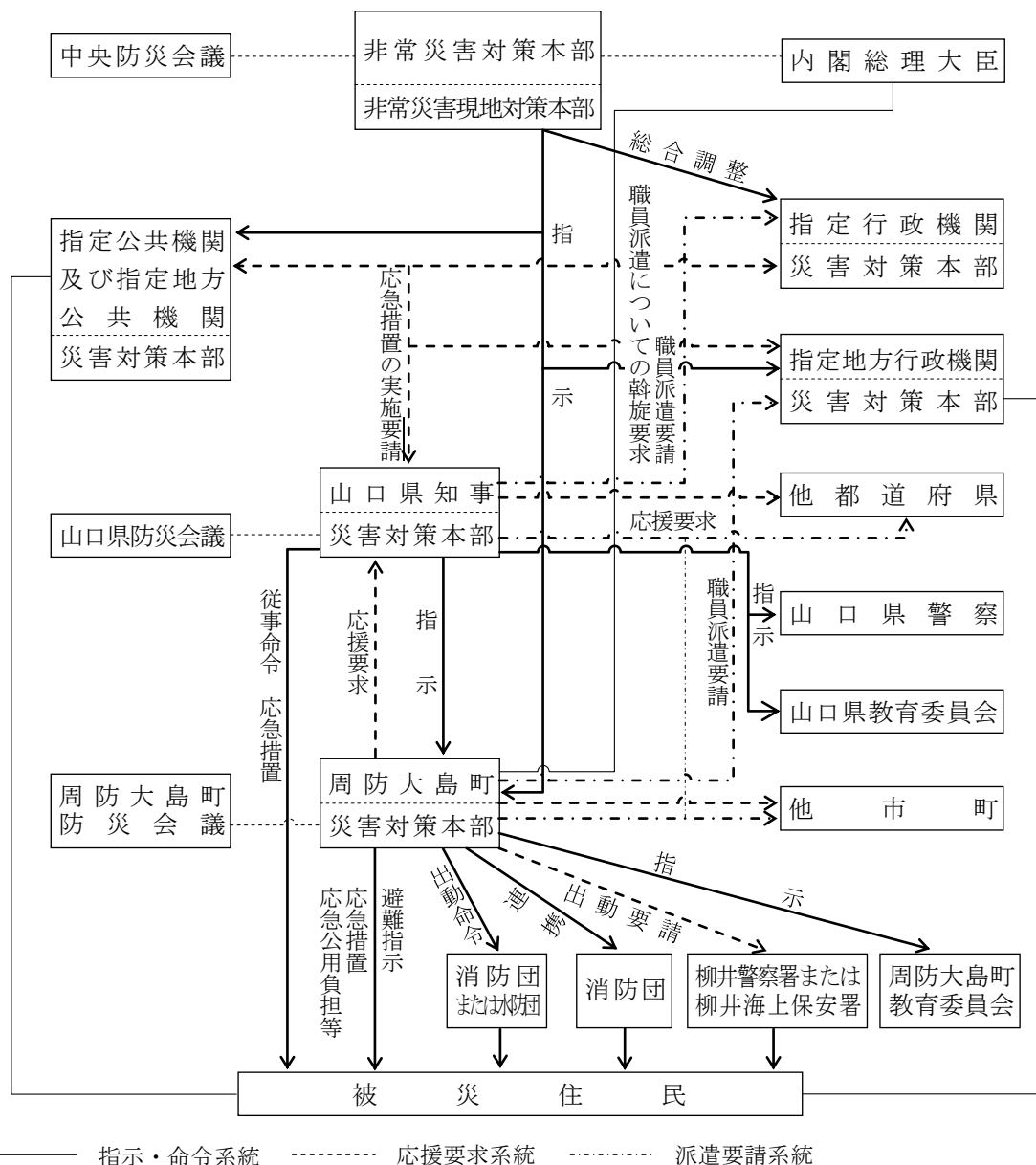
町の地域に災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、町は、県、防災関係機関及び住民と一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。災害応急対策に万全を期するため、応急対策活動の実施に必要な計画を定める。

### 第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び本防災計画の定めるところにより、県、他の市町及び防災関係機関並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

応 援 要 請 決 定 フ ロ ー





**第1項 災害対策本部の設置**

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、周防大島町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

**1 町災対本部の設置基準**

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 県東部に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発表され、町内に相当規模の災害の発生が予測されるとき。 ア 台風の上陸が明らかであるとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など。 (2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発	(1) 町内に大規模な災害または爆発が発生し、必要と認められるとき。 (2) 町内に有害物、放射性物質の大量の放出または多数の者の遭難を伴う航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認められるとき。

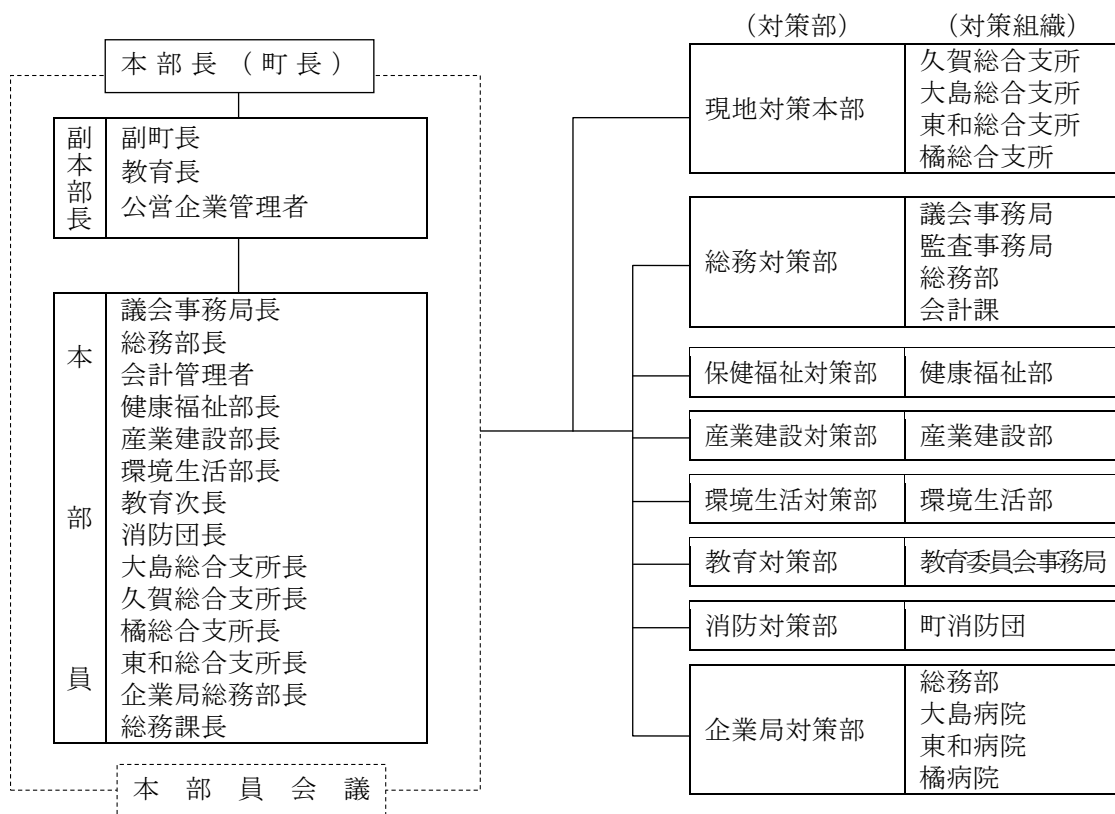
気象災害の場合	その他の災害の場合
<p>表されたとき。</p> <p>(3) 上記警報の発表の有無にかかわらず、町内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき。</p> <p>(3)の「必要と認められるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が町災対本部の2以上の対策部にわたる場合をいう。</p>	<p>(1)及び(2)の「必要と認められるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。</p>

## 2 町災対本部の組織及び運営

町災対本部の組織、運営方法については、各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。

### (1) 町災対本部の組織

町災対本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



### (2) 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、必要の都度、本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

ア 町災対本部体制の配備及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 救助法の適用に関すること。

- エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。
- オ 県に対する応援要請及び指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請に関すること。
- カ 災害対策に要する経費に関すること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(3) 部

ア 部の構成

部は、本町における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

町災対本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長となる本部員
現 地 対 策 本 部	久賀総合支所、大島総合支所、東和総合支所、橘総合支所	各総合支所長
総 務 対 策 部	総務部：総務課、政策企画課、財政課、税務課、契約監理課 議会事務局、監査事務局、会計課	総務部長
保 健 福 祉 対 策 部	健康福祉部：健康増進課、福祉課、介護保険課	健康福祉部長
産 業 建 設 対 策 部	産業建設部：商工観光課、農林課、水産課、建設課	産業建設部長
環 境 生 活 対 策 部	環境生活部：生活衛生課、上下水道課	環境生活部長
教 育 対 策 部	教育委員会：総務課、学校教育課、社会教育課	教育長
消 防 対 策 部	周防大島町消防団	消防団長
企 業 局 対 策 部	公営企業局：総務部、大島病院、東和病院、橘病院	総務部長

イ 部の設置基準

予想される災害の程度または発生した災害形態により異なるが、概ね次のとおりとする。

部 名	風 水 害	豪 雪	火 事 、 爆 発	そ の 他 の 災 害
総 務 対 策 部	必 置	必 置	必 置	必 置
保 健 福 祉 対 策 部	必 置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
産 業 建 設 対 策 部	必 置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
環 境 生 活 対 策 部	必 置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
教 育 対 策 部	必 置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
消 防 対 策 部	必 置	災害規模による	必 置	災害形態による
企 業 局 対 策 部	災害規模による	災害規模による	災害規模による	災害形態による

- (注) 1 「その他の災害」は、大規模な干害、放射性物質の大量放出又は、多数の者の避難を伴う船舶等の事故その他の重大な事故とする。
- 2 災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

ウ 部の編成及び所掌事務

部 名 (部 長)	班名	担当課等	所 掌 事 務
現地災害対策本部 (各総合支所長)	—	久 賀 総 合 支 所 大 島 総 合 支 所 東 和 総 合 支 所 橘 総 合 支 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害用主食の調達、配給及び服飾の確保等に関すること。</li> <li>2 被災者への生活必需品等生活物資の調達、供与に関すること。</li> <li>3 避難者の誘導及び避難所の設営に関すること。</li> <li>4 各部の災害対策の連絡及び現地情報提供に関すること。</li> </ol>
総務対策部 (総務部長)	防災班	議 会 事 務 局 監 査 事 務 局 総 務 課 (消 防 防 災 班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町防災会議関係機関との連絡に関すること。</li> <li>2 各部の災害対策の連絡調整に関すること。</li> <li>3 本部員会議に関すること。</li> <li>4 防災に関する組織の整備、施設の整備に関すること。</li> <li>5 住民に対する防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること。</li> <li>6 地域内の公共的団体及び住民等を対象とした自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>7 防災関係機関の所管事項にかかる被害状況、応急対策その他の情報の収集に関すること。</li> <li>8 県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。</li> <li>9 職員の非常動員に関すること。</li> <li>10 他市町への応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>11 町議会議員との連絡調整に関すること。</li> <li>12 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>13 避難の勧告または指示に関すること。</li> </ol>
	庶務班	会 計 課 総 務 課 (人 事 行 政 班) (戸 籍 住 基 班) 財 政 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内電話の管理に関すること。</li> <li>2 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備並びに供給に関すること。</li> <li>3 各地区の異常情報の収集、各部からの災害情報の収集並びに報告事項の取りまとめに関すること。</li> <li>4 報道機関との連絡等に関すること。</li> <li>5 庁舎等の防災及び復旧に関すること。</li> <li>6 町有車両の使用調整に関すること。</li> <li>7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</li> <li>8 国、県等の被災視察者の対応に関すること。</li> <li>9 災害時の請願、陳情及び相談の総括的処理に関すること。</li> <li>10 災害対策に必要な関係予算及びその他の財政措置に関すること。</li> <li>11 災害救助基金の出納に関すること。</li> <li>12 救助に要する経費とその他金品の出納に関すること。</li> <li>13 その他災害対策に関する事務で他部に属さな</li> </ol>

部 名 (部 長)	班名	担当課等	所 掌 事 務
			い事項。
	企画班	政 策 企 画 課 ( 広 報 情 報 統 計 班 )	1 防災行政無線の確保、管理運営に関するこ と。 2 災害広報及び広聴に関すること。
	支援班	政 策 企 画 課 契 約 監 理 課 税 務 課	1 職員の食料等の確保に関すること。 2 被災職員の救済に関すること。 3 町税の減免及び徴収猶予等の措置に関するこ と。
健康福祉対策部 (健康福祉部長)	医療班	健 康 増 進 課	1 応急医療及び助産に関すること。 2 医療機関及び医師会等との連絡等に関するこ と。 3 医薬品、衛生材料の確保、配分に関するこ と。
	維持班	健 康 増 進 課 ( 医 療 保 険 班 ) 介 護 保 険 課 福 祉 課	1 被災者に対する救助、救護その他の保護に関 すること。 2 日赤救護班等の救助に関する機関との連絡調 整に関すること。 3 救助法の適用に関すること。 4 遺体対策に関すること。 5 避難者の救護活動に関すること。 6 義援金品の受入れ、配分に関すること。 7 被災地における民生安定に関すること。 8 家屋等の被害状況の収集、取りまとめに関す ること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関す ること。
産業建設対策部 (産業建設部長)	救護班	商 工 観 光 課	1 商工業、中小企業関係の被害調査及び応急復 旧に関すること。 2 ボランティアの活動支援に関すること。 3 外国人への安全確保対策に関すること。
	維持班	建 設 課 農 林 課 水 産 課	1 雨量、水位、潮位、風速の情報の収集に関す ること。 2 公共土木施設等の災害防止対策に関するこ と。 3 公共土木施設等の被害状況の取りまとめに関 すること。 4 砂防施設、地すべり防止区域及び急傾斜地崩 壊危険区域の整備、被害状況調査及び応急復 旧に関すること。 5 漁港の被害状況調査及び応急復旧並びに災害 時における管理に関すること。 6 救援物資の荷揚げ場所としての港湾施設の確 保斡旋に関すること。 7 農林水産関係の被害状況調査及び応急復旧に 関すること。 8 農作物の病虫害防除等応急対策に関するこ と。

部 名 (部 長)	班名	担当課等	所 掌 事 務
			9 種子、種苗の確保供給に関すること。 10 家畜の管理(衛生を含む)、防疫及び飼料の確保に関すること。 11 農林水産関係の金融対策に関すること。 12 警察との緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。 13 応急復旧に必要な資機材の調達確保に関すること。 14 応急復旧に必要な輸送車両の調達(民間車両の借上げ)に関すること。
環境生活対策部 (環境生活部長)	生活班	生活衛生課	1 被災地における食品衛生に関すること。 2 町営住宅の被災状況把握及び復旧に関すること。 3 被災住民に対する生活相談に関すること。 4 遺体対策、埋葬に関すること。 5 町営住宅の被害状況調査の復興対策に関すること。 6 応急仮設住宅の建設及び被災町営住宅の応急修理に関すること。 7 被災建築物の危険度判定に関すること。 8 避難所、防災拠点施設の耐震診断に関すること。 9 災害廃棄物の処理に関すること。 10 仮設トイレの設置に関すること。 11 防疫に関すること
	維持班	上下水道課	1 簡易水道施設の災害防止対策及び応急対策に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 下水道施設及び農業集落排水施設の災害防止対策及び応急対策に関すること。
教育対策部 (教育長)	教育班	教育委員会事務局 (総務課) (学校教育課)	1 応急教育の実施に関すること。 2 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 4 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 5 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。
	維持班	教育委員会 (社会教育課)	1 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 避難所の設営及び避難者の救護活動への協力に関すること。 4 文化財の保護等災害防止対策及び被災文化財の修復に関すること。

部 名 (部 長)	班名	担当課等	所 掌 事 務
			5 その他応急文教対策に関すること。
企業局対策部	医療救護班	大 島 病 院 東 和 病 院 橋 病 院	1 傷病者搬送に関すること。 2 医療救護の支援に関すること。
	医療総務班	(企業局)総務部	1 搬送、支援に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
消防対策部 (消防団長)	消 防 団	各 消 防 団 支 部	1 消防、水防並びに水利活動に関すること。 2 防災訓練に関すること。 3 行方不明者の捜査に関すること。 4 被災者の救出並びに避難誘導に関すること。
対策部共通	清掃班		1 清掃、その他環境衛生に関すること。

#### (4) 職務・権限の代行

##### ア 本部長等の職務

本部長（町長）	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長（副町長）	本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。
本部員（本部を構成する課長等）	本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。
部員（各対策部の職員）	部長の命を受け、部の所掌する災害対策に従事する。

##### イ 本部長の職務代行者

町長不在時においては、次の順位に従い職務代理者を定め、町長が登庁するまでの間、職務代理者が災害応急対策の指揮をとるものとする。

第1順位 副町長(副本部長)

第2順位 総務部長

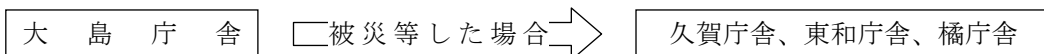
第3順位 総務課長

第4順位 大島総合支所長

##### (5) 町災对本部の設置場所

町災对本部は、大島庁舎に設置する。ただし、大島庁舎が被災等して使用不能の場合は、被災していない他の庁舎（久賀庁舎、東和庁舎、橋庁舎）に設置するものとする。

なお、その際には速やかに防災関係機関等に通知するものとする。



##### (6) 町災对本部の設置（廃止）の通知等

町災对本部が設置（廃止）されたときは、直ちにその旨を次により通知及び公表するものとする。

通知または公表先	通知担当課	通知または公表方法
県 知 事 (防災危機管理課)	総 務 課	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
柳井地区広域消防組合	〃	県防災行政無線、電話、FAXその他迅速な方法
柳 井 警 察 署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法



通知または公表先	通知担当課	通知または公表方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃
近 隣 市 町	〃	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
一 般 住 民	政策企画課 ・ 総務課	町防災行政無線、メール、広報車、口頭、町ホームページ等

(7) 町災対本部の廃止基準

町長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、町災対本部を廃止する。

3 現地災害対策本部の設置

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地災対本部」という。）を設置する。

(1) 現地災対本部長

ア 現地災対本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災対本部長は、本部長の命を受け現地災対本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地災対本部の組織等

現地災対本部を構成する機関、その他組織等に関する事項は、現地災対本部設置の都度、本部長が定める。

4 町災対本部と水防本部との関係

既に周防大島町水防本部が設置されており、災害の状況等により町災対本部が設置された場合は、当該水防本部は町災対本部に統合し災害応急対策にあたる。

5 県の現地災対本部との連携

県が町内に現地災対本部を設置した場合には、町は当該県現地災対本部と密接な連携を図り、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

**第2項 動員配備計画**

1 配備体制

(1) 第1 警戒体制

特に関係のある分庁課職員のみで配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

(2) 第2 警戒体制

災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1 非常体制に移行する体制とする。

(3) 第1 非常体制

町災対本部の関係対策部により、災害発生 of 未然防止措置または災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第2非常体制に移行する体制とする。

(4) 第2 非常体制

町の総力をあげて災害対策に取り組む体制で、全職員による体制とする。

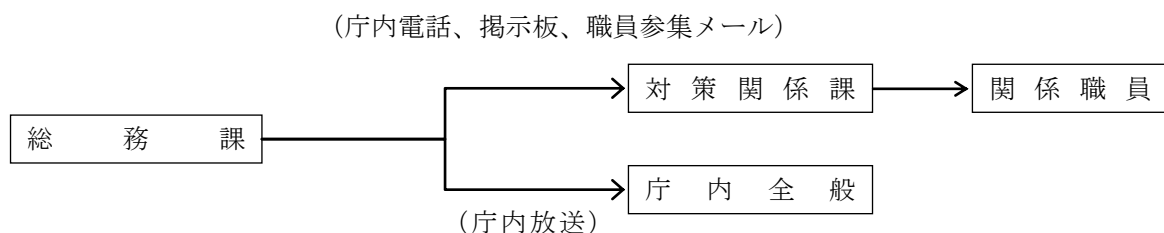
## 2 職員の動員体制

### (1) 動員体制の確立

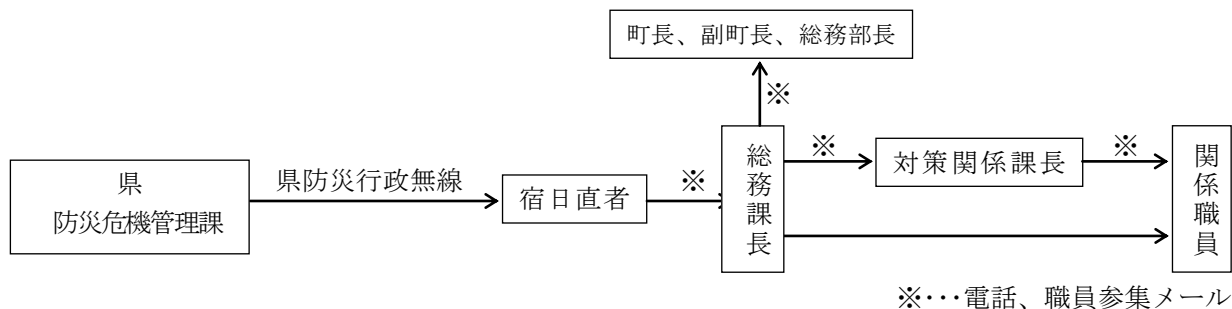
- ア 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

### (2) 配備課への連絡系統図

#### ア 勤務時間内



#### イ 勤務時間外



## 3 動員の方法

- (1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話及び職員参集メールなどで呼出を行う。
- (2) 勤務時間外
  - 第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。
- (3) 非常参集
  - 災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの総合支所、出張所に参集し、各施設長等の指示に従う。
  - なお、この場合、速やかに所属長に連絡する。

## 4 部相互間の応援動員

### (1) 動員要請

- 各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請する。

- 応援を要する時間      ○応援を要する職種等
- 勤務場所                ○集合日時・場所、携帯品
- 勤務内容                ○その他参考事項

(2) 動員の措置

- ア 総務部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じる。
- イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行う。

## 第2節 支援活動体制

災害時において、町は、県、近隣市町及び関係機関と相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

また、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図り、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行う。

## 第3節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を総務対策部に設置する。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出る。

### 1 設置機関

- (1) 町長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長……主として海上災害の場合
- (4) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害または事故

### 2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長または災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加する。

### 3 連絡本部の長

設置機関の長またはその指名する者が本部の長となる。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括する。

### 4 設置場所

設置機関の事務所または被災地付近の適当な場所

### 5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討

- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施について必要な事項

#### 6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長または災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努める。

## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

災害発生時において、迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなるため、県をはじめ防災関係機関から正確な情報を迅速に収集し、的確に伝達する。

また、広報は、被災地の混乱を防ぎ人心を安定させるうえで重要な役割を担うため、適宜適切な広報を実施する。

### 第1節 災害情報計画

町は、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、防災関係機関から得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する気象特別警報・警報・注意報（以下「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。

#### 第1項 気象警報・注意報等

##### 1 気象警報・注意報等の種類と発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、町単位で発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

#### 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ○50年に一度の値（周防大島町、H27.6.24 現在） ：R48（362）、R03（140）、SWI（223）
暴風	数十年に一度の強度の台風
高潮	暴風が吹くと予想される場合
波浪	同程度の温帯低気圧により
	高潮になると予想される場合
	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(注) 大雨欄「50年に一度の値」

- ・R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)
- ・「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- ・R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- ・特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- ・特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

【資料編：資料3-2-1 警報・注意報発表基準一覧表】

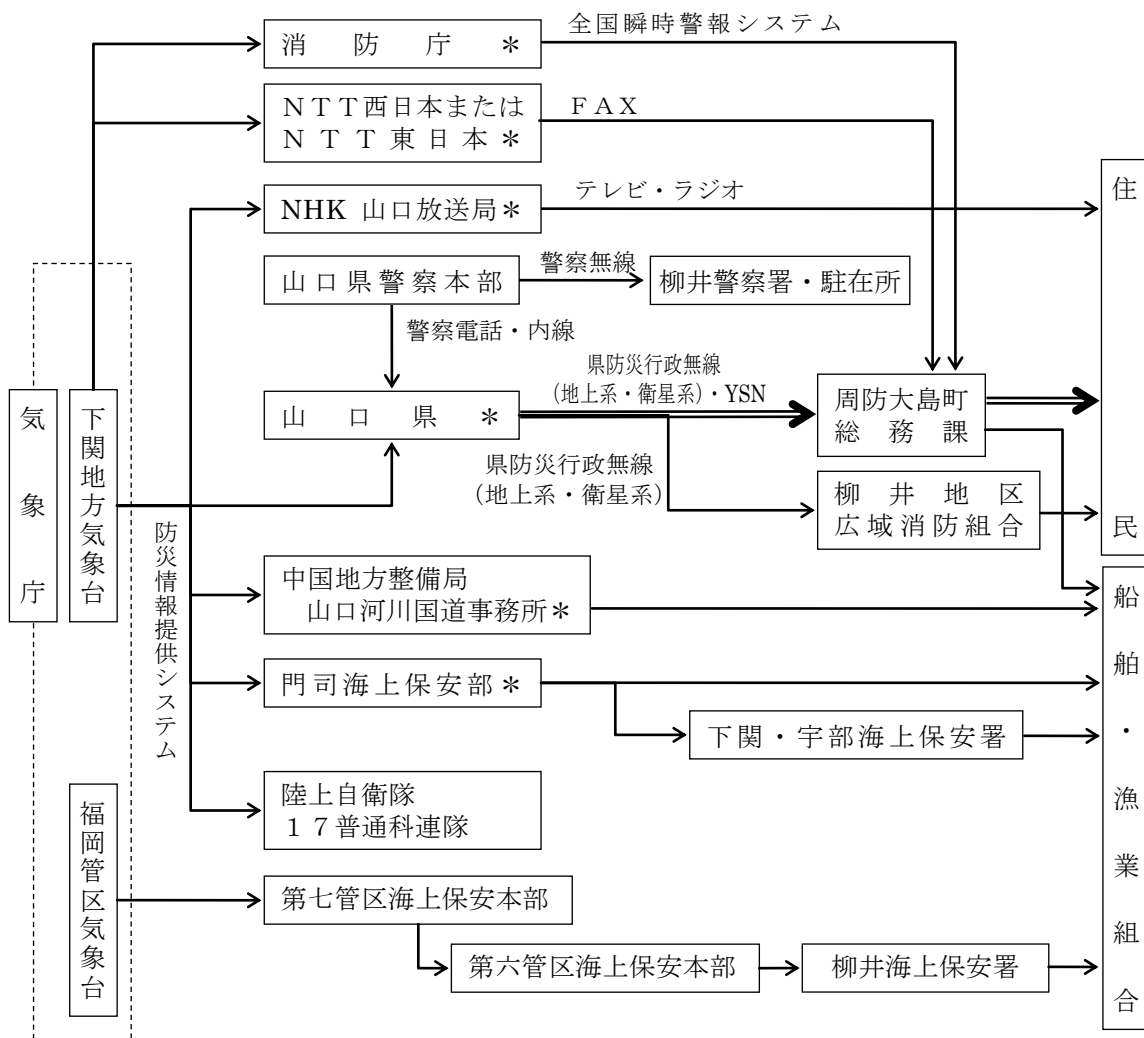
2 気象予警報区分

山口県は、東部、北部、西部、中部の4つの地域に気象予警報が区分されており、本町は山口県東部（柳井・光）に区分されている。

第2項 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

町及び防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図

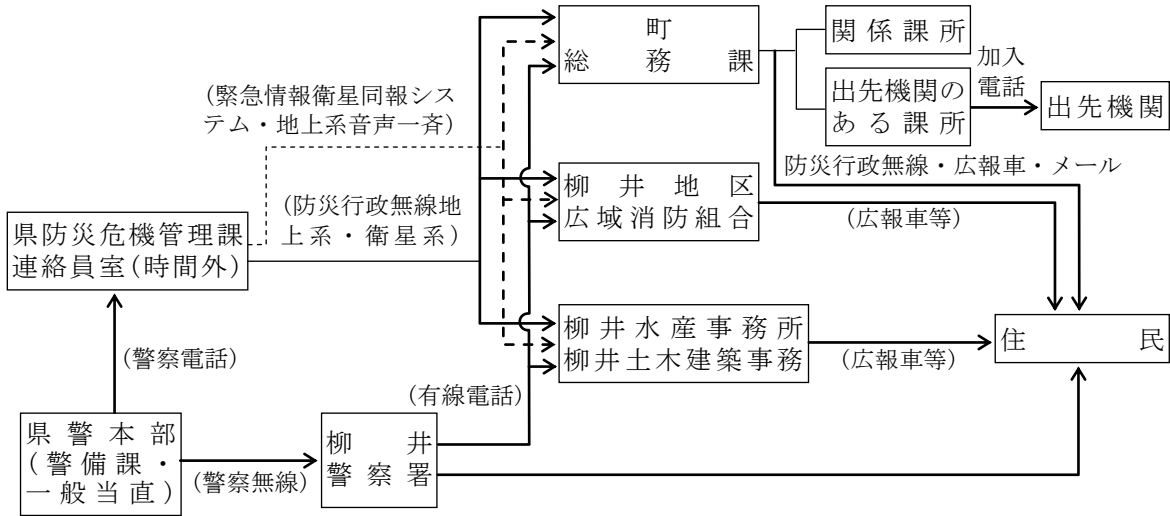


(注) 「\*」は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

## 2 町における伝達系統図

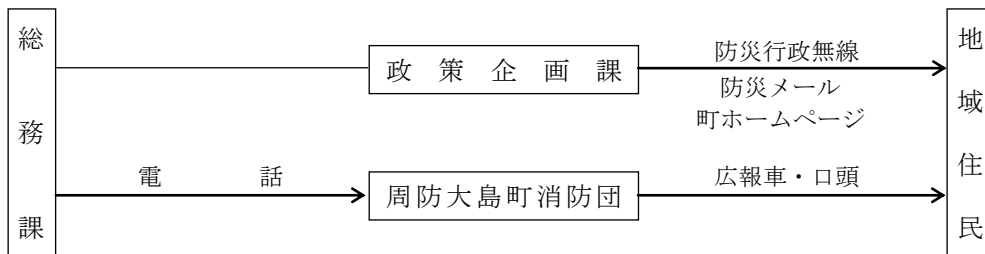
### (1) 総括図



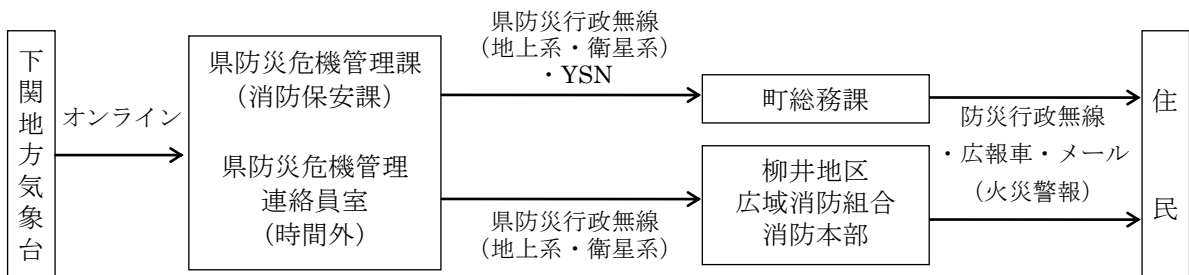
### (2) 職員に対する伝達措置

- ア 勤務時間内にあつては、庁内放送・庁内電話及び職員参集メールで関係職員に伝達する。
- イ 勤務時間外にあつては、非常連絡網により電話及び携帯電話で関係職員に伝達する。  
職員は、みだりに外出せず自宅に待機し、テレビ・ラジオ等を視聴するなど気象状況に注意するものとする。

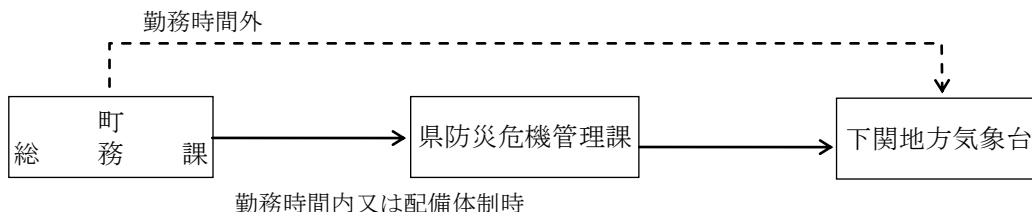
### (3) 住民に対する伝達措置



## 3 火災気象通報の伝達 (消防法第22条)



## 4 異常気象(降雨、降雪)に関する情報伝達



### 第3項 関係機関による措置事項

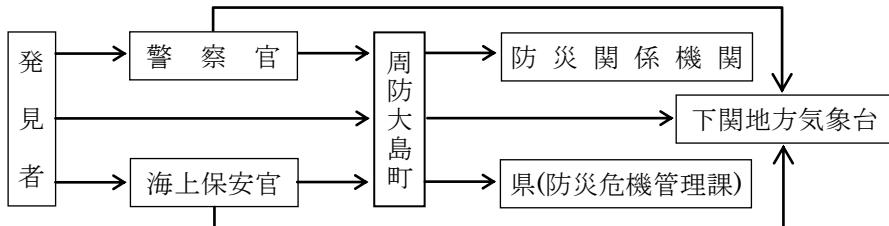
#### 1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
気象台	気象注意報・警報及び気象情報の伝達 第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。
県	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報・注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに、県防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱を行うものとする。</p> <p>2 重要な情報の伝達 地象、水象、その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>
警察本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署・駐在所に通知するとともに、県（防災危機管理課）に連絡する。</p> <p>2 異常現象の通報 柳井警察署長は、異常現象を認知したとき、または住民からの通報を受けたときは、速やかに町及び下関地方気象台に通報する。</p>
町	<p>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <p>1 気象注意報及び警報について、県、N T Tから通報を受けたとき、または自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、柳井警察署、消防組合、県出先機関等へ協力を要請して、万全の措置を講じる。</p> <p>2 住民等への避難勧告・指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておく。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認する。</p>
柳井地区広域消防組合 消防本部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある警報・注意報等について、県、市町等から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。</p> <p>2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集または入手したときは、これを関係市町、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
柳井海上保安署	気象注意報・警報及び気象情報の伝達 災害のおそれのある注意報及び警報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、



関係機関	措置内容
	1 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意を喚起する。 2 巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。 3 あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知する。
西日本電信電話株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、NTT西日本は、下関地方気象台から伝達された警報を各市町に連絡する。

## 2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	次の異常気象に関する気象予警報が発表されていないときに、当該異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。	
	異常現象	通報する基準
	たつ巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
	異常潮位	天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動した場合
	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
	なだれ	建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの
通報系統	 <pre> graph LR     A[発見者] --&gt; B[警察官]     A --&gt; C[海上保安官]     A --&gt; D[周防大島町]     B --&gt; D     C --&gt; D     D --&gt; E[防災関係機関]     D --&gt; F[下関地方気象台]     D --&gt; G[県(防災危機管理課)]     E --&gt; F     G --&gt; F     F --&gt; G   </pre>	
通報項目	1 現象名または状況 2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項	

## 3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

異常気象時における防災気象情報の発表は、災害対策上最も緊急なことである。

これら防災気象情報を的確かつ迅速に発表するためには、観測資料の収集が必要不可欠であるため、町は、必要な観測資料の通報に協力するものとする。

雨量通報の基準 (雪を含む。)	1 降水量が次の基準に達した場合 (1) 3時間降水量が60mmに達した場合 (2) 降雪の深さが20cmに達した場合 (3) (1)、(2)、(3)以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき。 2 下関地方気象台から照会があった場合
通報の内容	1 観測所名 2 観測日時

	3 雨雪の量 4 その他特に必要と認める事項
通報の方法	1 観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2 県防災危機管理課に対しても通報する。

#### 第4項 土砂災害警戒情報

##### 1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

##### 2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条並びに土砂災害防止法第27条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難勧告等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

##### 3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

##### 4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

###### (1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

###### (2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除できる。

##### 5 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対

象とするものではないことに留意する。

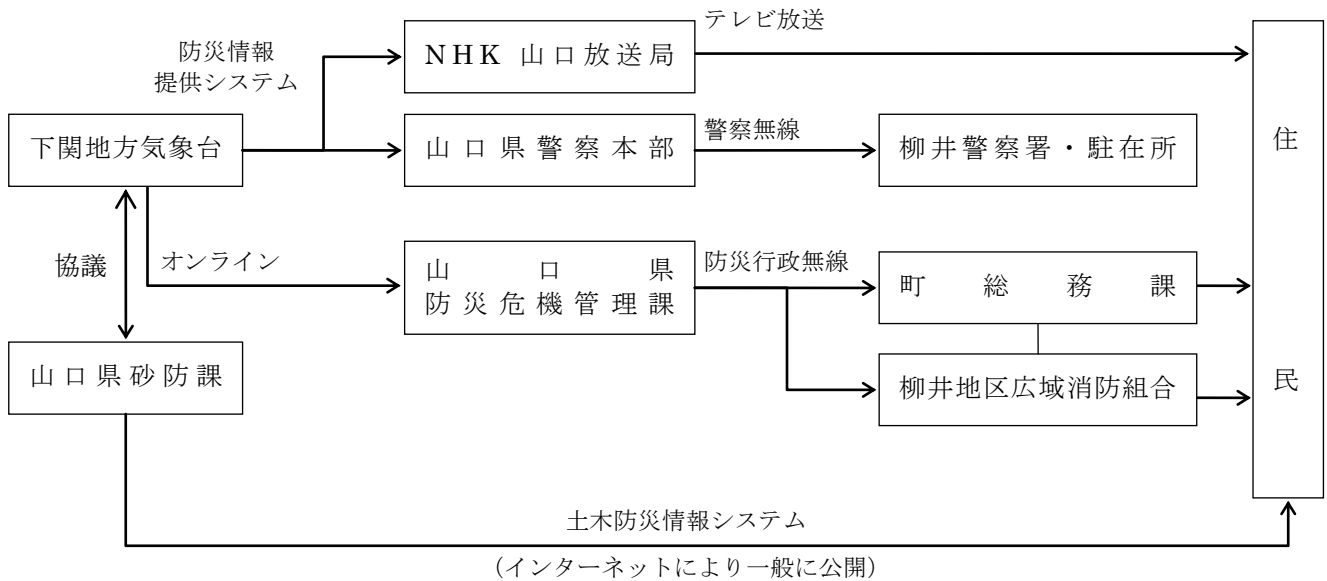
#### 6 土砂災害警戒情報に係る市町の対応

町長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。

なお、避難勧告等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。

#### 7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



### 第5項 土砂災害緊急情報

#### 1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

#### 2 緊急調査

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

#### 3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

通知は、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

#### 4 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

##### (1) 急迫情報

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合。

##### (2) 継続情報

- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合。

##### (3) 終了情報

- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合。

#### 5 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

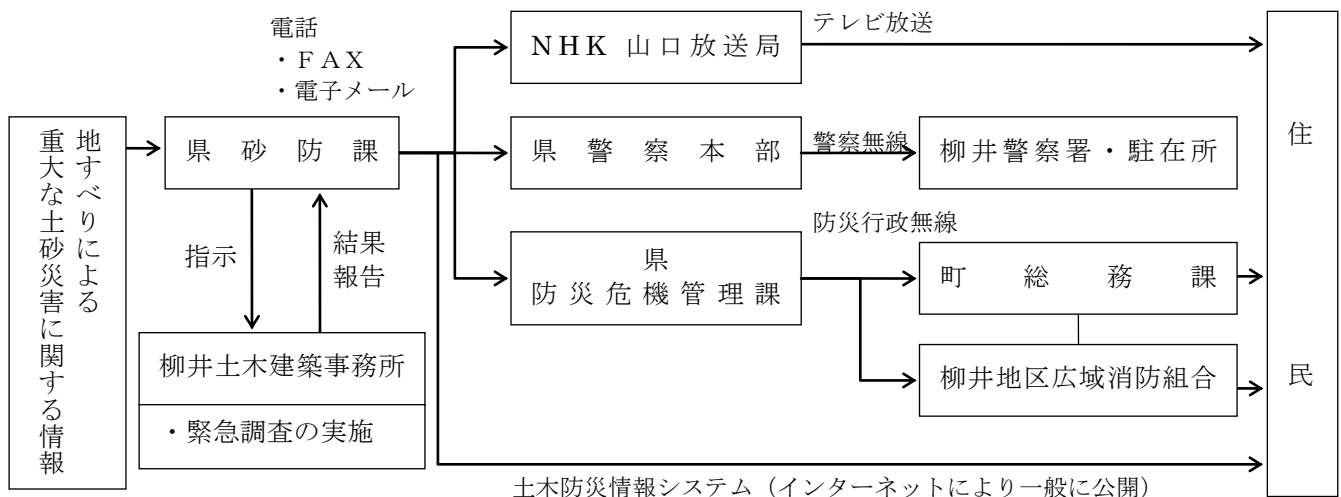
このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

#### 6 土砂災害緊急情報に係る町の対応

町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

#### 7 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



## 第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町は、災害の発生に際して速やかに町内における所掌業務に関して必要な情報を

把握し、県等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

### 第1項 情報収集・伝達連絡系統

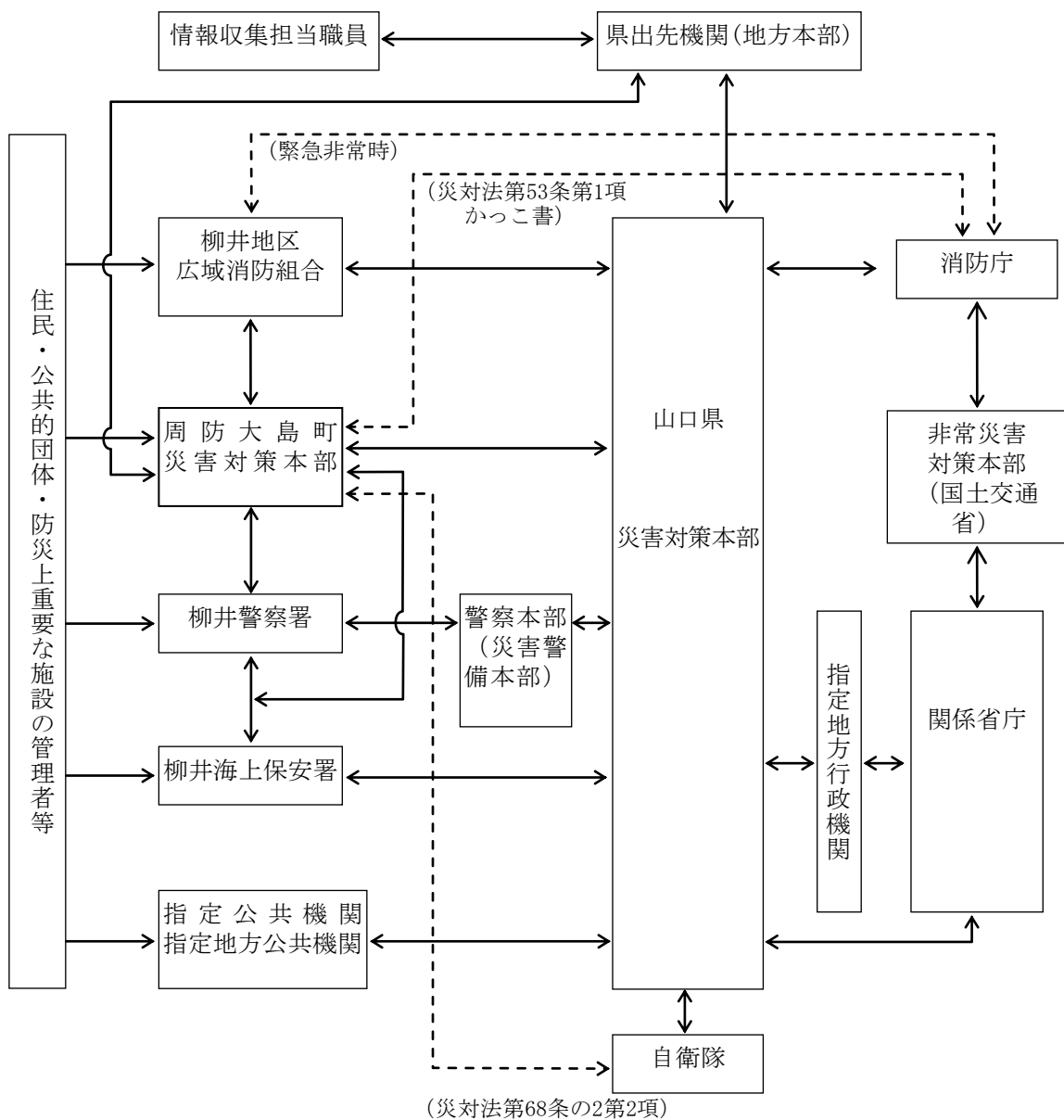
町は、所掌する事務または業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行う。

なお、情報伝達に際しては、避難行動要支援者（要配慮者）に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努める。

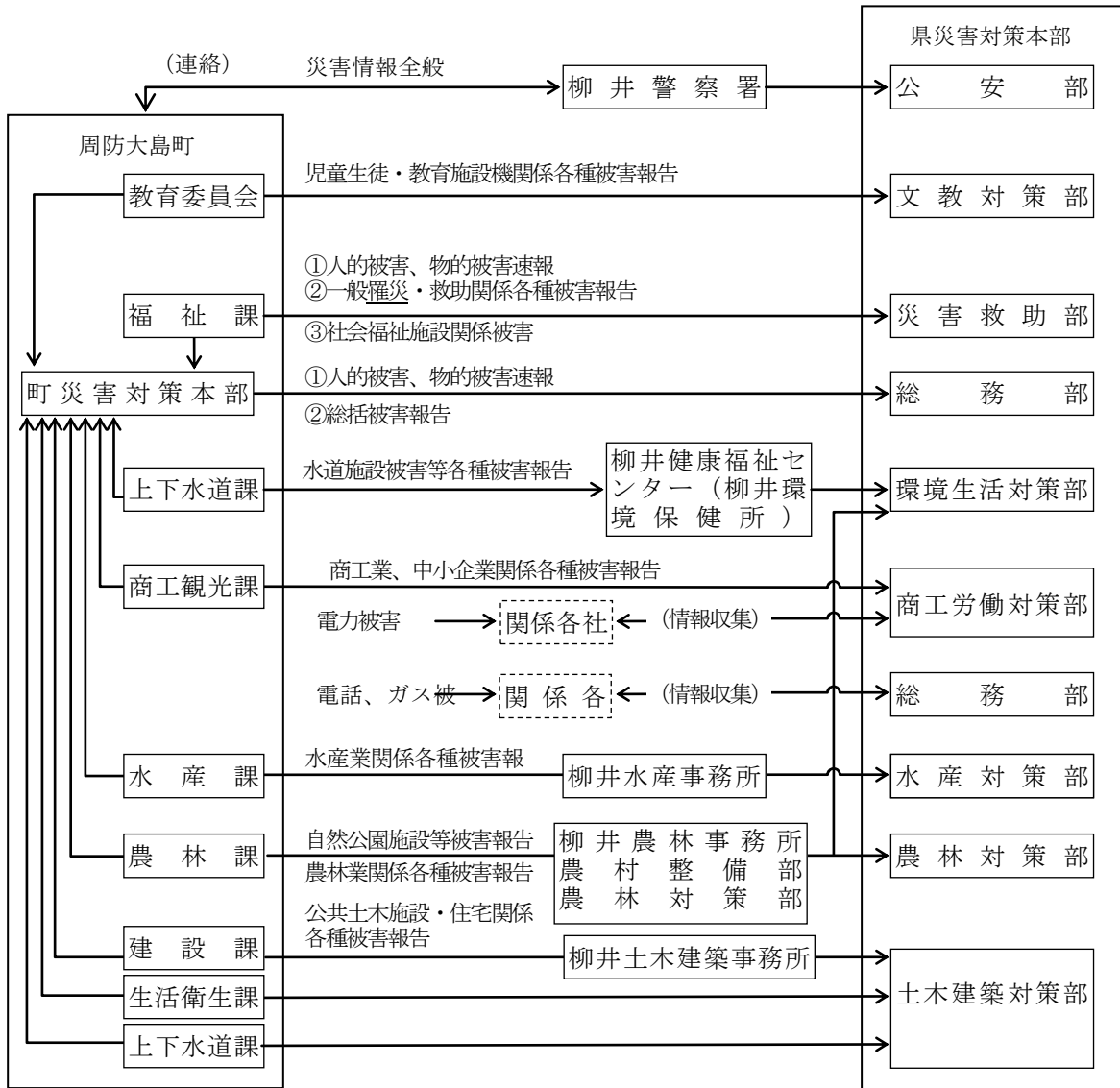
#### 1 情報収集連絡系統

災害情報の収集・連絡の流れは、次のとおりである。



## 2 町から県への災害情報の報告

町から県への被害報告は、次による。



## 第2項 町の情報収集伝達措置

災害発生時には、町は、積極的に所属職員を動員し、または関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

### 1 災害情報収集体制の確立

- (1) 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。
- (2) 情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、消防団の活動、消防本部、柳井警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- (3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

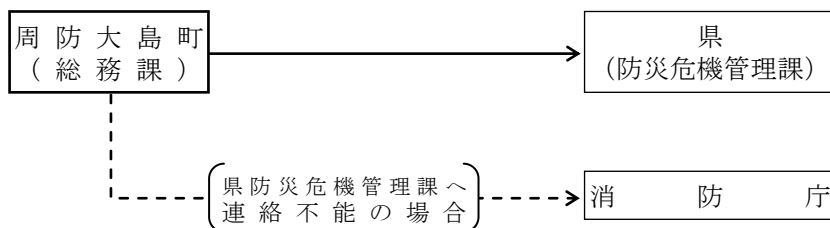
### 2 情報伝達体制

- (1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じ、その伝達について関係機関の協力を要請する。
- (2) 町において収集した情報は、県、消防組合、柳井警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。  
特に、人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。
- (3) 関係機関への情報伝達は、第1章第1節第1項4「町災対本部の設置（廃止）の通知等」の表に定める方法により行う。
- (4) 住民に対する情報の伝達は、第1節第2項2「町における伝達」に定める伝達系統図に準じて行う。

### 3 被害報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する町への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡する。



#### (1) 被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書または電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家：全壊、半壊 被災者
その他被害	ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
避難措置	町が立退きを勧告または指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置または廃止した場合

【資料編：資料3-2-2-1 被害認定基準】

#### (2) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

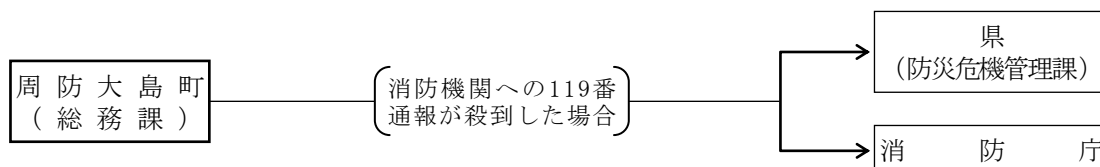
#### (3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。

【資料編：様式2 被害状況等報告書】

4 直接即報

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。



[消防庁報告先]

回	線	別	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T	回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク		電話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49012
		F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ア 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- イ 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ウ トンネル内車両火災

(2) 危険物等に係る事故

- ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500 m<sup>2</sup>程度以上の区域に影響を与えたものまたは与えるおそれがあるもの
- イ 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出したものまたは流出するおそれがあるもの
  - (イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- ウ タンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し、または発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア バスの転落等による救急・救助事故
- イ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故



## 5 その他の報告

- (1) 被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。
- (2) 119番通報の殺到を覚知した場合には、県及び消防庁に報告する。

## 第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で、町は、災害に関する予報・警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

### 第1項 通信連絡手段の現況

次の通信手段の中から、状況に適した通信を行い、必要な情報を収集、あるいは被害状況等を報告、伝達する。

- 1 県防災行政無線
- 2 町防災行政無線（屋外子局、個別受信機、移動系）
- 3 一般加入電話（災害時優先電話）

### 第2項 通信の確保

町は、次により災害時の通信を確保する。

- 1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任
  - (1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、あらかじめ総務課消防防災班長を通信取扱責任者に、また総務課消防防災班員を通信担当者に選任する。
  - (2) 通信連絡責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。
- 2 通信の確保
  - (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県に連絡する。
  - (2) 町は、県等防災関係機関から重要な情報を収集、または被害状況等を速やかに報告するため、県防災行政無線を活用するとともに、支所等の出先機関や住民に必要な情報を伝達するため、町防災行政無線を活用する。

このほか、支所等の出先機関との相互通信には災害時優先電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として使用することを職員に徹底する。

### 3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、町は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

#### (1) 電話・電報施設の優先利用

町は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、

電話若しくは電報施設を優先利用し、または他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策																														
1 非常緊急用電話の承認	町においては、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本通信電話株式会社より承認を受けている。																														
2 非常・緊急扱い電報	「非常扱い通話」に準ずる内容とする電報については、「非常扱い電報」として、全ての電報に優先して取扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 ◎電報の申し込み方法 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号115番に申し出る。その際発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。																														
3 非常電報電話	本町における非常時の電報電話は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">電 報</th> <th colspan="3">電 話</th> </tr> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>機関名</th> <th>市外局番</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周防大島町役場 (大島総合支所)</td> <td>小松 126-2</td> <td>周防大島町役場 (大島総合支所)</td> <td>0820</td> <td>74-1001</td> </tr> <tr> <td>久賀総合支所</td> <td>久賀 5134</td> <td>久賀総合支所</td> <td>0820</td> <td>79-1000</td> </tr> <tr> <td>東和総合支所</td> <td>平野 417-11</td> <td>東和総合支所</td> <td>0820</td> <td>78-1110</td> </tr> <tr> <td>橋総合支所</td> <td>西安下庄 3920-3</td> <td>橋総合支所</td> <td>0820</td> <td>77-5500</td> </tr> </tbody> </table>	電 報		電 話			機関名	所在地	機関名	市外局番	番号	周防大島町役場 (大島総合支所)	小松 126-2	周防大島町役場 (大島総合支所)	0820	74-1001	久賀総合支所	久賀 5134	久賀総合支所	0820	79-1000	東和総合支所	平野 417-11	東和総合支所	0820	78-1110	橋総合支所	西安下庄 3920-3	橋総合支所	0820	77-5500
電 報		電 話																													
機関名	所在地	機関名	市外局番	番号																											
周防大島町役場 (大島総合支所)	小松 126-2	周防大島町役場 (大島総合支所)	0820	74-1001																											
久賀総合支所	久賀 5134	久賀総合支所	0820	79-1000																											
東和総合支所	平野 417-11	東和総合支所	0820	78-1110																											
橋総合支所	西安下庄 3920-3	橋総合支所	0820	77-5500																											

【資料編：資料3-2-3 災害時優先電話設置状況一覧】

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき、または困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防無線があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

町は、有線電気通信法により、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

町長が、住民、県、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図る。

なお、使用するに当たっての必要事項（使用者、通信内容、使用条件、事前協議等）については、別途参照する。

(ウ) 使用手続き

町長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用または使用する場合に備えて、あらかじめ設置機関と協議して手続き等を定めておく。

(エ) 非常通話の発受人

下記(2)2「非常通信の利用」の項に記述

(オ) 非常通信の内容及び利用料金

下記(2)2「非常通信の利用」の項に記述

ウ 携帯電話の使用

町は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うため、災害の状況によっては、個人所有の携帯電話を活用し、情報の伝達等を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

町は、各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 無線通信の利用

町は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
1 代替設備の配備	町は、屋外子局等が被災した場合には、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	<p>町は、有線通信が途絶し、利用することができないときまたは利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。</p> <p>この場合の要件としては、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合において、人命の救助、災害の救助、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <p>また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>町内においては柳井地区広域消防組合が山口地区非常通信協議会の構成機関となっているため、非常により当該消防本部に協力を求める。</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア 非常通信用紙または適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載する。</p> <p>イ 本文はカタカナまたは普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。</p> <p>(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等</p> <p>ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。</p> <p>イ 陸上移動無線局の派遣</p>

事 項	措 置 事 項				
	<p>有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、山口地区非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置する。</p> <p>ウ 船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア 非常通信の伝送に要する料金 (ア) NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 (イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除取扱いの電報」を除いて、全て有料とする。</p> <p>イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるものまたはこれに準ずるものであればよいことになっている。 (ア) 人命の救助に関するもの (イ) 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害に関するもの (ウ) 緊急を要する気象等の観測資料 (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令 (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの (ク) 遭難者救護に関するもの (ケ) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの (コ) 町防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの</p>				
3 孤立防止対策用衛星電話の使用	<p>(1) 災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、孤立地区の発生が予想される地域において自治体の防災無線など未設置で孤立防止対策が必要な地域に対し、NTTへの要請・調整により、可搬無線機を配備する。</p> <p>(2) 災害等がない場合は、非常・緊急通話用の102番とシステムの正常性を確認するための117番以外は使用できない。また、特設公衆電話として使用する際には遠隔操作により任意の番号への発信を可能とする。</p> <p>(3) NTTの事業所に「可搬型孤立防止用衛星通信方式（Ku-1ch）」の端末を配備し、災害、設備故障などの際に出動し、社内連絡用及び特設公衆電話として使用する。</p>				
4 災害対策用移動通信機器等の借用	<p>(1) 中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>[総務省が所有する災害対策用機器]</p> <table border="1" data-bbox="478 1899 1391 2009"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 1906 815 1939">種 類</th> <th data-bbox="815 1906 1386 1939">貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 1939 815 2009">移動無線機 約1,300台 (簡易無線局等)</td> <td data-bbox="815 1939 1386 2009">機器貸与：無償 新規加入料：不要</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	貸 与 条 件 等	移動無線機 約1,300台 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要
種 類	貸 与 条 件 等				
移動無線機 約1,300台 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要				

事 項	措 置 事 項	
		基本料・通話料：不要
	(2) 町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする。	
5 災害対策用移動電源車の借用	(1) 中国総合通信局では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。 [中国総合通信局に配備されている移動電源車]	
	種 類	貸 与 条 件 等
	中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	(2) 町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする	

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、町は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じる。

ア アマチュア無線の活用

町は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討する。

イ タクシー用業務無線の活用

町は、町内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議する。

**第3項 通信施設設備の整備**

災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する町は、災害時等の通信の確保を図るため通信施設設備の整備を図る。

1 町における整備

災害の未然防止の観点から、災害情報等の一斉伝達に大きな効果がある同報系無線及び地域防災無線の整備を促進する。

さらに、インターネットを災害時の連絡・広報手段として活用できるよう検討を行う。

2 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防通信無線（消防無線及び救急無線）の整備充実を図ってきている。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

柳井地区広域消防組合においては、県内共通波、市町波を有し、災害時等に活用してい

る。

## 第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により町、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

町は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、町が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。

このため、これに必要な事項について定める。

### 第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、町長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達または警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、住民等へ必要な情報を提供する。

#### 1 県における放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。（「災害時における放送要請に関する協定」）

#### 2 放送要請取扱要領

##### (1) 放送要請ができる災害等

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象または大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

##### イ 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

##### (2) 放送要請手続き

ア 災対法第57条の規定に基づき、町長が行う伝達、通知または警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行う。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、町長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。

この場合、町長は、事後速やかに県に報告する。

イ 県を通しての要請は、県災対本部に対して、「放送要請書」により要請する。

#### 【資料編：様式9 放送要請書】

ウ 放送を必要とする対策部は、総務部長と協議の上、要請文を作成する。

エ 放送要請は、本部長（町長）が決定する。本部長不在の場合は、副本部長（副町長）が決定する。

#### 放 送 機 関

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 無線電話 10-219-3

放送機関	連絡責任者	連絡先
		無線 FAX 19-219
山口放送株式会社	報道局長	0834-32-1110 無線電話 10-220-3 無線 FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 無線電話 10-221-3 無線 FAX 19-221
株式会社エフエム山口	放送部長	083-924-4535 無線電話 10-223-2 無線 FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111 無線電話 10-222-3 無線 FAX 19-222

## 第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機またはこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、緊急時には、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

町は、緊急警報放送が必要と認める場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事を通じて放送局（NHK山口放送局）に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

## 第5節 広報計画

災害時における住民の適切な行動と人心の安定、秩序の維持を図るため、町は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、町が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

### 第1項 広報活動

町が広報活動を行うに当たっては、関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また情報の輻輳、混乱を防止するため、町は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

#### 1 広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられるが、適時適切な広報を実施する。

なお、広報を行うに当たっては、高齢者、視聴覚障害者、外国人など要配慮者に配慮した広報に努める。

事前情報	中間情報	発災直後情報
① 気象に関する情報 ② 交通情報 ③ その他必要事項	① 避難に関する情報 ② 災害発生情報 ③ 交通規制情報 ④ その他必要事項	① 交通規制情報 ② ライフライン情報 ③ 安否情報 ④ 避難所情報 ⑤ 食料・生活物資の情報 ⑥ 復旧状況 ⑦ その他必要事項

## 2 広報実施機関

広報対象者等	担当部班	担当責任者
地域住民	総務対策部企画班	政策企画課長
報道機関	〃	〃
県	総務対策部防災班	総務課長
防災関係機関	〃	〃

## 3 広報時における留意事項

人心の安定を図るため、次の事項に留意して広報を行うものとする

広報時の留意事項
① 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施 ② 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施 ③ 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握 ④ 被災者ニーズに適した広報

## 第2項 災害時の広報活動

### 1 総務対策部の体制

総務対策部は、単独でまたは他部の応援を受けて、迅速・的確な情報収集に努め、適時適切な災害広報を実施するとともに、被災者の相談、苦情等の広聴活動についても実施する。

区分	対応する事項
広報活動	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、役場内外、県等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) 防災行政無線、広報車、ホームページ、掲示板等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。
報道機関措置	(1) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (2) 記者会見に関する事。 (3) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。
広聴活動	被災者からの相談、問い合わせ、苦情等への対応 (1) 町役場、総合支所、出張所等への相談窓口の設置に関する事。 (2) 避難所、被災地等への巡回相談に関する事。

### 2 住民への広報手段

災害時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のよう



なものが考えられる。

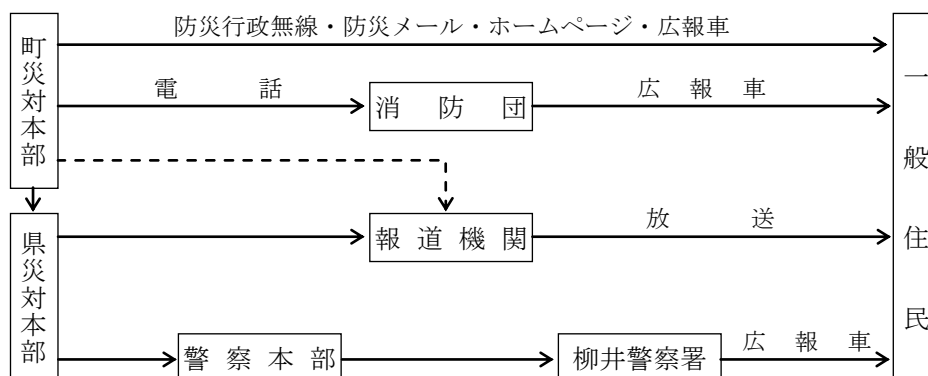
伝達手段	種別	特 色
防災行政無線	被、生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
広 報 車	被、生	〃
掲 示 板	生、安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙(広報等)	生、安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生、安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
アマチュア無線	被、生、 安	組織的な活動を行うことができれば、発災直後から長期にわたり有効な手段
インターネット	被、生、 安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

(注) 被・・・被害状況、生・・・生活情報、安・・・ 安否情報

### 3 災害広報に関する連絡等

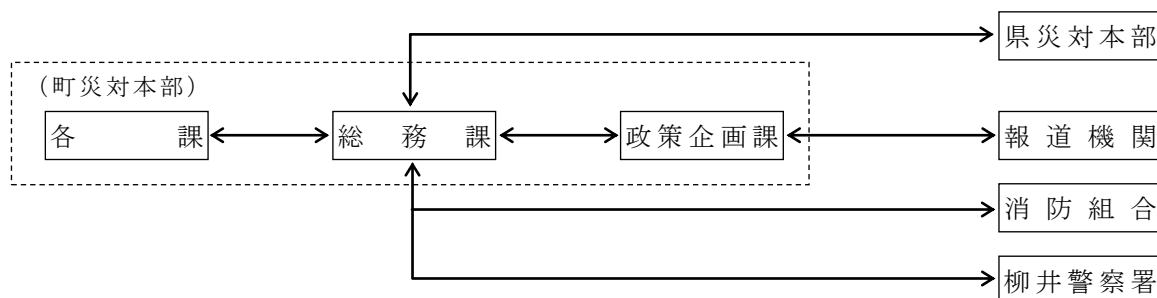
#### (1) 災害広報活動の流れ

町災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



#### (2) 災害広報に関する連絡

##### ア 連絡系統図



##### イ 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

##### ウ 町災対本部内における各部への連絡事項

- (ア) 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼

(イ) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供（被害状況の集約⇒総務対策部庶務班）

#### 4 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、NTT及びNTTドコモの電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、広報紙、町役場・避難所等への掲示等により活用方法を住民に周知させる。

#### 5 情報、資料の収集及び広報資料の作成

##### (1) 収集の方法

現地住民、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて現地に調査員等を派遣するなどして対応する。

##### (2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収 集 事 項	収 集 の 内 容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	総務対策部
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時、場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	各対策部 対策関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	総務対策部 健康福祉対策部 教育対策部 柳井警察署
4 消防団・警察・自衛隊・消防署等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関または出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員・指揮者・携行機械器具等 (5) 経過	総務対策部 柳井警察署 消防対策部 自衛隊 柳井消防署
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	各対策部 対策関係機関 県 柳井警察署 消防対策部
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	各対策部 対策関係機関 県 他市町 柳井警察署 報道機関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	各対策部 対策関係機関 柳井警察署 報道機関

##### (3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段

を活用し、実施するものとする。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台 町 県 防災関係機関	(1) 防災行政無線の活用 (2) 広報車巡回 (3) 町ホームページ、町防災用メールの活用 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 組織を利用した口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用	(1) 自治会組織を活用する
県への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	町	(1) 県防災行政無線 (2) 電話、ファクシミリ (3) 文書	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務対策部企画班（政策企画課長）が発表する。

イ 発表場所、時間

政策企画課長が関係者と協議して決める。

(5) 県及び公共機関等との連携

町は、情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び公共機関と連携を取り合うものとする。

### 第3項 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

## 第3章 事前措置及び応急公用負担計画

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

### 第1節 事前措置計画

#### 第1項 町長の事前措置の指示

災対法第59条1項に基づくものである。

##### 1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき。(災対法第56条)
- (2) 警告をしたとき。(災対法第56条)
- (3) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。(水防法第12条)
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき。(水防法第9条)
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合(消防組織法第24条の2)

##### 2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所、高圧線、高い煙突、ネオン看板、材木、危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

##### 3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の除去、補強、保安措置その他必要な措置

(注) 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

##### 4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行できる。

(第2節「応急公用負担計画」に関連)

#### 第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示

災対法第59条2項に基づくものである。

警察署長、海上保安本部・署の長は、町長から要求があったときは、第1項の町長の指示を行うことができる。

(注) 指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

#### 第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令

消防法第3条に基づくものである。

##### 1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

##### 2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者または火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者または占有者で権限を有する者

### 3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限またはこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰または火粉の始末
- (3) 危険物または放置され若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され、またはみだりに存置された物件の整理または除去

## 第4項 水防管理者、水防団長の事前措置の要求

水防法第9条に基づくものである。

### 1 事前措置要求の条件

随時（梅雨期、台風期前、その他水害の予測されるとき。）、区域内の河川、海岸堤防等を巡視して、水防上危険と認められる箇所があるとき。

### 2 要求の対象

- (1) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (2) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (3) 普通河川については条例の定めるところにより知事または町長
- (4) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (5) 漁港施設たる海岸堤防については漁港施設管理者
- (6) その他の海岸については、県または町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸を改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

## 第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

## 第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して次の様式により予告を行うものとする。

【資料編 様式 21 災対法における事前措置に係る予告通知様式】

## 第2節 応急公用負担計画

### 第1項 町長の権限

災対法第64条、65条に基づくものである。

#### 1 権限行使の要件

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

## 2 公用負担の内容

### (1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地、建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用または収用

ウ 現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

### (2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民または現場にある者を応急措置に従事させることができる。

## 3 公用負担の手續等

### (1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。（災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条）

### (2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

## 4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

## 第2項 警察官、海上保安官の権限

災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項に基づくものである。

町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの要求があったときは、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

## 第3項 自衛官の権限

災対法第64条第8項、第65条第3項、第63条第3項に基づくものである。

町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

## 第4項 消防吏員または消防団員の権限

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

### 1 権限行使の要件と権限の内容

#### (1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、または発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、またはその使用を制限することができる。

#### (2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止または人命救助その他の消火作業に従事させることができる。

### 2 損失補償及び損害賠償

消防法第36条の3の規定による。

## 第5項 消防長または消防署長の権限

災対法第29条、第30条、第36条に基づくものである。

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

### 1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分またはその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分または使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用または用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

### 2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条第3項、第36条の3の規定による。

## 第6項 水防管理者、消防団長の権限

水防法第17条、第21条、第34条に基づくものである。

### 1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬具または器具使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

### 2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

### 3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

## 第7項 知事の権限

災害救助法第7条、8条、災対法第71条、81条に基づくものである。

### 1 災害救助法を適用した場合（救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条）

#### (1) 従事命令

##### ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

##### イ 命令の対象（救助法施行令第4条）

##### (ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

##### (イ) 土木建築工事関係者

土木技術者または建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

##### (ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従業者

(注) 内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療または土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き（救助法第7条第4項）

公用令書を交付して命じる。

オ 実費弁償

災害救助法7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令（救助法第8条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

ア 権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、または内閣総理大臣の命令を実施するとき。

イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）

(ア) 病院、診療所、旅館または飲食店の施設の管理

(イ) 土地、家屋、若しくは物資の使用

(ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管または物資を収用

ウ 公用負担の手続き

公用令書により命じる。（救助法第9条第2項）

エ 損失補償及び損害補償

救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

(1) 権限行使の要件

災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ 施設及び設備の復旧に関する事項

ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ 緊急輸送の確保に関する事項

カ その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 権限の対象と内容

救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

(3) 命令の手続き



公用令書により命じる。(災対法第81条)

(4) 損失補償及び損害賠償

災対法第82条、第84条の規定による。

## 第4章 救助・救急、医療等活動計画

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数のぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により医療救護活動を実施する。

### 第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから、救助・救急に関し必要な事項を定める。

#### 第1項 救助・救急の実施

##### 1 町及び消防機関の活動

機 関 名	活 動 内 容
町 消防機関	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ、迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、または必要に応じて災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

##### 2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、または救出して、その者を保護することを目的とする。

##### (1) 救助を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

(ア) 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

(イ) 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めにあつたような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

(イ) 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

## (2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内

イ 災害の状況により、知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。(特別基準)

## (3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費または購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費または購入費

イ 修繕費

救出のため使用（借上使用を含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代または救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

## 3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする

## 第2項 傷病者の搬送

### 1 傷病者の搬送手順

#### (1) 傷病者搬送の判定

企業局対策部医療救護班は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

#### (2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療総務班または消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町の保有車両のほか、県、他市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

前島地区、笠佐島地区、情島地区、浮島地区の離島からの搬送は、町営渡船を活用し、または漁業関係者に協力を依頼して搬送する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他の機関は、医療総務班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重症者等の場合は、必要に応じて県に消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの出動を要請し、あるいは県を通じて山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

### 2 傷病者搬送体制の整備

#### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要になってくる。

このため、町は、救急隊との連携を密にして要搬送者数等を把握するとともに、大島郡医師会や柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）から管内医療機関の被災状況、受入状況の把握に努め、医療救護所との連絡調整に努める。

## (2) 搬送順位

ア あらかじめ、町内の医療機関の規模、位置、診療科目等を把握し、およその搬送可能者数を想定しておく。【資料編：資料 3-4-1 町内医療機関一覧】

イ 災害時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、さまざまな情報を踏まえた上で最終的な搬送先を決定する。

## (3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る町（産業建設対策部）、県（柳井土木建築事務所・柳井農林事務所農村整備部）との連携体制を図るとともに、柳井警察署から緊急道路の交通規制状況を把握するなど柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。

## (4) トリアージ・タグの整備

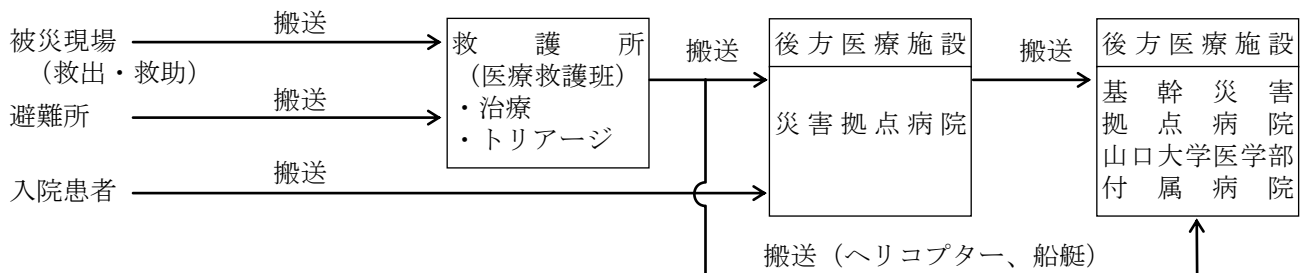
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

## 第 2 節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊、火災等により、多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

### 第 1 項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

### 第 2 項 医療救護体制

災害時における医療救護は、第一次的に対処する責任を有する町が、町内医療機関や大島郡医師会等の協力を得て実施する。

町内では十分な医療救護の実施が困難な場合には、県に応援を要請する。

#### 1 医療救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

ア 企業局対策部医療総務班は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、班数を算出し、

地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、町内の医療機関等の協力を得て、災害時の企業局対策部医療救護班（大島病院・東和病院・橘病院）を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

ウ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

医 師	1～2名	
薬 剤 師	1名	必要に応じて編入
看 護 師	3～5名	うち1名は師長
事 務 職 員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

(イ) 医療救護班の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

エ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、医療救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

オ 各機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、緊急連絡網を活用し迅速に把握する。

(2) 町の活動内容

ア 大島病院、東和病院、橘病院で編成する医療救護班を設置する。

イ 必要により大島郡医師会に協力要請し、医療救護班を設置する。

ウ 町の能力のみでは十分でない判断した場合は、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

要 請 時 の 明 示 事 項
① 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
② 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要機材
③ 応援必要班数
④ 現地への進入経路、交通状況
⑤ その他参考となる事項

エ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、ウに掲げる事項とする。

オ 医療救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。

(3) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、町があらかじめ定めた医療救護所または被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。医療救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

- (ア) 避難場所
- (イ) 避難所
- (ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (エ) 助産救護
- (オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、県により避難所救護センターが設置されることとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行われる。なお、設置に際しては、県、町、大島郡医師会と協議して設置される。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切り替える。

2 後方医療体制

被災現場での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

なお、傷病者の搬送については、第1節第2項「傷病者の搬送」に定めるところによる。

(1) 災害拠点病院

県(医務班)は、二次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県(医務班)は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センターまたは災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(5) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県(医務班)が実施する。

(6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁(国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁)に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。



管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

- (2) 町だけでは十分対応できないと判断した場合は、柳井健康福祉センター所長（柳井環境保健所長）に応援要請を行う。
- (3) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後、柳井健康福祉センター所長（柳井環境保健所長）にその状況を報告するものとする。
- (4) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

## 2 県の活動内容

県は、市町を応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、町からの応援要請に基づき、または自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

### (1) 健康管理班の編成

1 班当たりの構成基準は、保健師 2 名、栄養士 1 名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

### (2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

## 第 4 項 救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町は、これに必要な措置を講じる。

### 1 実施機関

#### (1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能または困難にいたったときは、町長がその対策を実施する。

#### (2) 県

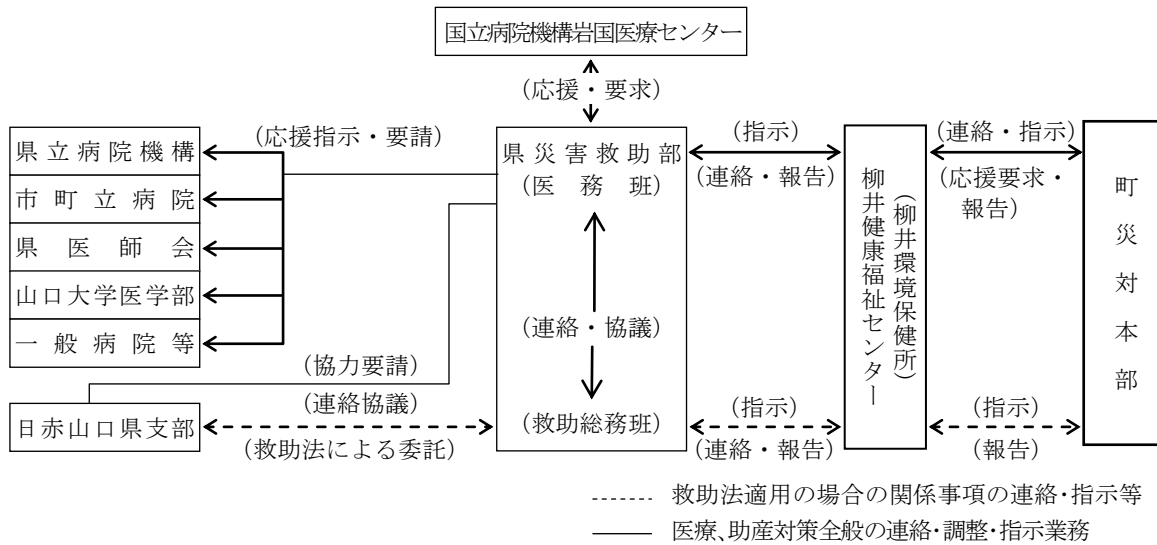
救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を町長に委任したとき、または緊急に医療救護を実施する必要があるときは、町長が着手することができる。

#### (3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。



## 2 体制の運用



## 3 医療救護・助産の対象

### (1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受けまたは疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

### (2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前または以後7日以内に分べん（死産及び流産を含む。）した者で、助産の途を失った者
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

## 4 医療救護・助産対象の範囲

### (1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

### (2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

## 5 医療救護・助産の実施方法

### (1) 医療の実施方法

- ア 原則として、次の班により実施する。
  - (イ) 大島郡医師会で編成する救護班
  - (ロ) 知事から委託を受けた日本赤十字救護班（救助法第16条）

(ウ) 知事の従事命令を受けた医師、看護師等で編成する救護班（救助法第7条）

イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備または薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院または診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院または通院の措置をとることができるものとする。

(ア) 災害の範囲が広域で、救護班の派遣能力または活動能力の限界を超える場合

(イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

## (2) 助産の実施方法

ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院または一般の医療機関で実施することができるものとする。

## 6 措置手続等

### (1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。

### (2) 医療機関による場合

ア 町長は、生活保護法の様式による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ 町長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定する。

## 7 費用の範囲

### (1) 医療のために支出できる費用の基準

#### ア 救護班の費用

(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

(イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。

(ウ) 救護班が使用し、または患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途、輸送費として取り扱うものとする。）

#### イ 一般の病院または診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

#### ウ 施術者で措置した場合の費用

当該地域における協定料金の額以内

### (2) 助産のため支出できる費用の基準

#### ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費

#### イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

## 8 費用の請求

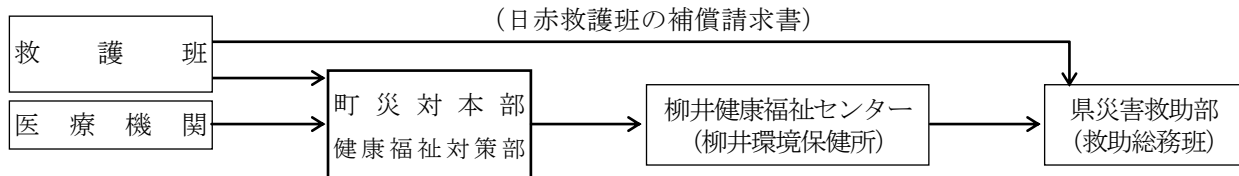
### (1) 救護班の費用の要求

救護班または医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

### (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたものに）に所要事項を記載して、知事（救護班）に提出する。

### (3) 提出経路



(4) 日赤救護班または従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

## 9 実施期間

### (1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

### (2) 助産の期間

ア 災害発生の日の以前または以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

## 第5項 医療品・医療資器材の補給

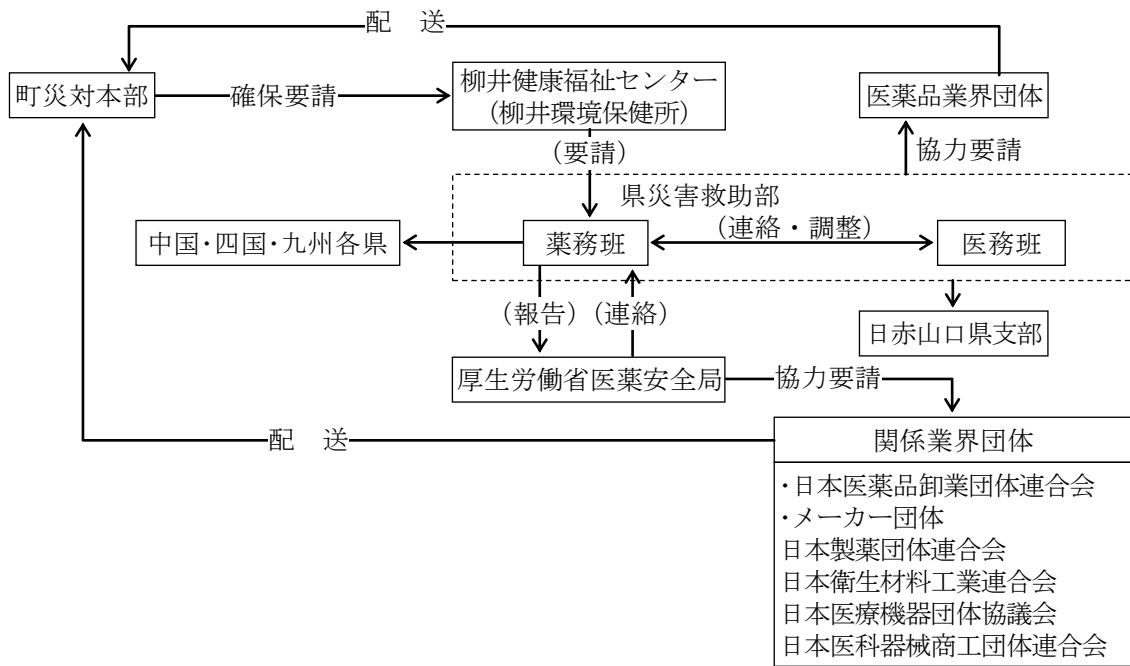
### 1 医薬品等の使用及び補給経路

(1) 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、町内医療機関の手持ち品を転用する。

(2) 医薬品等が不足する場合は、町内薬店より調達する。

### (3) 補給体制

町内で確保が困難な場合には、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の斡旋を要請し、確保を図るものとする。



## 2 血液製剤等の確保

### (1) 各機関の対応

#### ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤山口県支部に供給を要請する。

#### イ 日赤山口県支部

血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

- (ア) 被害のない地域に採血班を出動させ、一般県民からの献血を受ける。
- (イ) 不足する場合は、ブロック基幹センター（中四国ブロック血液センター）に需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。
- (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）と密接な連絡の下に行う。
- (エ) 輸血用血液の備蓄場所

### 3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得て、迅速な輸送手段の確保を図る。

## 第3節 集団発生傷病者救急医療計画

### 第1項 実施方針

#### 1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な緊急医療対策を実施するために必要な事項について定める。

#### 2 対策

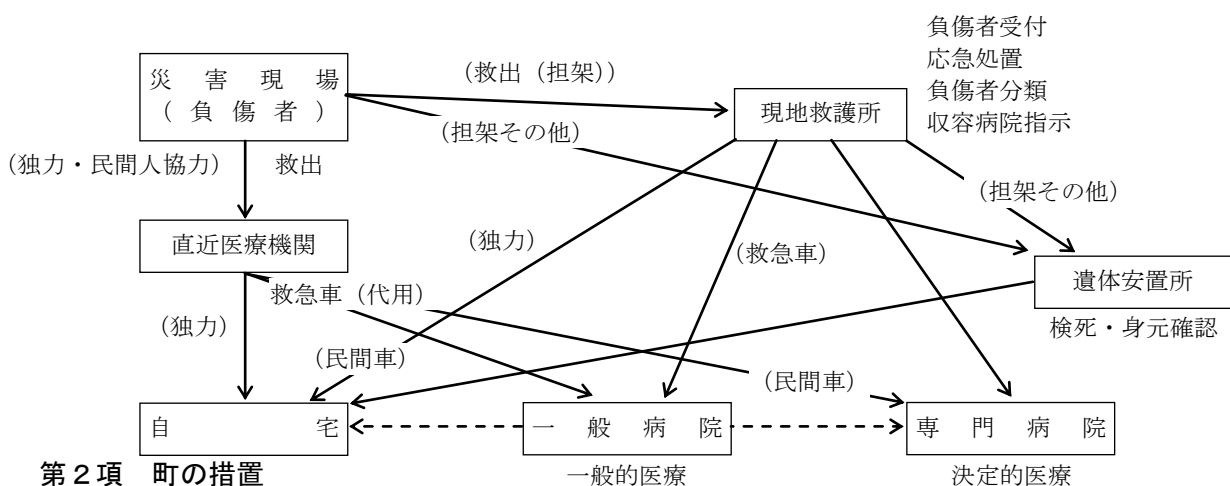
暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の自然現象または大規模な火事若しくは爆発、放射性

物質、有害物の流出、航空機の墜落、船舶等の転覆、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

### 3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的処置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現地付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設への指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体対策
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



## 第2項 町の措置

### 1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部・署または空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

### 2 町の措置（災対法第62条）

町長は、消防、警察等関係機関から災害発生の通報を受けたとき、またはその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日赤山口県支部並びに大島郡医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて町立病院の救護班に出動を命じ、大島郡医師会長等または日赤山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、町長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

#### (1) 災害発生時における通信連絡方法

- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

3 その他の協力（災対法第65条、災害救助法第7条～9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は知事、市町長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力する。

### 第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により町長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要 請 時 の 明 示 内 容	
① 災害発生の日時及び場所	④ 出動の時期及び場所
② 災害の発生原因及び状況	⑤ その他必要な事項
③ 出動を要する人員及び資機材	

### 第4項 救急医療活動等

#### 1 災害対策等の総合調整

本防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、または連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

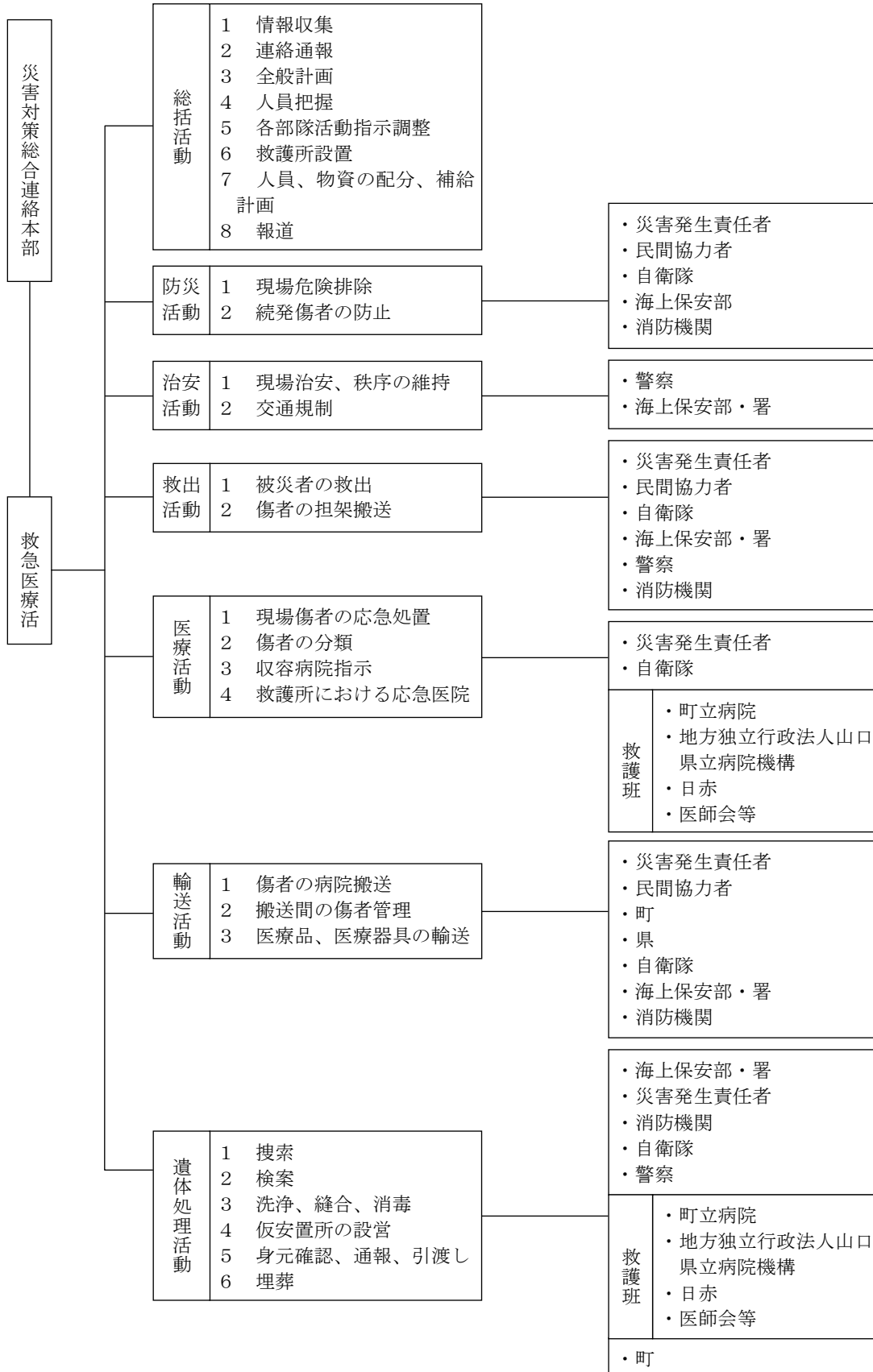
（注）災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり、効果的な活動ができるよう努めるものとする。

#### 2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命処置を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

#### 3 災害現場に出動した部隊の活動

災害現場に出動した各部隊の具体的な活動は、次のとおりとする。



#### 4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保または所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同してまたは単独で訓練を実施する。

#### 第5項 費用の負担

##### 1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 町が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は、町
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主または災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定めるものとする。

##### 2 実費弁償

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

##### 3 損害賠償

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

知事または町長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

#### 第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事または町長の要請により医師等を出動させ緊急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事または町長に提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- (3) 受診者数（重症、軽症、死亡別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- (5) 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要な事項

#### 第7項 協定

知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院は、本節の対策実施について、「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」を取り交わしている。



## 第5章 避難計画

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。

### 第1節 避難勧告・指示

#### 第1項 避難の実施機関及び実施体制

##### 1 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員 または消防職員)	町長 (委任を受けた 吏員または消防 職員)	災対法 第60条 第1項  第3項	全災害 ・災害が発生した は発生のおそれ がある場合 ・人の生命または身 体を災害から保護 し、その他災害の 拡大を防止するた め特に必要がある と認めるとき ・急を要すると認め るとき ・避難のための立退 きを行うことによ りかえって人の生 命又は身体に危険 が及ぶおそれがあ ると認めるとき	必要と認 める地域 の居住 者、滞在 者、その 他の者	立退きの 勧告、指 示  立退き先 の指示  屋内での 待避等の 安全確保 措置の指 示	県知事に報 告 (窓口：防 災危機管理 課)
知事 (委任を受 けた吏 員)		災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場 合において、当該 災害により町がそ の全部または大部 分の事務を行うこ とができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の 公示
警 察 官		災対法 第61条	全災害 ・町長が避難のため 立退きまたは屋内 での待避等の安全 確保措置を指示す ることができな いと認めるとき、ま たは町長から要求 があったとき	同 上	立退きま たは屋内 での待避 等の安全 確保措置 の指示	災対法第61 条による場 合は、町長 に通知 (町長は知 事に報告)

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	取るべき措置
		警察官 職務執 行法第4 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大な被害が切迫したと認めるときまたは急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合</li> </ul>		警告を発すること。 必要な限度で避難の指示 (特に急を要する場合)	
海上保安官		災対法 第61条  海上保 安庁法 第18条	全災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長が避難のため立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき</li> <li>・ 天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき</li> </ul>	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者  船舶、船舶乗組員、旅客 その他船内にある者	立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置の指示  船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他必要な措置	同 上
自衛官		自衛隊 法 第94条	全災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害により危険な事態が生じた場合</li> </ul>	同 上	避難について必要な措置 (警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。)	警察官職務 執行法第4 条の規定の 準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等 防止法第 25条	地すべりによる災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい危険が切迫していると認められるとき</li> </ul>	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	柳井警察署長に報告
知事		水防法	洪水または高潮によ	必要と認	同 上	同 上

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	取るべき措置
(その命を受けた県職員) 水防管理者		第29条	る災害 ・洪水、津波または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	める区域 内の居住者、滞 在者その他 の者		(水防管理 者による場 合のみ)

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、または促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

## 2 避難準備（要配慮者避難）情報

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難準備（要配慮者避難）情報を発令する。

## 3 避難勧告等の基準

避難の勧告等の基準は、あらかじめ町長が町内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、次の事項を参考にして「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を平成27年9月に定めた。町は、必要に応じてマニュアルを見直すものとする。

町においては、

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

- (1) 気象台から暴風、大雨、洪水、高潮等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 防災関係機関から暴風、大雨、洪水、高潮等の災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (3) 下関地方気象台及び山口県土木建築部砂防課から土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (4) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があると判断されるとき。
- (6) 地すべり等の土砂災害により著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (7) 大規模な火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (8) 大規模な爆発が発生し、または発生するおそれがあり、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (9) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。
- (10) その他危険が切迫していると認められるとき。

#### 4 避難勧告等の区分

避難勧告等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮する。

なお、町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、町から助言を求められたときは、必要な助言をする。

種別	事前避難	緊急避難	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地滑り指定地域等） (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

#### 5 避難勧告等の伝達

避難勧告等は、次の要領により速やかに実施する。

##### (1) 実施方法

町長は、避難の準備勧告等を行ったときは、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて地域住民に対して周知を図る。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

なお、避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得る。

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員に

よる伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図る。

(2) 避難勧告等の内容

地域住民に対して避難勧告等をする場合は、次の内容を明示して行う。

なお、伝達に当たっては、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。

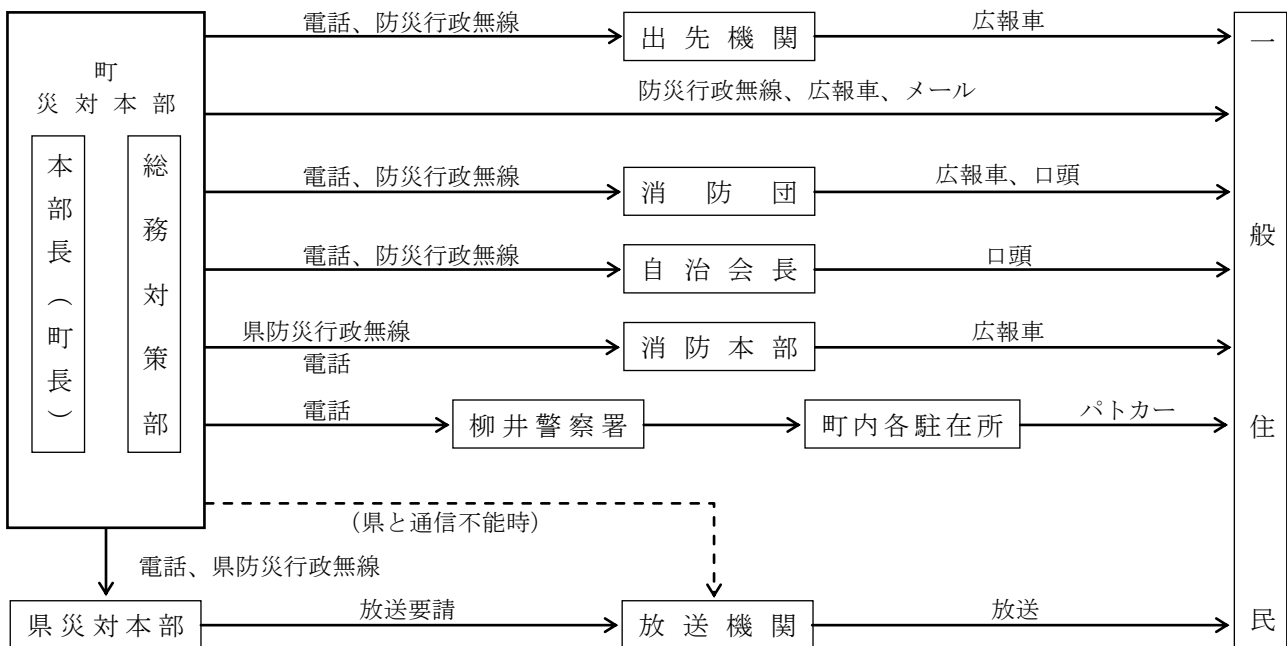
- ア 要避難対象地域名
- イ 避難場所及び避難経路
- ウ 避難の指示または勧告の理由
- エ 避難時の注意事項（服装、携行品等）
- オ その他必要事項

(3) 伝達方法

避難勧告等をする場合は、概ね次の方法により当該地域の住民に速やかに伝達し、周知徹底を図る。

伝達方法	伝達の要領
防災行政無線	屋外子局・個別受信機により、当該地域住民に伝達、周知
広報車	町所有の広報車により、当該地域を巡回して伝達、周知（消防機関の広報車、警察のパトカーにも出動要請）
警鐘、サイレン	鐘、サイレンを吹鳴して伝達、周知
メール	周防大島町防災メール配信システムによる配信
自治会長・自主防災組織	当該地域の自治会長を通じて伝達、周知
伝達者	被災時に最も確実な伝達方法である伝達者により伝達、周知。この場合、あらかじめ伝達分担地区を定めておく。

(4) 伝達経路



## 6 関係機関等への連絡

避難勧告等を行った場合には、当該地域の住民等と同様に関係機関に通知または連絡する。

### (1) 知事への報告

避難勧告等を行った場合には、知事に報告する。

### (2) 警察、消防機関等への連絡

住民への伝達の協力とともに、避難住民の誘導、整理等についても協力を求める。

### (3) 施設管理者への連絡

避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

### (4) 近隣市町への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町へ避難する場合もあるため、近隣市町にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

## 7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、土砂災害防止法第32条に基づき、町が助言を求めたときは、県または国は必要な助言をする。

## 第2項 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

#### (1) 町長等の措置

町長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止しまたは当該区域からの退去を命ずることができる。

#### (2) 警察官等の措置

町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知するものとする。

#### (3) 知事の措置

災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって警戒区域を設定する。

### 2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

### 3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝

達するものとする。

### 第3項 避難誘導

#### 1 避難誘導方法

避難勧告等をした場合、町は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団の協力を得て、一定の地域または自治会（自主防災組織）、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員（各対策部共通・現地対策本部）のもとに次により避難させる。

- (1) 避難誘導に当たって、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 時間に余裕がある場合は、被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。  
この場合、高齢者、障害者等要配慮者を優先して避難誘導する。
- (3) 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (4) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- (5) 浸水地帯では、船艇またはロープ等を使用して安全を期する。
- (6) 高齢者、障害者等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- (7) 誘導中は、事故防止に努める。
- (8) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター・船舶による避難についても検討し、必要に応じ県等他機関に応援を要請し、実施するものとする。

#### 2 避難時の留意事項

避難に当たっては、次の事項を住民に周知徹底するものとする。

住 民 の 留 意 事 項
① 戸締まり、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
② 携行品は必要最低限度のものにすること。
③ 服装はなるべく軽装とし、季節・天候等に応じて帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
④ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けること。

#### 3 避難終了後の確認

- (1) 避難の勧告等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

## 第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受けまたは被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長は、知事の委任を受けて行うものとする。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、自治会、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

## 第1項 避難所の開設・運営

### 1 避難所の開設

(1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合または発災時において、先に選定した避難施設（【資料編：資料 2-7-1-1 指定緊急避難場所および指定避難所】）のうちから、災害規模、被災状況等を勘察し、学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。状況によっては、テントによる仮設等の方法も考慮する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認したうえで、開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、防災行政無線、周防大島町防災メール配信システム、ホームページ等、広報車を活用して付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（柳井健康福祉センター、柳井警察署、消防本部等）へ連絡する。

(3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

また、家族等へ安否を伝えることのできる「災害時伝言ダイヤル」をNTT等が開設するので、使用方法について掲示板等を活用して周知を図るものとする。

### 2 避難所の管理・運営

避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。また、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任して避難所を運営する。

#### (1) 避難所の管理責任者

避難所に派遣された現地対策本部（総合支所）の中から管理責任者を任命するとともに、現地対策本部（総合支所）、教育対策部（教育委員会）等の協力を得て避難所の管理を行うものとする。

#### (2) 避難者名簿の作成

管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。また、町は避難者情報の早期把握に努める。

#### (3) 避難所の連絡員配置

避難所の円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

連絡員は、町災対本部に次の事項を報告する。

ア 日時、場所、箇所数及び収容人員

イ 開設期間の見込み、避難所責任者職、氏名

ウ 避難地区名、世帯数

#### (4) 避難所の生活必需品等の確保、手配

避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業



者による搬入等の手配を適切に行う。

(5) 避難者等の協力による運営

避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(6) 精神衛生・保健衛生の確保

生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、健康福祉対策部医療班（健康増進課）は常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、医師会等の協力を得、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(7) 避難所の防疫

避難所の防疫は、環境生活対策部生活班（生活衛生課）が行うものとするが、必要に応じ避難者、自治会（自主防災組織）等の協力を得て実施する。

(8) 避難所運営に係る配慮

避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

避難所の管理責任者は、次の救助法による台帳等を整備し、開設状況を記録する。

収容台帳、物品受払簿、設置及び収容状況支払証拠書類、物品受払証拠書類

【資料編：様式22 収容台帳、物品受払簿、設置及び収容状況支払証拠書類、物品受払証拠書類】

(9) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により社会福祉施設への入所を要請する。

また、入所が困難な場合は、要配慮者専用避難所（福祉避難所）を開設し、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施する。

(10) 指定避難所外避難者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努める。

(11) 避難所の早期解消

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

## 第2項 避難所に収容する被災者の範囲

### 1 災害によって現に被害を受けた者

(1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

(2) 現実に被害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければな

らない者。

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等。

## 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難勧告等が発せられた場合

(2) 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注)1 被害を受けるおそれがあつて避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(救助法の基準)

2 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

### 第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

#### 1 期間

災害発生の日から7日間以内。災害の状況により、知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

#### 2 費用

(1) 賃金職員等雇用費

(2) 消耗器材費

(3) 建物の使用謝金

(4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費

(5) 光熱水費

(6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等

(7) 福祉避難所設置に係る実費

### 第4項 広域一時滞在

#### 1 町において行う事項

(1) 町長は、町指定の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

(2) 広域一時滞在のための要請をした町長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

(3) 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに、避難所を開設し、受入れ体制を整備する。

(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした本町が行い、被災者を受け入れた場合は、避難所の運営に協力する。

(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

(6) その他必要な事項が生じた場合には、県及び隣接市町と協議して対応する。

#### 2 移送方法

被災者の移送方法は、県が本町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施される。

### 第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

## 第6章 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

大規模災害が発生し、航空機による応急活動が最適と判断した場合に、県消防防災ヘリコプターの出動を要請して被害の未然防止または最小限に防止する。

### 第1項 要請の範囲

町長は、災害の規模が次のいずれかに該当し、県消防防災ヘリコプターの応急活動が必要と判断した場合には、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事にヘリコプターの出動を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町の消防力によっては防御が困難な場合、または消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

### 第2項 緊急運航時の活動内容

緊急運航時の県消防防災ヘリコプターの活動は、次のとおりである。

活 動 区 分	活 動 内 容
災 害 応 急 活 動	1 被災状況等の調査及び情報収集活動 2 生活関連及び救援物資並びに人員等の輸送 3 災害に関する情報等の伝達広報活動 4 その他ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火 災 防 御 活 動	1 林野火災等における空中からの消火活動 2 被災状況調査及び情報収集活動 3 人員資材等の搬送 4 その他ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 急 活 動	1 事故または急病等による搬送 2 傷病者発生地への医師及び医療器材等の輸送 3 高度医療機関への傷病者の転院搬送 4 その他ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 助 活 動	1 水難事故または山岳遭難事故等における捜索及び救助 2 中高層建築物火災における救助 3 陸上からの接近が不可能な場所における救出 4 その他ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
広域航空消防防災応援活動	1 災害等にかかる他県等への広域応援活動

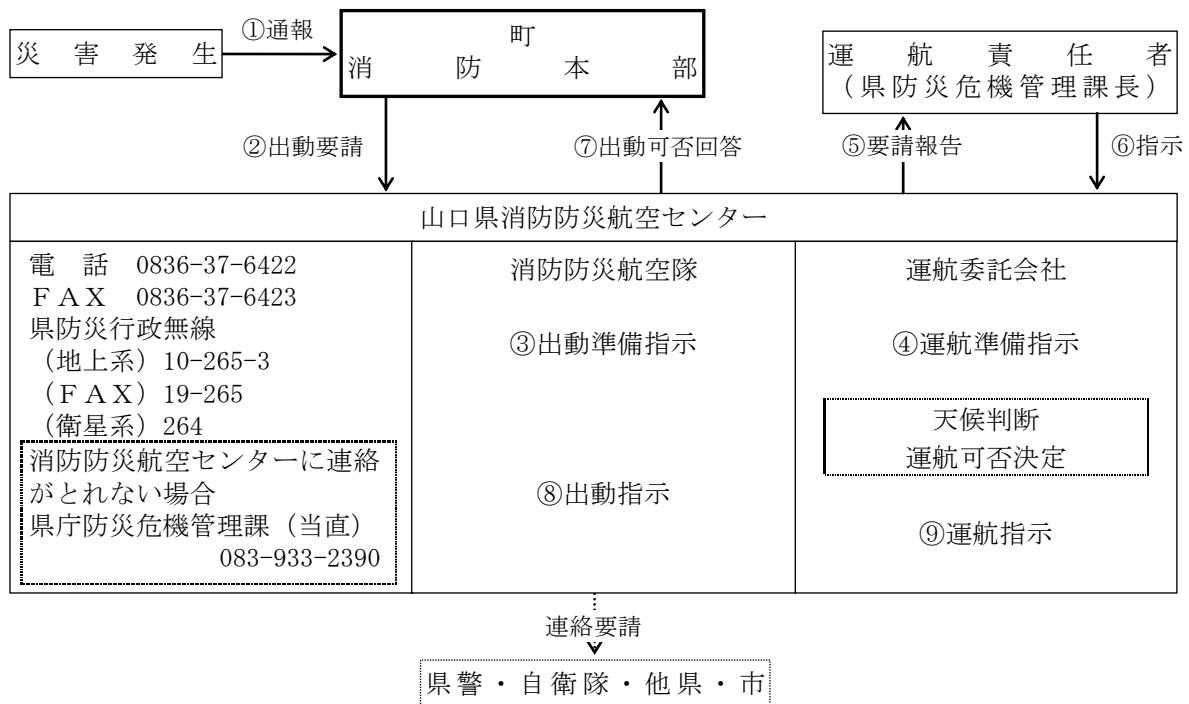
### 第3項 要請方法等

#### 1 緊急運航要請の手続き

町長は、県消防防災航空センター（特別な場合は山口県庁）に対して電話で次の事項を速報した後、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」をファックスで提出して、緊急運航の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急輸送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項



## 2 受入体制の整備

町長は、消防防災航空センターと緊密な連絡を図るとともに、町長の定める災害現場等の最高指揮者に、消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

また、町長は、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の輸送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を必要とする場合は、給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

## 3 県への報告

町長は、災害等が収束した後、運航責任者（県防災危機管理課長）に対して「災害等状況報告書」により報告するものとする。

## 第7章 応援要請計画

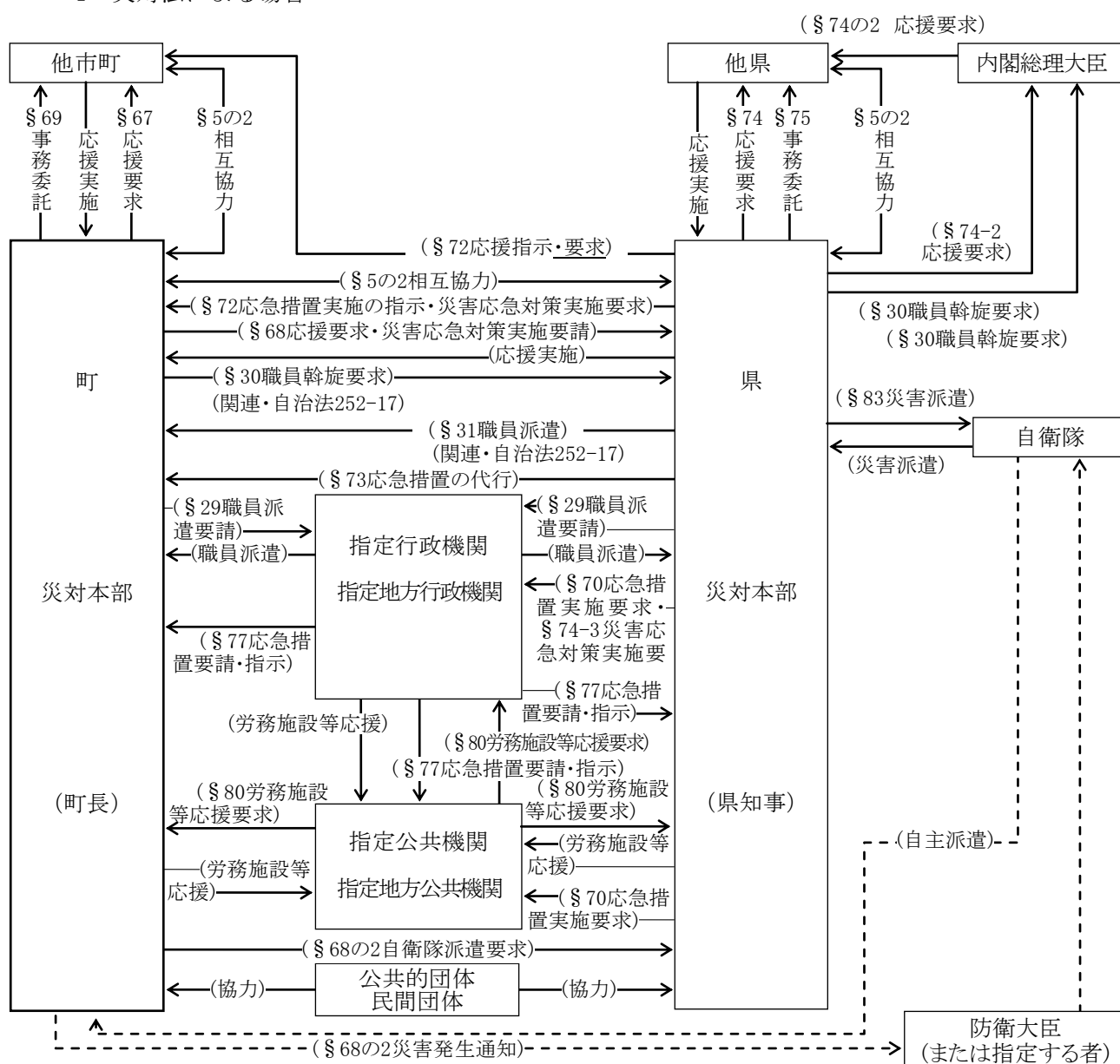
災害が発生した場合、町は、本防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから町のみでの対応では困難なばかりか、町内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を円滑に実施する。

### 第1節 相互応援協力計画

#### 第1項 災害時の応急対策協力関係図

##### 1 災対法による場合



## 2 消防組織法による場合

○本編第3編第24章「広域消防応援・受援に係る計画」参照

## 3 水防法による場合

- (1) 水防管理者（町長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者または市町長若しくは消防長に対して、応援を求めることができる。（水防法第23条）
- (2) 町長は、水防のため必要と認められるときは、警察官に出動を要請することができる。（水防法第22条）

## 第2項 防災関係機関相互協力

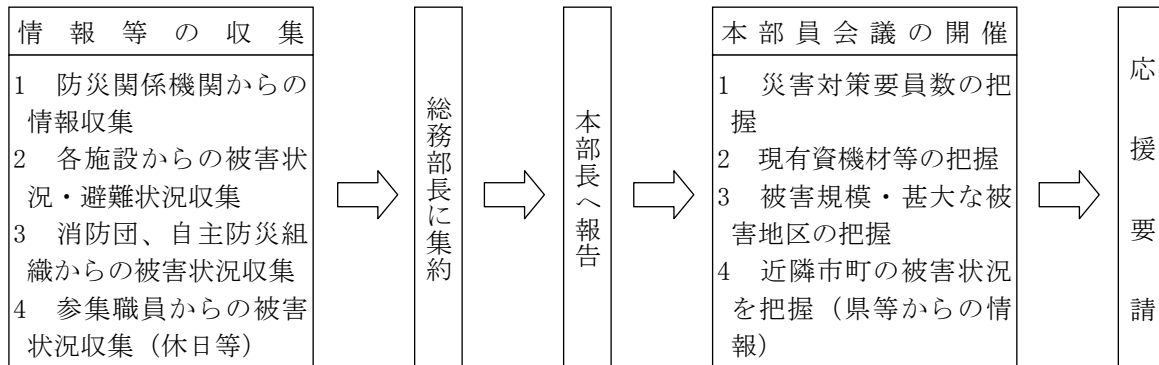
被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、町及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

### 1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- (1) 県、警察、消防等の関係機関から災害情報、被害状況等の情報を収集
- (2) 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- (3) 消防団、自治会（自主防災組織）から地域の被害状況を収集
- (4) 休日、勤務時間外においては参集職員から参集途上の被害状況を収集

### 応援要請決定フロー



### 2 応援要請の実施

#### (1) 他の市町への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行う。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図る。

#### (2) 県への応援要請または斡旋の要請

ア 町長は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、または災害応急対策の実施について要請する。

イ 町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請または派遣の斡旋を求める。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派 遣 要 請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派 遣 幹 旋 (幹旋要請先)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第1項 (知 事)

ウ 派遣要請者は、町長とする。

エ 要請先及び要請必要事項

県への応援要請は、県災対本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

要請に必要な事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請または応急措置の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） (6) その他必要事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請	本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関または都道府県の職員の派遣の幹旋を求める場合	(1) 派遣の幹旋を求める理由 (2) 派遣の幹旋を求める職員の種類別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条の17
他県消防の応援の幹旋を求める場合	○本編第24章第1節「山口県内広域消防応援計画」	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第57条

### 3 自主防災組織との協力体制の確立

町は、平素から区域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図る。

自主防災組織の協力業務は主に次のものがある。

- (1) 災害発生時における出火防止及び初期消火活動への協力
- (2) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (3) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (4) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (5) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (6) 要配慮者の保護
- (7) その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力



#### 4 資料の整備

町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

#### 5 知事による町長の代行

町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、町長に代わって知事が実施する。

特に急を要する応急措置	1 災対法第60条第5項（避難の指示等） 2 災対法第63条第1項（警戒区域の設定） 3 災対法第64条第1項・第2項（応急公用負担等） 4 災対法第65条第1項（人的公用負担）
-------------	--

#### 6 相互協力の実施

##### (1) 基本的事項

ア 町は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力または便宜を供与する。

イ 各機関と相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結する。

##### (2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

#### 第3項 応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、町のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、町は、他の市町との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じる。

##### 1 町の相互応援協定

本町を始め、県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

##### 2 民間団体との協定

町は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努める。

#### 第4項 広域消防応援

○本編第3編第24章「広域消防応援・受援計画」

#### 第5項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同法施行令第17条、第

18条の規定により取り扱うものとする。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第60号）」によるものとする。

## 第6項 応援者の受入措置

### 1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた町長が、受入れに必要な措置を講じる。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

### 2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた町長の下に活動する。

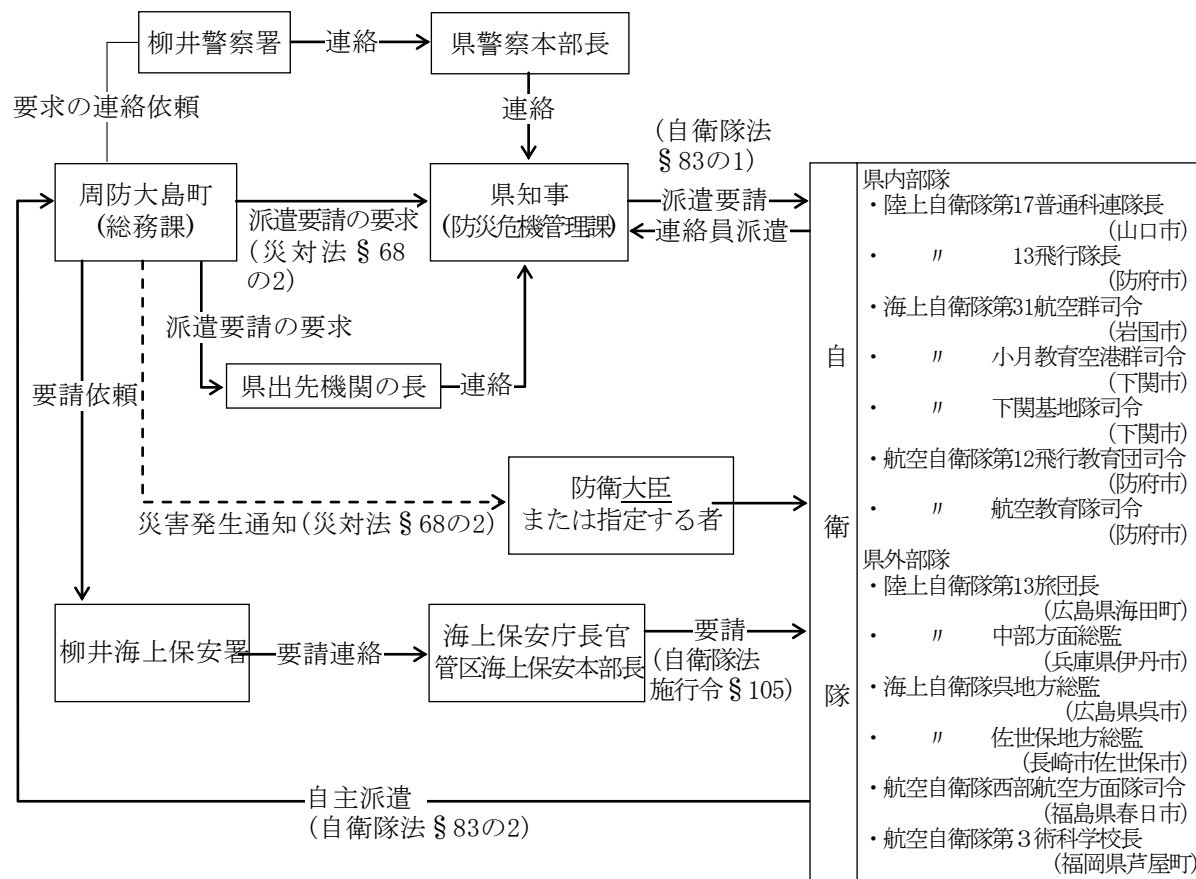
## 第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、町、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

### 第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

#### 1 災害派遣要請（要求）系統図



## 2 災害派遣の範囲

### (1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が、人命または財産の保護のため必要があると認めて要請した場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
  - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
  - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
  - (エ) その他の災害に際し、前記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

### (2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難勧告・指示が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索援助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付または

救 助 活 動 区 分	活 動 内 容
	譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

### (3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として、概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命または財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性（緊急性）があること。

(イ) 人命または財産の保護のための公共性を満たすものであること。

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

## 第2項 災害派遣要請の手続き

### 1 要請権者

#### (1) 要請権者

ア 知事（自衛隊法第83条第1項）……………主として陸上災害の場合

イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長

（自衛隊法施行令第105条）……………主として海上災害の場合

ウ 空港事務所長（自衛隊法施行令第105条）……………主として航空機遭難の場合

#### (2) 町長の措置

町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請（要求）系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求をする。

### 2 派遣要請の要求手続

#### (1) 町の要請事務処理窓口

県への自衛隊災害派遣要求の連絡窓口は、総務対策部防災班（議会事務局・監査事務局・会計課・総務課）とする。

#### (2) 町長の派遣要請の要求

町長の県知事への派遣要請の要求は、「災害派遣要請依頼書」によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出する。

なお、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣または指定する者に通知することができる。この場合において、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。（災対法第68条の2）

県の通知先は、下表のとおり定める。

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面總監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿長2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方總監 佐世保地方總監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0965-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町3-2-1 (0832-82-1180) 下関市永田本町4-8-1 (0832-86-2323)	艦艇または航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令 第3術科学学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町3-1-1 (092-581-4031) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察・人員・物資輸送、急患搬送等

### 第3項 災害派遣の受入れ

#### 1 町長の措置

知事または自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

##### (1) 部隊の受入準備

ア 町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容または作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官と前記イの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

##### (2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

##### (3) 自衛隊の活動等に関する報告

町長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災対本部本部室班に報告する。

#### 2 経費の負担区分

##### (1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

##### (2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる経費以外の経費

#### 第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に知事等に自主派遣したことの連絡をする。  
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行う。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに町長に通知する。
- 3 町長は、知事からの通知または部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに第3項に定める措置に準じた措置をとる。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、第2項に定める措置をとる。

#### 第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
  - (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
  - (2) 町長が要請権者（知事等）に災害派遣部隊の撤収要請の依頼をしたとき。
  - (3) 知事は、町長から撤収の依頼を受け、または自ら撤収の必要を認めた場合にあって、人心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続き  
撤収要請は、「災害派遣撤収要請依頼書」による。【資料編：様式13 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書】

#### 第6項 離島患者救急搬送

- 1 実施方針と事業実施機関  
町は、離島の救急重症患者を空輸により本土の医療機関に搬送する必要がある場合、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に応援要請を行うこととなるが、県消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、自衛隊の航空機（ヘリコプターを含む。以下同じ。）により、本土の医療機関に搬送することにより、離島住民の救急医療の確保を図る。
- 2 自衛隊の災害派遣手続き  
町長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し電話等で「災害派遣発生情報様式」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請を行う。【資料編：様式14 災害派遣発生情報様式（自衛隊による離島患者救急搬送時）】
- 3 航空機の出動要件  
航空機の出動要件は、次のとおりとする。
  - (1) 消防防災ヘリコプターが運航できない場合であること。
  - (2) 自衛隊の航空救難態勢に支障を来さない範囲であること。
  - (3) 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
  - (4) 原則として、日出から日没までの間であること。
- 4 ヘリポートの整備及び管理

町長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む。）及び管理を行う。

【資料編：資料2-6-2 ヘリポート一覧】

(1) ヘリポートの整備

ア 定期的な清掃（着陸時におけるごみ等の巻き上げ防止）。特に・ビニール袋、発泡スチロールに留意する。

イ グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径 50m 内に水を散水する。（着陸前における砂、土、小石等の巻き上げ防止）

ウ 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。）

エ 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。）

(2) ヘリポート周辺の整備

ア 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ 5m 以上の物）

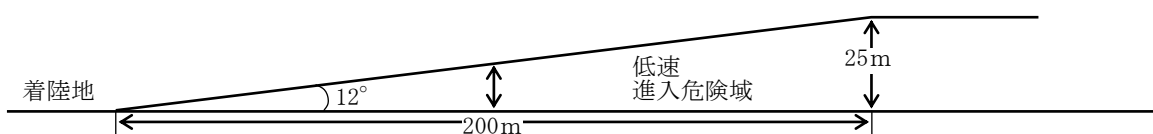
イ 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。

（進入コース：着陸地から直径 200m 以内）

(3) 進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入するときの最低進入安全角度は、水平に対し約12度である。（ただし、進入速度が低速域にある時のみ。下図参照）

着陸地の設置時、200m以内に高さ25m以上の障害物がないように考慮する必要がある。



5 航空機搭乗医師等の確保

町長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む。）を確保しなければならない。

6 搭乗者の国内旅行傷害保険

町長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。

7 航空機に搭載する医療機器等の整備

知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ寄託契約を締結する。

8 搬送の手続き及び報告

搬送の手続きは、下図に定める順（離島救急患者搬送手続）に従って行うものとし、町長は、事後速やかに県防災危機管理課に災害派遣発生情報を提出する。

【資料編：様式 15 災害派遣発生情報報告様式】

## 第8章 緊急輸送計画

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

### 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

#### 第1項 緊急輸送施設の指定

町は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

##### 1 道路

県は、第2編第10章第1節「緊急輸送ネットワークの整備」に定めるとおり、緊急輸送道路を指定している。

町は、町内の県指定緊急輸送道路と避難場所など町の防災拠点施設（第2編第6章第5節「防災中枢機能の確保、充実」参照）とを結ぶ町道を町の緊急輸送道路として位置付け、町における緊急輸送ネットワークの形成を図る。

本町における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

路線名	機能区分	区 間	管 理 者
国道437号	第2次緊急輸送道路	柳井市境 ～ 伊保田	山 口 県
県道大島環状線	〃	小松 ～ 土居	〃

##### 2 港湾（漁港）

救援物資等の受入れ、並びに負傷者の搬送など、海路による町の海上輸送拠点として、次の港湾（漁港）を指定する。

【資料編：資料3-8-1-1 町の海上輸送拠点】

##### 3 臨時ヘリポート

空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時ヘリポートとして、次の施設を指定する。

【資料編：資料3-8-1-2 離島ヘリポート】

#### 第2項 緊急輸送施設等の整備

町は、町の緊急輸送施設として指定された施設について、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努める。

#### 第3項 物資集積拠点の整備

1 町は、他市町等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに配分等の拠点を次のように定める。

なお、あらかじめその所在地等を関係機関に周知する。

##### 2 集積拠点の整備



集積拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

施設名	所在地	電話番号
長浦スポーツ海浜スクエア	周防大島町長浦	0820-72-2700
すぱーく大島	周防大島町西屋代	0820-74-3800

### 3 代替地の選定

「長浦スポーツ海浜スクエア」、「すぱーく大島」が被災し使用不能の場合や、災害状況により他の場所が適当であると思われる場合は、他市町との交通状況を勘案し、できれば避難所として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を代替地として選定確保する。

## 第4項 災害発生時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な物資輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

## 第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことであり、町（道路管理者）は、町が管理する路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行う。

### 第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を選定する。

### 第2項 啓開道路の選定

#### 1 関係機関との連携

町は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

また、町は、県が指定する緊急輸送道路と町の防災拠点とをネットワークする町道を緊急の輸送道路として、災害対策本部の設置場所となる「大島庁舎」、物資の一時集積場所となる「長浦スポーツ海浜スクエア」、「すぱーく大島」、ヘリポートのほか他市町、避難所、主要な病院等を結ぶ道路を指定し、建設業者等に他の道路に優先した啓開を要請する。

#### 2 災対法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当

該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。

(4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

### 3 国土交通省大臣、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町に対し、県（土木建築部）は、道路管理者である市町に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

## 第3項 緊急啓開作業体制

### 1 緊急啓開路線の分担

町道・農道の啓開作業は、産業建設対策部維持班（建設・農林・水産課）が町内建設業者（（社）山口県建設業協会大島支部）等の協力を得て、町指定緊急輸送道路など緊急を要する道路から行う。

なお、道路啓開に当たっては、県その他関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

### 2 啓開作業

(1) 産業建設対策部維持班（建設・農林・水産課）は、区域内の所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、町災対本部に報告する。また、他機関からの情報収集に努め、県（柳井土木建築事務所・柳井農林事務所）に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。

(2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、柳井警察署、消防組合及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。

(4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所車両の離合ができる退避所を設ける。

(5) 被害の規模、状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。

(6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

## 第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

町は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、建設業者等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

## 第3節 輸送車両等の確保

町は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

### 第1項 輸送手段の確保措置

輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

輸送方法は、車両による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して、最も効率的で適切な方法により実施する。

このため町、県及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図る。

## 第2項 調達

### 1 車両による輸送

#### (1) 保有車両の配車

災害時における保有車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務対策部庶務班（会計課・総務課（人事行政班・戸籍住基班）・財政課）が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは、総務対策部庶務班に依頼する。

総務対策部庶務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

#### 【資料編：資料 3-8-3 公用車配備一覧】

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、県公安委員会が交付する緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行する。

#### (2) 車両の借上げ

町が保有する車両だけでは不足する場合、または不足が予想される場合は、総務対策部庶務班は、直ちに次の順序で借上げ等の措置を講じて必要な台数・車種を確保する。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業者所有の車両
- ウ その他の自家用車両

#### (3) 応援要請

運用調達する運送車両等に不足が生じた場合または生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町または県に斡旋を依頼する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び必要台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- カ その他参考となる事項

### 2 船艇による輸送

海上輸送を必要と認める場合は、町保有船「くか」「かささ」「せと丸」「ひらい丸」を活用するほか、状況により適宜次の措置を講じるものとする。

- (1) 柳井海上保安署への支援要請
- (2) 漁業協同組合に漁船等による輸送の協力要請
- (3) 大島商船高専への支援要請

### 3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合または輸送の急を要する場合には、県に対して県消防防災ヘリコプターの出動や自衛隊の派遣要請を要求し、緊急輸送を行う。

#### 4 自衛隊への協力要請

他の輸送手段が確保できない場合、県を通じ、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

- (1) 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- (2) 海上自衛隊所有艦艇による輸送支援の要請
- (3) ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

### 第4節 災害救助法による輸送基準

#### 第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

##### 1 罹災者を避難させるための輸送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

##### 2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で救護班では処理できない場合等の病院または産院への輸送
- (2) 救護班が仮設する診療所等への入院または通院のための輸送
- (3) 救護班の人員輸送

##### 3 罹災者の救出のための輸送

救出された罹災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送。

##### 4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

##### 5 救済用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

##### 6 遺体の捜索のための輸送

- (1) 遺体対策のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
- (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

##### 7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として前記1～6 以外の措置を必要とするときは、知事を通じ、内閣総理大臣に対して特別基準の申請を行う。

#### 第2項 輸送の期間

1 救助法による各救助の実施期間中とする。

2 各種目の救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させる。

#### 第3項 輸送の費用

1 輸送業者における輸送または車両、船舶の借上げのための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）による。

2 輸送実費の範囲は、輸送費（運賃）、借上科、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定める。
- 4 官公署及び公共の団体（農業協同組合、漁業協同組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の賃金、修繕料の負担程度とする。）

## 第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

### 第1項 道路交通規制

#### 1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

##### (1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域を指定して、規制を実施する。

##### ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため、次の措置を行う。

- (ア) 被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

##### イ 第二次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

#### 2 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止または制限	県内または隣接県、近接県に災害が発生しまたは発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行う必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1か月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法第5条第1項

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

### 3 交通規制の実施要領

#### (1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

##### ア 被災地域への流入交通の抑止

- (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
- (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

##### イ 避難車両の流出誘導の実施

- (ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
- (イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

#### (2) 第二次交通規制

##### ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
- (イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
- (ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

##### イ その他の交通規制の実施

- (ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。
- (イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

### 4 被災現場措置

#### (1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員、道路管理者は、通行の禁止または制限に係る区域または区間において、次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への	災対法第76条の3第1項

区 分	項 目	内 容	根拠条文
		移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	
	命令措置をとらないとき、または命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、または命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第76条の3 第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	<p>ア 命令に係る通知</p> <p>命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、「措置命令（措置）通知書」により、行うものとする。</p> <p>イ 措置に係る通知</p> <p>措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接または管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、「措置命令（措置）通知書」により、行うものとする。</p> <p>(ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者または管理者の住所または氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細状況を通知書に記載するものとする。</p> <p>(イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積もりを添付の上、通知の際送付するものとする。</p>	災対法 第76条の3第6項
道路管理者	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	道路における車両の通行が停止等により、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定し、車両その他の物件の占有者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	災対法 第76条の6第1項、 第2項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	道路管理者は、区間の指定をしたときは、道路の区間内にあるものについて、区間を周知する。	災対法 第76条の6第3項

区 分	項 目	内 容	根拠条文
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根 拠 条 文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動または駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

5 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる。(第2節第2項2 参照)

**第2項 海上交通規制**

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 被害状況の把握

海上保安部・署は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。

(1) 被災状況

- ア 船舶、海洋施設、港湾・漁港施設等の被災状況
- イ 水路、航路標識の異常の有無

(2) 港内の状況

- ア 在泊船舶の状況
- イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾・漁港等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

2 規制措置



(1) 在港船舶に対する措置

- ア 海上保安部長・署長、港湾・漁港施設管理者は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命じる。
- イ 港湾・漁港施設管理者は、港湾法、漁港漁場整備法に基づき、危険を防止するため必要と認める場合、港湾区域内、漁港区域内において修繕中またはけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 航行規則

- ア 海上保安部・署は、被災地域の港湾・漁港に入出港する船舶に対し、港則法に従い、必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。
- イ 状況に応じて、所属巡視艇により航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、港内の船舶が輻輳する航路等において交通整理を行う。

**第3項 緊急通行車両の確認**

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認申請

町が保有する車両を緊急通行車両として使用を予定する場合は、総務課が県公安委員会に申請を行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね次のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

段 階	輸 送 の 対 象
(1) 第1段階	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資 イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 カ 災害応急対策用車両
(2) 第2段階	ア 上記(1)の続行 イ 食料、水など生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 オ 応急復旧対策用車両
(3) 第3段階	ア 上記(2)の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

### 3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は、県公安委員会（警察本部及び警察署）において行われ、緊急通行車両の標章及び証明書が交付される。

## 第6節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

### 第1項 臨時ヘリポートの設定

#### 1 臨時ヘリポートの現状

町は、町内に臨時ヘリポートを10か所、前島地区、浮島地区に離島ヘリポートを2か所選定している。

(本章第1節3 臨時ヘリポート 参照)

#### 2 臨時ヘリポートの選定

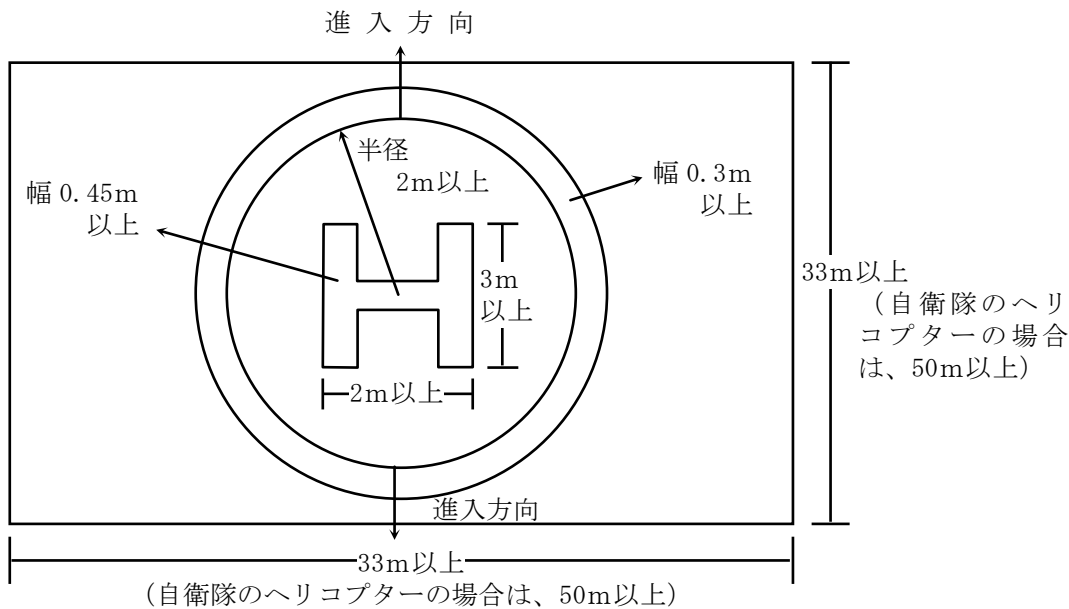
災害により上記ヘリポートが使用不能等の場合には、次の選定条件を満たす臨時ヘリポートを確保するものとする。

具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で転圧されていること。	コンクリートまたはアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土または芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂またはかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等しておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

## 第2項 臨時ヘリポート設置作業

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

### 1 ヘリポートの標識



ⓐは航空法に基づく標示

### 2 表示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹き流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

## 第3項 臨時ヘリポートの整備

町は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、引き続き臨時ヘリポートの確保整備に努める。

## 第9章 災害救助法の適用計画

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、町及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

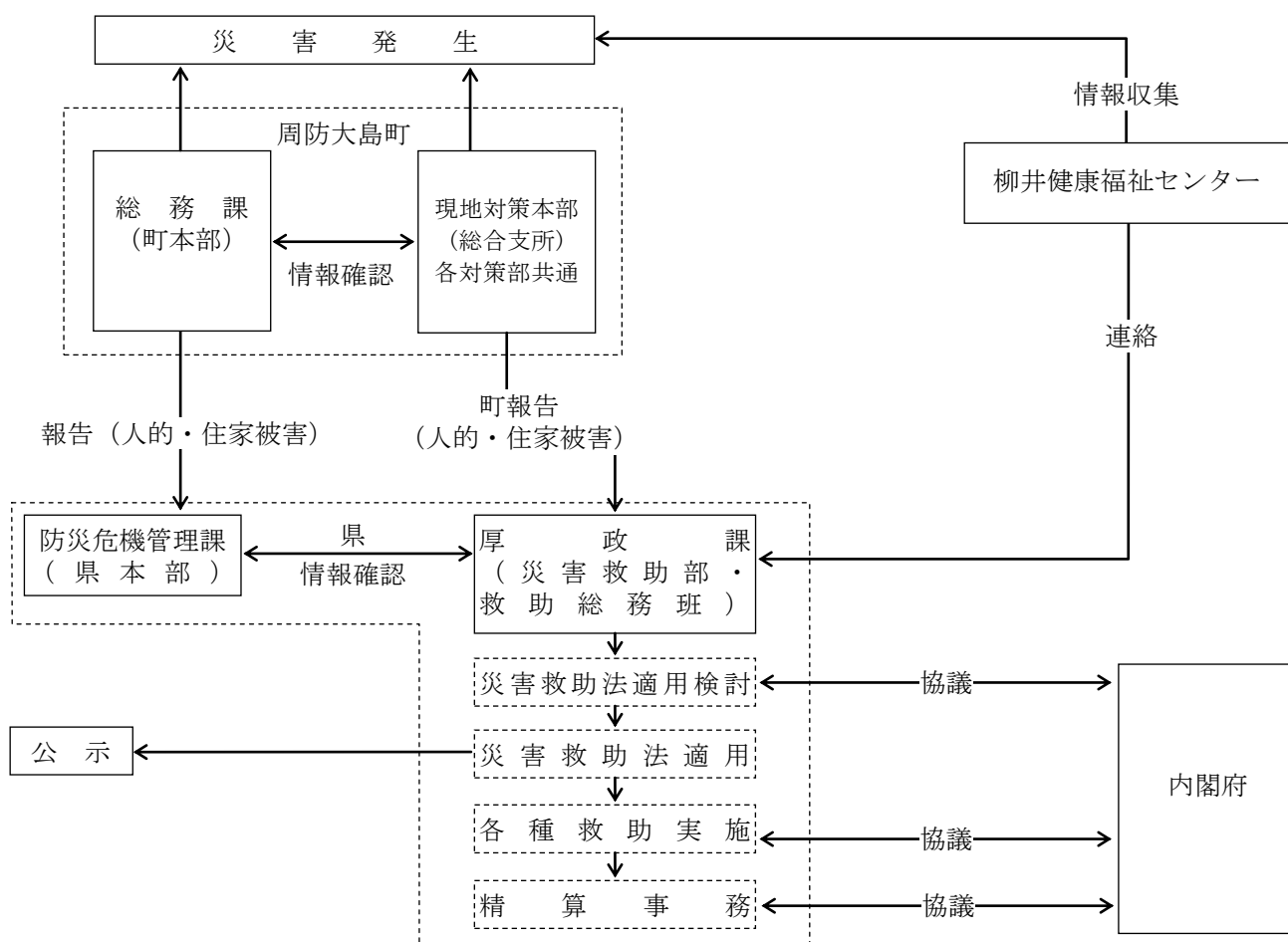
この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

### 第1節 災害救助法の適用

町の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事により、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助が実施されることになるので、町は被害状況を把握、報告するなど速やかな適用が行われるように、これに協力する。

#### 第1項 災害救助法による救助の実施

##### 1 災害救助法事務処理系統図



##### 2 実施機関

- (1) 知事は、国から委任を受けて救助の実施に当たる。
- (2) 町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。

(4) なお、町長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実施機関	救 助 実 施 内 容	実施機関
1 避難所の設置	町	8 被災した住宅の応急修理	町
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の設定	県 町	9 生業に必要な資金の貸与	県
3 炊き出しその他による食品の給与	町	10 学用品の給与	県、町
4 飲料水の供給	町	11 埋葬	町
5 被服、寝具その他の生活必需品の 給与または貸与	町	12 遺体の搜索	町
6 医療及び助産	県、町	13 遺体の処理	町
7 被災者の救出	町	14 障害物（土石、竹木等）の除 去	県、町

#### (5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告する。

#### 3 適用基準

町は、次の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

なお、住家の滅失程度は、資料編に掲載する「被害程度の認定基準」に基づき判定する。

【資料編：資料3-2-2-1 被害認定基準】

#### 4 被害程度の認定基準

被害種類	被害の認定基準
住 家	現実に住家のため使用している建物をいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。 ○重症 … 1か月以上の治療を要する見込のものをいう。 ○軽傷 … 1か月未満で治療できる見込のものをいう。
全 壊（焼） 流 失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根または階段をいう。（半壊（焼）の場合も同様））の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
半 壊（焼）	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊若しくは焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
床 上 浸 水	全壊（焼）、流出及び半壊（焼）に該当しない場合であって、浸水が、その住家の床上以上に達した程度のものまたは土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
床 下 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
一 部 破 損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

## 第2項 適用手続き

### 1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長が行う報告等に係る事務処理は、次によるものとする。

町長の報告	(1) 町長は、町の区域の被害が適用基準に達した場合または達する見込のあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (2) 適用基準に達する見込がない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。 (3) 報告内容 罹災総数・人的被害・住家の被害及び被住家の被害 (4) 報告系統 第1項1「災害救助法事務処理系統図」による。 (5) 報告主任の設置
適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告する。 (公告形式) ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に救助法による救助を実施する

### 2 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

## 第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

## 第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本防災計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	該当地域防災計画編	担当課名
救助の総括	本章「災害救助法の適用計画」	総務課・会計課・議会事務局監査事務局（総務対策部防災班）
被害状況の調査・報告	本章及び第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」	総合支所（現地対策本部） （各対策部共通）
避難所の設置	第5章第2節「避難所の設置運営」	総合支所（現地対策本部）
応急仮設住宅の供与	第12章第1節「応急仮設住宅の供与」	生活衛生課（環境生活対策部生活班）
被災住宅の応急修理	第12章第2節「被災住宅の応急修理」	生活衛生課（環境生活対策部生活班）
炊き出しその他による食品の給与	第10章第1節「食料供給計画」	総合支所（現地対策本部）
飲料水の供給	第10章第2節「飲料水供給計画」	総合支所（現地対策本部） 上下水道課（環境生活対策部維持班）
被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	第10章第3節「生活必需品等の供給計画」	総合支所（現地対策本部）
学用品の給与	第17章第1節第3項「児童生徒	学校教育課・社会教育課〔生涯学習

救 助 の 種 類	該 当 地 域 防 災 計 画 編	担 当 課 名
	の援助」	班] (教育対策部教育班)
医療及び助産	第 4 章第 2 節「医療等活動計画」	健康増進課 (健康福祉対策部医療班)
被災者の救出	第 4 章第 1 節「救助・救急計画」	公営企業局(医療救護班・医療総務班)
遺体の搜索	第11章第 2 節「遺体の処理計画」	消防団 (消防対策部)
遺体対策		健康増進課・介護保険課・福祉課 (健康福祉対策部維持班)
埋葬		生活衛生課 (環境生活対策部生活班)
障害物の除去	第11章第 3 節第 3 項「障害物除去計画」	生活衛生課 (環境生活対策部生活班)
[業務協力] 輸送協力	第 8 章第 3 節「輸送車両等の確保」	会計課・総務課 (人事行政班・戸籍住基班)・財政課 (総務対策部庶務班)
[業務協力] 労務協力	本章第 2 節「賃金職員等の雇い上げ計画」	会計課・総務課 (人事行政班・戸籍住基班)・財政課 (総務対策部庶務班)

## 第 5 項 町長の事務

### 1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

### 2 罹災者台帳の作成

町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「罹災者台帳」を速やかに作成するものとする。

### 3 罹災証明書の発行

町長は、救助の実施のため必要があるとき、または被災者からの要求があったときは、「罹災証明書」を発行する。

- (1) 罹災証明書は、「罹災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

【資料編：様式 1 罹災証明願】

## 第 2 節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、町の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して町がとるべき措置について定める。

## 第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、それぞれの応急対策を実施する部が、総務対策部庶務班（会計課・総務課（人事行政班・戸籍住基班）・財政課）と調整の上、総務部が県への要請等により実施するものとする。

## 第2項 町の雇い上げ

### 1 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、次により行うものとする。

- (1) 町内及び近隣市町の関係団体、関係業者への協力依頼
- (2) 町内住民への協力依頼
- (3) 県へ要請し、公共職業安定所を通じて実施

### 2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

### 3 救助法による賃金職員等の雇い上げ

#### (1) 賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動の万全を期するため、町長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

種 別	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、町長が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	1 医療総務班（総務部）による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 2 医療総務班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 3 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	1 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 2 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、または後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	1 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 2 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 3 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分	1 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 2 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の捜索	1 遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等 2 遺体の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作または後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬を除く）	1 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員等 2 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。



種 別	内 容
	1 埋葬のための賃金職員等 2 炊き出しのための賃金職員等 3 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 期間

雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 経費

賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

## 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要になるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となるため、必要な事項を定める。

### 第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

#### 第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給の実施機関は、町とし、担当は総務対策部庶務班（会計課・総務課（人事行政班・戸籍住基班）・財政課）とするが、現地対策本部・教育対策部と協議を行い迅速に供給を実施する。

町のみで調達することができない場合は、県に主食である米穀を中心に、また必要により副食についても供給を要請するものとする。

##### 1 主食の供給

###### (1) 応急用米穀の供給

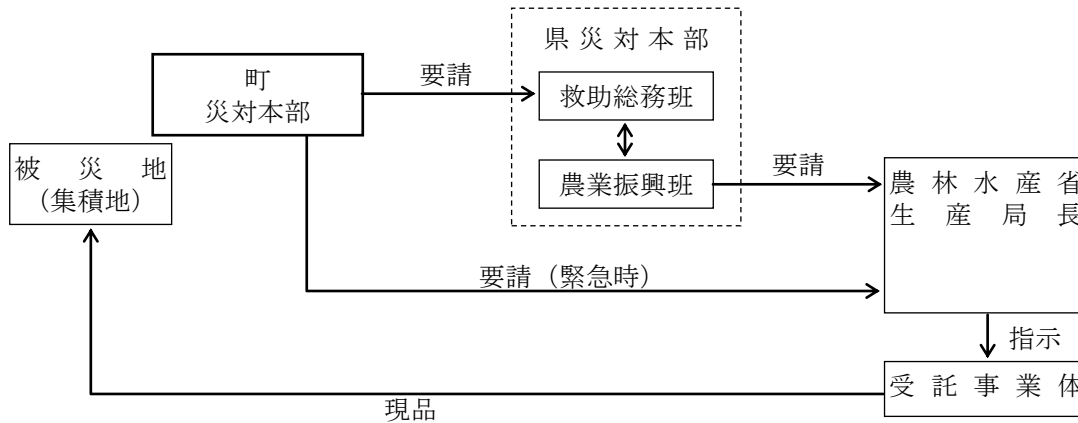
災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省生産局が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

###### ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府米等を直接買受けて実施し、又はこの救助事務を委任した町に引渡し、町長が供給の実施に当たる。

- (ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- (イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省生産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- (ウ) 農林水産省生産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (エ) 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は町を通じ、その供給を行う。
- (オ) 町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省生産局長に直接その引渡しを要請することができる。

救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図



## 2 副食等の供給

(1) 総務対策部庶務班は、災害の状況に応じ次の食料について、農協、漁協、商工会等の関係団体から調達を行う。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

(2) 前記(1)によっても必要な副食等が確保できない場合は、町（総務部庶務班）は、必要量の供給を県に要請する。

(3) 町は、日常から住民に対し約3日分（推奨1週間）の食料の備蓄を行うように広報を行う。

## 3 食料の輸送

### (1) 輸送方法

ア 調達した食料は、町の救援物資集積拠点である「長浦スポーツ海浜スクエア」、  
「すぱーく大島」に集積し、健康福祉対策部維持班を中心とする職員がボランティア  
団体等の協力により仕分けをした後、各避難所等へ輸送する。

輸送車両の手配は、総務対策部庶務班が行う。

なお、あらかじめ当該施設の場所等を県（救助総務班）に連絡しておくものとする。

イ 県が調達した食料については、実施機関である町が、直接引き取ることを原則とし、  
県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、町が指定  
する集積拠点（長浦スポーツ海浜スクエア、すぱーく大島）までの輸送を行う。

### (2) 輸送車両の確保

各避難所等への輸送車両は、第8章第3節「輸送車両等の確保」に定めるところにより確保する。

## 第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができず、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に対して応急的な炊き出しや、その他の食品の給与等を実施する。

### 1 実施機関

(1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、町長が実施する。（救助法が適用された都

度、知事から委任)

- (2) 知事は、町長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、または自ら必要と認めるときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

## 2 食料の給与措置

### (1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者についても、炊き出しの対象とすることができる。

### (2) 給与の方法

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。

適当な場所がない場合は、飲食店または旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

オ 高齢者など要配慮者に対する食品の給与は、温かいもの、軟らかなものなど配慮する。

### (3) 給与ための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は、県が負担する。

### (4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

## 第3項 近隣市町との相互応援

本町のみで対応困難な大規模災害等においては、近隣市町との間の相互応援協定(山口県及び市町相互間の災害時応援協定)により、応急用食料の確保を図る。

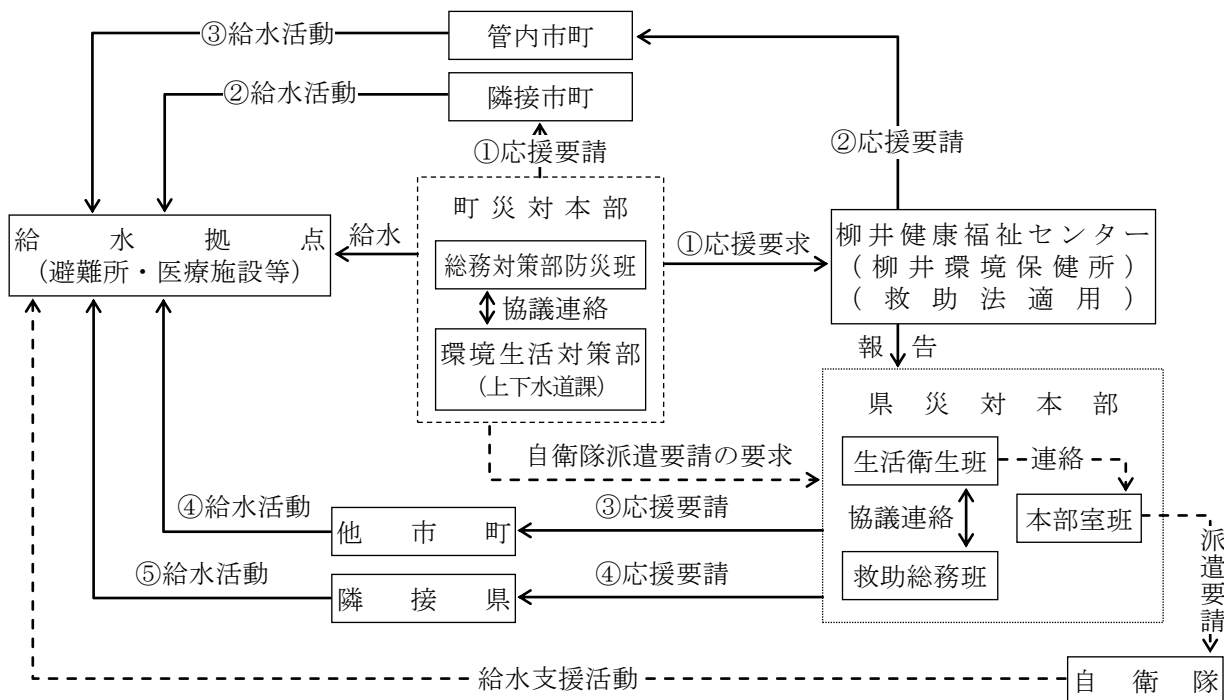
## 第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

## 第1項 応急給水活動

### 1 応急給水活動系統図



### 2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水の実施責任者は、町長とし、給水担当者は、環境生活対策部維持班（上下水道課）が実施する。
- (2) 給水資機材等が不足する場合には、速やかに県に必要資機材を要請し、応急給水活動の円滑な実施に努める。

### 3 実施場所

避難所等を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

### 4 給水の方法

#### (1) 災害時における供給水量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給水条件	給水基準	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35リットル	上記用途＋入浴水

## (2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車または容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、または使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保する。

## (3) 給水の優先順位

給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

## (4) 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、地域住民、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

## 5 給水体制

- (1) 町長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- (2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、町保有車両及び借り上げ車両などにより輸送する。
- (3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- (4) 大島病院、東和病院、橘病院、町内医療機関、医療救護所及び社会福祉施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

## 6 給水の応援要求

町において、飲料水の確保及び供給ができないときは、町長は、次により応援の要求を柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に行う。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行くことができる。

### (1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分または1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

## 7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

### (1) 給水施設等の整備

#### ア 環境生活対策部維持班（上下水道課）

(ア) 町は、水道施設、設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 町は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水

に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

## (2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

## (3) 資機材の整備

町は、応急給水に必要な資機材の計画的な整備に努める。

## 第2項 水道対策

### 1 町における対策

町における水道応急対策は、次のとおりとする。

#### (1) 被害状況等の把握

環境生活対策部維持班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。

また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

#### (2) 応急復旧活動の実施

復旧に当たっては、被害の状況により町内給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資機材または復旧作業要員が不足する場合には、県及び他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

#### (3) 広報の実施

##### ア 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間等について被災地の住民に周知する。

##### イ 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み等の広報を行う。

また、井戸等から飲料水を確保している住民等に対し、衛生上の注意を広報する。

### 2 水道施設被害報告

町は、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）を通して「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」を県生活衛生課に報告する。

## 第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する。

### 1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

### 2 飲料水供給の措置

#### (1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施される。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれる。

(3) 給水量の基準

1 人1 日最大概ね3 リットル

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められない。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づき、飲料水の供給に必要な経費は、県が負担する。

ア 水の購入費

イ 給水または浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7 日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

### 第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失しまたは損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。





を安定させるものとして、次に定めるところにより実施する。

(1) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の実施責任者は町長とし、担当は総務対策部庶務班とするが、現地対策本部・教育対策部と協議を行い迅速に給（貸）与を実施する。

(2) 町の実施内容

ア 町長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定める。

イ 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、町長は知事（厚政課・柳井健康福祉センター）に応援を要請する。

なお、要請に当たっては、生活必需品に過不足が生じないように、正確な情報（必要品目の種類・量）を提供するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

調達した生活必需品等は、町の物資集積拠点である「長浦スポーツ海浜スクエア」「すぱーく大島」に集積し、健康福祉対策部を中心とする職員がボランティア団体等の協力により仕分けをした後、各避難所等へ輸送する。

なお、あらかじめ当該施設の場所等を県（柳井健康福祉センター）に連絡する。

5 輸送体制

輸送車両の手配は、総務対策部庶務班が行う。

なお、町保有車両では不足する場合は、第8章第3節「輸送車両等の確保」に定めるところにより、輸送車両を確保する。

## 第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失または損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水である。

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失または損傷した者であること。

(3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、町からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、県は町の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとる。

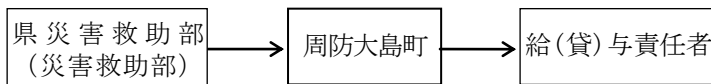
(2) 物資の確保及び購入の措置

- ア 町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として県災対本部（救助総務班）により行われる。
- イ 物資の確保については、県災対本部（商工総務班）の協力により行われる。
- ウ 町において調達可能な物資については、柳井健康福祉センター所長及び町長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

- ア 原則として県災対本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうるものとする。
- イ 送達経路



(2) 配当及び配分

- ア 知事または事務を委任された町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。
- イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。
- ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事または事務を委任された町長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業着・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回り品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘・眼鏡等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のもも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間延長することができる。【資料編：資料3-10-

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第 1 1 章 保健衛生計画

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

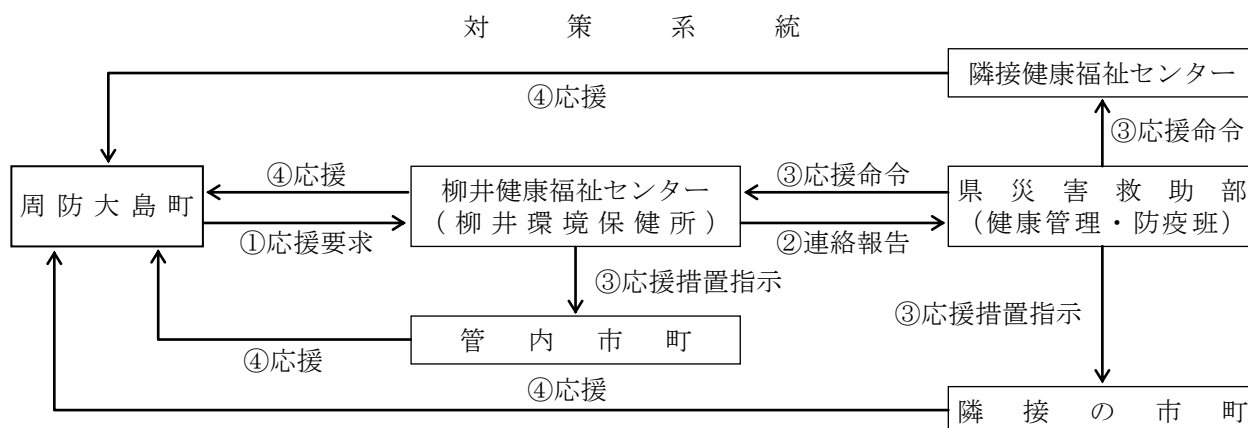
### 第 1 節 防疫及び食品衛生監視

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

#### 第 1 項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき町長が実施するものであるが、町のみによることは困難であることから、町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。



#### 1 町及び県の防疫措置

町及び県は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

##### (1) 防疫活動組織

町は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班及び検病調査班を編成する。この場合、町の実情により、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防 疫 班	事務職員 1 名・作業員 2 名
検 病 調 査 班	保健師 2 名 (状況に応じて医師 1 名)

(2) 防疫活動の内容

ア 措置事項

防疫及び検病調査についての業務実施基準はおおむね次のとおりとし、迅速かつ的確に行うものとする。

<p>各 対 策 部 共 通 防 疫 班 (総合支所・生活衛生課・上下水道課)</p>	<p>① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）</p>
<p>各 対 策 部 共 通 検病調査班（総合支所・健康増進課・上下水道課）</p>	<p>① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域……………週1回以上 ・避難所等……………状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の状況等により、避難地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止または許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。</p>

イ 知事からの指示及び命令に基づく措置

(ア) 指示に基づく措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本章では「法」という。）に基づき、知事から指示された場合は、次の措置を行う。

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条第2 項)
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除(法第28条第2 項)
- ・物件に係る措置(法第29条第2 項)
- ・生活用水の供給(法第31条第2 項)

(イ) 命令に基づく措置

予防接種法第6 条の規定に基づき、知事から命令された場合は、臨時予防接種を行う。

ウ 応援要請

町のみでは防疫活動の迅速な実施が困難な場合は、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）に対して、防疫班及び検病調査班（生活衛生課・健康増進課）の派遣等の応援を要請するものとする。

エ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第17条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

## 2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

### (1) 防疫体制

防疫班（総合支所・生活衛生課・上下水道課）が検病調査班（総合支所・健康増進課・上下水道課）の協力を得て、町の防疫体制を確立する。

### (2) 防疫用薬剤、資機材の備蓄・調達

ア 町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

町は、毎年、町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

## 3 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

### (2) 防疫薬剤の使用基準

種別		単位	使用薬剤	使用料	
一般防疫	井戸等飲料水施設の消毒		クロール石灰（晒粉）	水量の1/500	
			次亜塩素酸ナトリウム	水量の1/1500	
	浸水家屋等の消毒	床上浸水家屋	1戸当たり	クレゾール	200g以内
		床下浸水家屋	〃	クレゾール	50g以内
	全浸水家屋	〃	生石灰	6kg以内	
ねずみ族・昆虫駆除	全浸水家屋		ダイアジノン	4.0リットル	
			殺そ剤	1.8リットル	

### (3) 代替薬剤と使用目的

- ・クレゾール水（家屋、便所、手指の消毒）
- ・塩化ベンザルコニウム（家屋、便所、手指の消毒）
- ・生石灰（便所、溝の消毒）
- ・5%ダイアジノン乳剤（はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除）
- ・オルソジクロールベンゾール剤（オルソジクロールベンゾールの含有量50%以上）  
（はえの幼虫の駆除）

### (4) 所要薬剤の状況把握

町は、災害発生時の防疫活動に備えて、町内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

## 第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、町は、必要により県に食品衛生監視班の派遣を要請し、食品衛生監視班の監視指導による食品の安全確保を図る。

### 1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

### 2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、柳井環境保健所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等にける衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

## 第2節 遺体対策計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体の取り扱い、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

### 第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また被災後の人心の安定を図るうえで必要であるため実施する。

#### 1 実施機関

##### (1) 町

遺体の捜索は、消防対策部（消防団）が柳井警察署や日赤奉仕団等の協力を得て、また捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施するものとする。

##### (2) 県

町からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

(3) 柳井警察署

警備活動に付随し、町が行う遺体の捜索に協力する。

(4) 柳井海上保安署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇または航空機を活用して捜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。

エ 町が行う遺体捜索に協力する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の罹災場所が対象となるものである。

3 遺体の捜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 前記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事を通じて内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費または購入費 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費または購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。

(2) 修繕費 捜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・軽油（重油）代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

## 第 2 項 遺体の取り扱い

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施する。

1 遺体対策

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、または死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（斎場内敷地、または学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、医療救護班または医師により行う。

2 遺体対策の実施方法

(1) 実施機関

ア 町



遺体対策は、町が行う。

(ア) 遺体洗浄、縫合、消毒等

医療救護班または医師により行う。

(イ) 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

(ウ) 柳井警察署、柳井海上保安署による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

(エ) 遺体の身元を確認し、「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において「埋火葬許可証」を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

(ア) 遺体収容所へ医療救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（町が実施する業務）を行う。

このため、医療救護班の医療活動と検案との業務の仕分等についてあらかじめ整理しておく。

(イ) 町の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

(ウ) 柳井警察署の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体対策

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 同県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県の市町村に漂着した場合

漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、前記アと同様に取扱う。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

### 第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がない場合に、遺体の埋葬を実施する。

#### 1 実施機関

(1) 遺体の埋葬は、町が実施する。

(2) 県は、町が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

#### 2 埋葬の要件

##### (1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

(イ) 墓地または火葬場が浸水または流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

##### (2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、または納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。
  - エ 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業者等との間に応援協力体制を整えておく。
- (3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い
- ア 身元不明の遺体については、柳井警察署と連絡し調査に当たった後に埋葬する。
  - イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。
  - ウ 事故等による遺体については、柳井警察署から引継ぎを受けた後、埋葬する。
  - エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の場所に移管する。  
柳井警察署は、町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。
- (4) 埋葬の実施期間
- 救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事を通じ、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。
- (5) 費用の範囲
- 救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。
- ア 棺（付属品を含む。）
  - イ 埋葬または火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）
  - ウ 骨つぼ及び骨箱
  - エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。
- (6) 必要施設の確保
- 町は、毎年、火葬場の処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。  
また、近隣市町の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制の整備に努める。
- 3 処理体制
- 町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、町は、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

### 第3節 清掃計画

大規模な自然災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

#### 第1項 ごみ処理計画

##### 1 実施機関

被災地域の清掃は、町長が実施する。

担当は、環境生活対策部生活班（生活衛生課）が当たり、各対策部へ対応を要請することとし、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）の清掃対策に関する技術援助のもとに実施する。

## 2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。

排出量については、概ね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

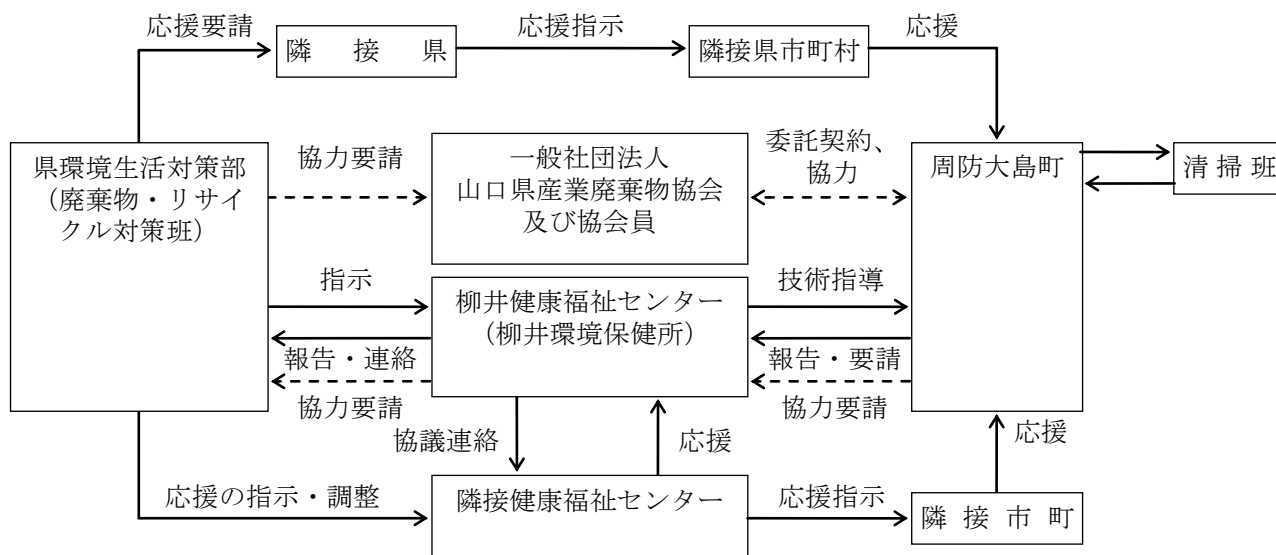
種別	推定排出量
木造住宅	1平方メートル当たり0.2トン
鉄骨造り	〃 0.07トン
鉄筋コンクリート造り	〃 0.6トン

## 3 処理体制

(1) 町は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

(2) 対策系統



## 4 ごみ処理対策

ごみ収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防

止または住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

なお、処理、収集に当たっては、ごみの受入れ状況、処理施設の稼働状況等について、環境生活対策部生活班（生活衛生課）と相互に連絡して行う。

(1) 1 次対策

ア 一般家庭及び避難所から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集し、周防大島町清掃センターにより処理する。

焼却残渣等については、平常時と同様に町外リサイクル施設に搬送処理する。また、本センターで焼却等の中間処理を行っていないプラスチック類等については、焼却残渣等の処理同様、町外にて資源化等の適正処理を行う。

イ 焼却施設、空き缶処理施設といった中間処理施設が被災することも考慮に入れ、処理施設復旧の間、仮置き場等の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集荷場とするなどの対策を講じる。

(2) 2 次対策

災害の付随物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 3 次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記 2 次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 町は、がれきの発生量を把握するとともに、町内最終処分場の残余容量を把握し、たうえでがれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じて、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市町又は工事請負事業者が行うこととし、町はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、環境生活対策部生活班は、地域ごとに処分場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をする。

(4) 清掃班の編成

ア 第 1 次対策に係る清掃班（1 班）の編成基準

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1 台	※ 1 班で 1 日 20 戸を処理する。
作 業 員		8 ～ 10 人	
器 具 所 要	ス コ ッ プ	作業員相応	
	ト ビ 口		
	手 ミ		

イ 第2次・第3次対策に必要な機材及び人員（1班編成）

区 分	数量	備 考
大型ダンプ車	6	※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある。 (2) 積み込み作業に10分間を要する・ (3) 大型ダンプの積載量が4t（10tダンプ×40%）とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

ウ必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たり廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚等の死体処理は、死亡獣畜処理取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜処理場において処分することが困難な場合は、知事（柳井健康福祉センター（柳井環境保健所））の指示により処分する。

(6) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理する。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

町は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

**第2項 し尿処理計画**

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、町長が行う。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1 か月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で收容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式または便槽付きの仮設トイレを設置する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、浴槽等に溜め置きした水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式または便槽付きの仮設トイレを設置する。

(4) 町及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合等との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次によるものとする。

野外仮設トイレの設置基準	
対象人数 100 人当たり	小 3、大 2、女 3 計 8

〔注意事項〕

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋設する。
- ・迅速な建設を必要とすることから、環境生活対策部生活班は、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。
- ・仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

(6) 仮設トイレ等の確保

町で必要量の仮設トイレが確保できない場合は、県（廃棄物・リサイクル対策課）に供給を要請する。

また、し尿処理業者が不足する場合には、山口県環境整備事業協同組合から組合員の紹介等により必要要員を確保するものとする。

供給要請等の連絡体制は、別表「災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制」に定めるとおりである。

4 処理体制

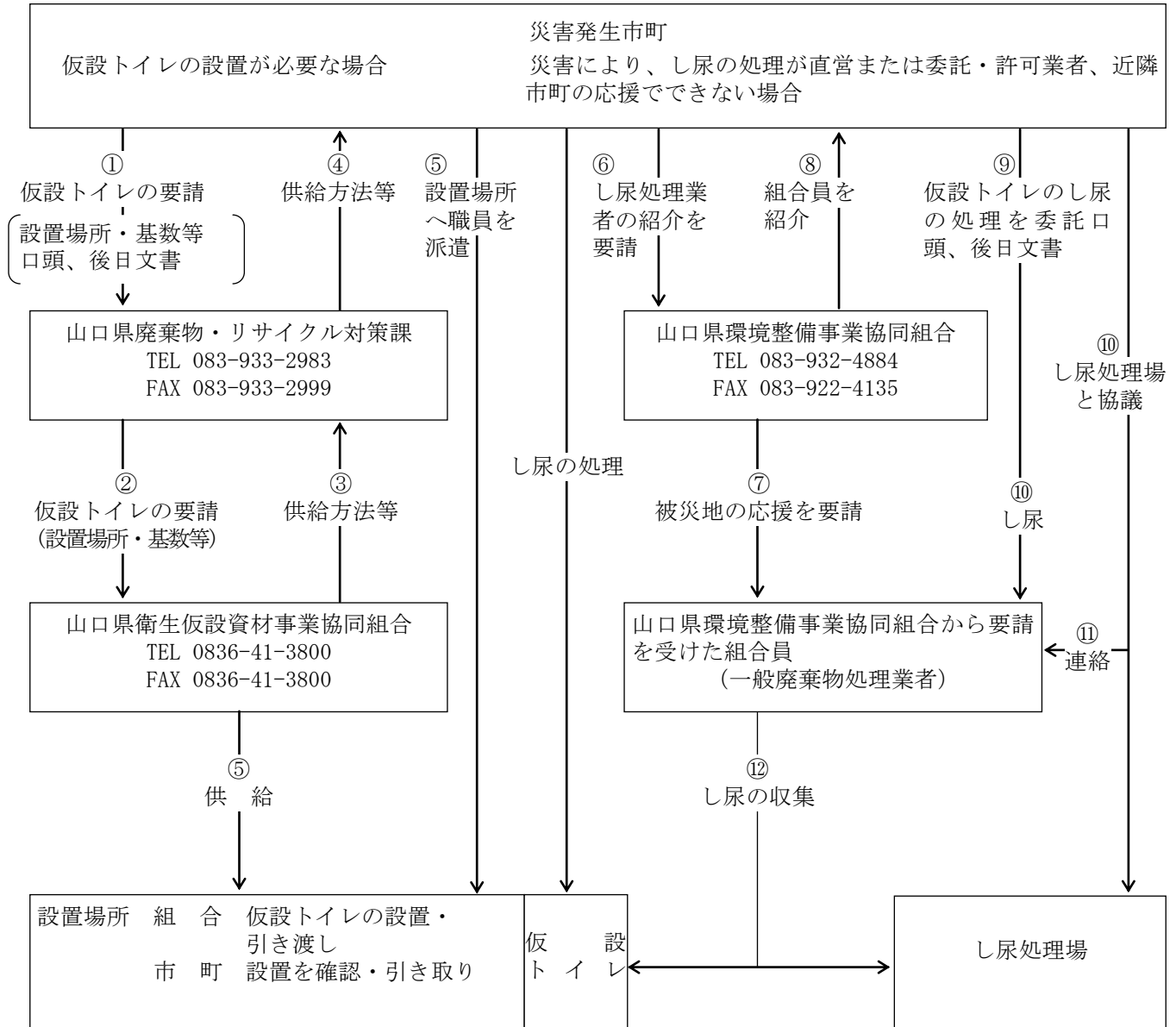
(1) 町は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連事業者及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

(2) 対策系統

第1項3(2)の対策系統参照。

表 災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、環境衛生の確保の観点から優先的に行う。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成基準

運搬車 (バキュームカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	



- (3) 大規模災害発生時においては、町の処理機能は、マヒすることを前提に処理体制を構築しておくものとする。

### 第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

#### 1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施する。

##### (1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、町長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

担当は、環境生活対策部生活班(生活衛生課)が当たることとし、産業建設対策部維持班(建設課・農林課・水産課)、環境生活対策部維持班(上下水道課)との連携、その他の機関、団体等の協力のもとに実施する。

##### (2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

###### ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊または床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に流入した障害物に限られること。

##### (3) 障害物除去の方法

###### ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市町民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

###### イ 除去作業の実施

(ア) 町長が賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求めものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

##### (4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、前記の期間内に実施することができないときは、知事に

対し特別基準（期間延長）の協議を行う。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、町は、県及び関係機関と協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
町	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（土木建築対策部）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 （土木建築対策部）	出先機関、町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
柳井警察署	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力する。

(2) 河川、港湾・漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
町	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 （土木建築対策部、 農林水産対策部）	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、柳井海上保安署に連絡するなどの措置をとる。
柳井海上保安署	海難船舶または漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

(3) 汚物

一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

## 第4節 動物愛護管理計画

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応を遅滞なく行う。

### 第1項 特定動物の逸走防止等

#### 1 実施機関等

原則、飼養者とする。

町は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

#### 2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。

町は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

### 第2項 被災動物の救護

災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。

このため、町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

#### 1 実施機関等

原則、飼い主とするが困難な場合は、町及び県が関係機関等と連携して実施する。

#### 2 飼い主の責務

飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。

また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。

#### 3 被災動物の救護体制

##### (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容

(公社) 山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。

町及び県は(公社) 山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。

町は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、県、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。

##### (2) 愛玩動物の飼養場所の設置

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

##### (3) 避難所における指導

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

## 第 12 章 応急住宅計画

災害のため、住宅が滅失した世帯または破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供または応急修理を行うことは被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

### 第 1 節 応急仮設住宅の供与

#### 第 1 項 応急仮設住宅の建設

##### 1 供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（知事から委任を受けた場合は、町長）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

##### 2 応急仮設住宅に收容する罹災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊または流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない寡婦（夫）、母（夫）子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

- (3) 災害時に、現実に救助法適用を受けた本町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

##### 3 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町長に委任して実施する。

町の担当は、環境生活対策部生活班（生活衛生課）とし、関係対策部と連携の上、県土木建築対策部の指導を得て実施する。

##### 4 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として町が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。  
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結する。
- (2) 生活保護法による要保護者を收容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

## 5 建設方法

- (1) 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と県土木建築対策部住宅班との協議により定め、県が建築業者と契約して建設する。
- (2) 町において建設することが適当と認めるときは、県から示される応急仮設住宅設計図書に従って、町長が行う。
- (3) 応急仮設住宅の建設に関して、(一社)プレハブ建築協会の協力を求めるに当たっては、県と同協会との協定書に基づいて行われるものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。

## 6 建設基準

### (1) 延べ床面積

1 戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

### (2) 構造は、1 戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

### (3) 同一敷地内または隣接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

### (4) 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

## 7 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(県救助総務班と県住宅班が協議して定める。)

## 8 建設期間

### (1) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

### (2) 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

## 第2項 応急仮設住宅の供与

### 1 対象者及び入居予定者の選定

#### (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

#### (2) 入居資格については、第1項2「応急仮設住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮する。

#### (3) 町長は、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

#### (4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

### 2 応急仮設住宅の管理

#### (1) 県(厚政課)より町に委託された町長が、公営住宅に準じて維持管理する。

#### (2) 供与期間

供与できる期間は、建築工事が完成した日から2 か年以内とする。

## 第3項 公営住宅・民間借家等の確保

被災者の生活安定を図るうえで住居の確保は、最も重要であることから、町及び県は、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。

設備の整ったこれらの住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることに留意して、その確保に努めるものとする。

#### 1 公的住宅の確保

町は、次の措置をとる。

- (1) 公営住宅の確保に努める。住宅の確保が困難な場合には、県に県営住宅の提供や隣接市町への公営住宅の提供を要請するものとする。
- (2) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定める。

なお、この場合においては、高齢者、障害者等に配慮する。

ア 被災者の一時的な入居については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

入居条件は、原則として次の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、周防大島町特定公共賃貸住宅条例、周防大島町営住宅及び一般住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

- (ア) 入居期間は、原則として 1 年以内とする。
  - (イ) 収入基準等の入居者資格要件は問わない。
  - (ウ) 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
  - (エ) 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- イ 被災者か否かは、原則として町が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。
- ウ 一時的な入居を行った者で、「被災市街地復興特別措置法」及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

#### 2 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、観光協会旅館部会等との協定を事前に締結するなどして、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

## 第 2 節 被災住宅の応急修理

### 第 1 項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。（対象者としては第 1 節第 1 項 2 に準ずる。）

### 第 2 項 対象者の調査及び選定

町は、被災者の資力その他の生活条件を十分調査する。県は、町が発行する罹災証明書に基づき対象者を選定する。場合によっては、町に選定事務を委任する。

### 第 3 項 応急修理の方法、基準

#### 1 応急修理の方法等

- (1) 町長が、町内建設業者に請負わせるか、または町直営工事により行う。

(2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）に限る。

(3) 他の者が行う応急修理は排除しない。

ア 家主が借家を修繕する場合

イ 親類縁者の相互扶助による場合

ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

## 2 修理の期間

(1) 災害発生の日から1か月以内に完成させる。

(2) 1か月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事を通じて内閣総理大臣に対して特別基準（期間延長）の協議を行う。

### 第3節 建設資機材等の調達

#### 1 応急仮設住宅の資機材

応急仮設住宅の資機材は、県が関係団体（（一社）山口県建設業協会及び（一社）プレハブ建築協会）の協力を得て調達する。

#### 2 用材の確保

用材の確保については、県災対本部農林対策部林務班が、県災害救助部及び県土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）または生産工場を通じて確保する。

### 第4節 公営住宅の応急修理

被災した町営住宅については、町長において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

なお、公営住宅の応急修理については、救助法の適用はない。

## 第13章 水防計画

洪水または高潮により水害が発生し、または発生するおそれのある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

### 第1節 計画の目的及び性格

#### 第1項 目的

本町における洪水または高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、指定水防管理団体である町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災対法に基づく周防大島町地域防災計画の一部であるとともに、水防法第33条の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法（昭和24年法律第193号）をいう。

### 第2節 水防実施機関の業務及び責任

#### 第1項 町

町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第2条）。

##### 1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団（消防団）、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という（法第2条）。

##### 2 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして、本町は山口県知事から指定水防管理団体に指定されている。

##### 3 浸水想定区域の指定があった市町

###### (1) 浸水想定区域の指定

本町には知事が水防警報を発する指定河川が4河川（水位情報周知河川）、海岸が1箇所ある。

指定河川には浸水想定区域が指定されている。

ア 知事が水防警報を発する指定河川・海岸

(ア)河川（水位情報周知河川）

水系名	河川名	水防警報担当者	延長（m）
屋代川	屋代川	柳井土木建築事務所長	4,400
三蒲川	三蒲川	柳井土木建築事務所長	1,100
宮崎川	宮崎川	柳井土木建築事務所長	1,600
宮川	宮川	柳井土木建築事務所長	1,000



(イ) 海岸

海岸名	水防警報担当者	延長 (m)
山口南沿岸周防大島町地先海岸	柳井土木建築事務所長	181,368

資料：「平成 26 年度 山口県水防計画」をもとに作成

イ 浸水想定区域

水系名	河川名	水防管理者	告示年月日	告示番号
屋代川	屋代川	柳井土木建築事務所	H21.4.14	第 184 号
三蒲川	三蒲川	柳井土木建築事務所	H19.11.27	第 592 号
宮崎川	宮崎川	柳井土木建築事務所	H21.4.14	第 184 号
宮川	宮川	柳井土木建築事務所	H18.7.14	第 396 号

資料：「平成 26 年度 山口県水防計画」をもとに作成

(2) 地域防災計画で定めるべき事項

洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法を定める。

また、法第15条に基づき、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）について、町では「周防大島町高潮・洪水ハザードマップ」を作成、配布している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む本町では、同法第8条第3項に規定する事項については、「周防大島町土砂災害ハザードマップ」を、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域を含む本町では、同法第55条に規定する事項を含む印刷物については「周防大島町津波ハザードマップ」を、同様に作成、配布している。

4 水防計画の策定

町は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ周防大島町防災会議に諮らなければならない。また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、知事に届け出なければならない（法第33条）

町の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

**第2項 ため池管理者の責務**

ため池管理者は、水害が予想されるときは、水防管理者（町長）の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

**第3項 居住者等の水防義務**

町の区域内に居住する者、または水防の現場にある者は、水防管理者（町長）または消防

機関（消防本部、消防署、消防団及び消防職員並びに消防団員の養成機関をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

### 第3節 職員の配置体制及び所掌事務

#### 第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、第1 警戒体制、第2 警戒体制及び水防本部体制とする。

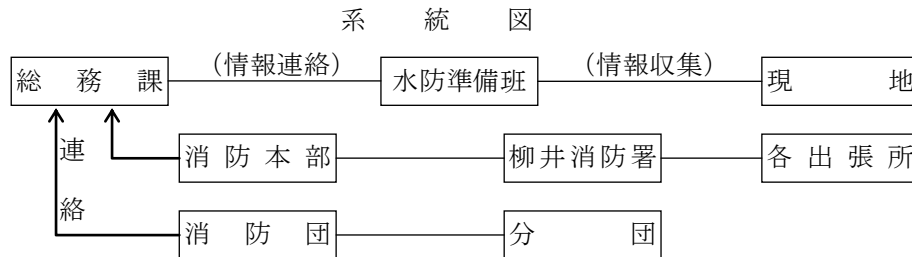
##### 1 警戒体制

###### (1) 第1 警戒体制

大雨注意報洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発表されたとき、及び町長が必要と認めたときは、建設課、農林課及び水産課内に水防準備班を設置する。

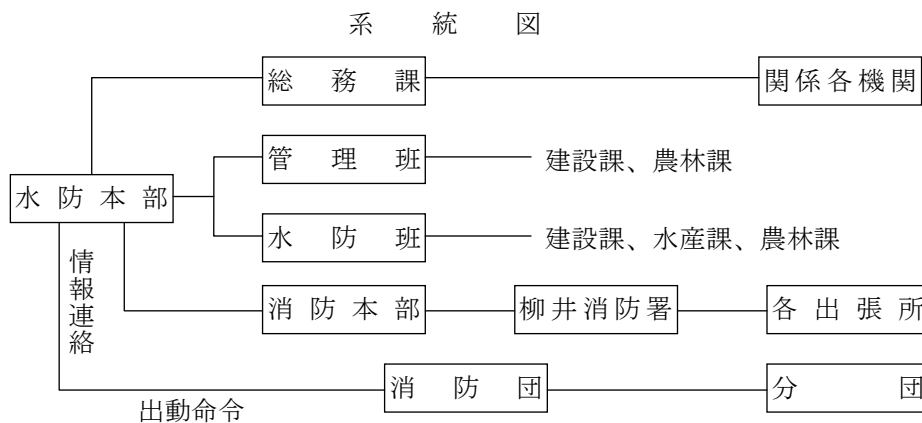
###### (2) 第2 警戒体制

洪水警報、大雨警報、津波警報が発表されたとき、及び町長が必要と認めたときは、第1 警戒体制における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。



##### 2 水防本部体制

町長が必要と認めたときは、水防本部を設置して水防活動を行う。



	所 掌 事 務	担 当 課
管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般庶務に関すること。</li> <li>水防警報及び水防緊急対策に関すること。</li> <li>水防各機関との連絡に関すること。</li> <li>水防用資材及び機材の確保並びに輸送に関すること。</li> <li>雨量、水位、流量、潮位の観測資料の作成に関すること。</li> <li>水防対策の応援に関すること。</li> </ul>	建 設 課 農 林 課

	所 掌 事 務	担 当 課
水 防 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること。</li> <li>・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。</li> <li>・砂防施設及び地すべり防止区域の水防に関すること。</li> <li>・農業用等ため池に関すること。</li> <li>・排水施設に関すること。</li> </ul>	建 設 課 水 産 課 農 林 課

## 第2項 配備体制の解除

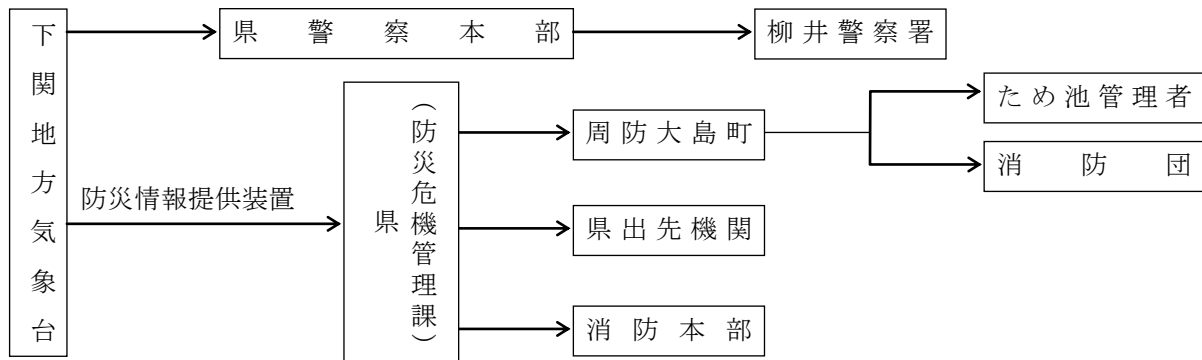
気象予警報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。

ただし、町長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

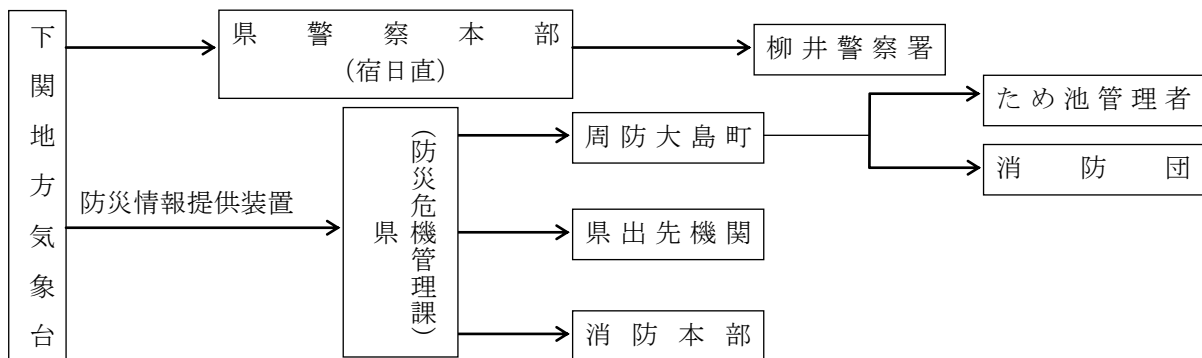
## 第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象予警報及び情報等の連絡系統は、次のとおりとする。

### 第1項 勤務時間内



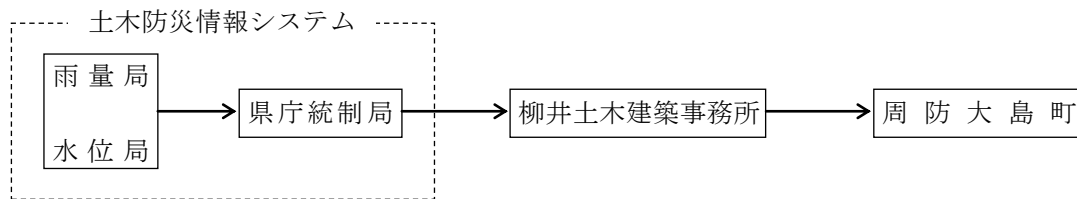
### 第2項 勤務時間外



### 第3項 土木防災情報システム

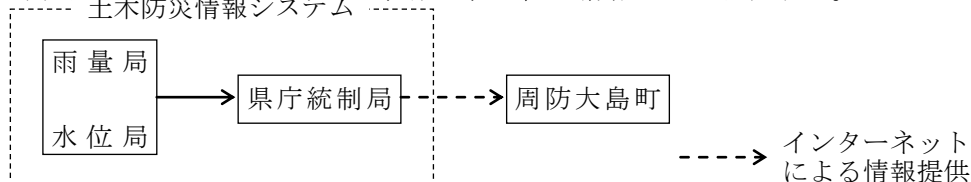
#### 1 雨量、水位の連絡

柳井土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて町へ通報する。



## 2 雨量、水位の情報提供

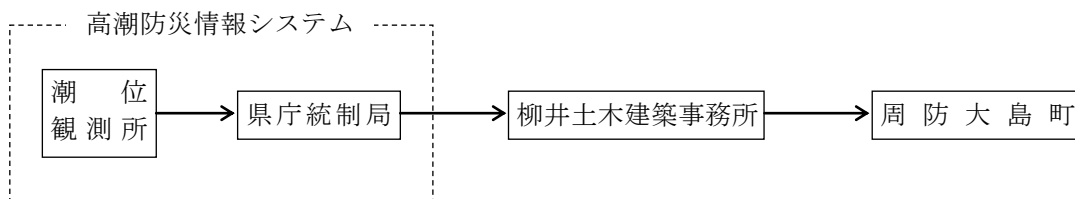
土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を町に提供する。



## 第4項 潮位の情報収集及び連絡

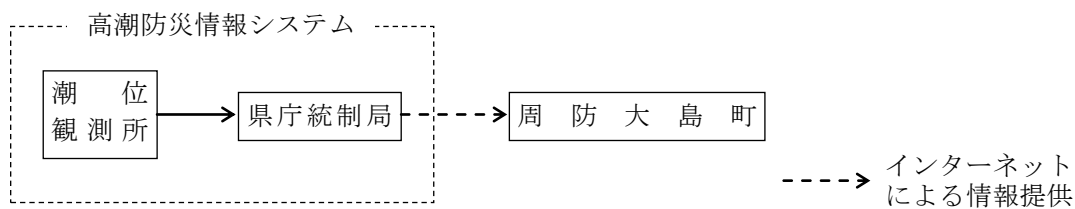
### 1 潮位の観測及び通報

柳井土木建築事務所は、高潮警報・注意報が発表された場合にあつては、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて町へ通報する。



### 2 高潮防災情報システムによる情報の提供

高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供する。



## 第5節 水防備蓄資材、機材の整備、確保

### 第1項 町の水防用備蓄資材、機材

#### 1 備蓄資材、機材

町の水防用備蓄資材及び機材は、資料編に掲載のとおりである。

【資料編：資料2-2-1-2 水防用輸送設備、備蓄器具・資材一覧、水防倉庫一覧】

#### 2 備蓄資材、機材の補充

備蓄資材を使用し、または機材を破損したときは、早急に補充し、または修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

### 3 資材、機材の応援要請

町長は水防活動上必要と認めたときは、他の水防管理団体に必要な資材及び機材の提供を要請するものとする。

## 第2項 ため池管理者の水防資材・機材の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・機材を備蓄しなければならない。

## 第3項 民間水防用資機材の確認

出水期において町長は、あらかじめ水防用資器材を保有する業者等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

# 第6節 水位の通知、氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知

## 第1項 水位の通報及び公表

町は、法第12条第1項に基づき、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

県または国は、法第12条第2項に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

水防団待機水位 （通報水位）	水防団の出動準備の目安となる水位
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団の出動の目安となる水位

## 第2項 氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知

### 1 水位情報の内容

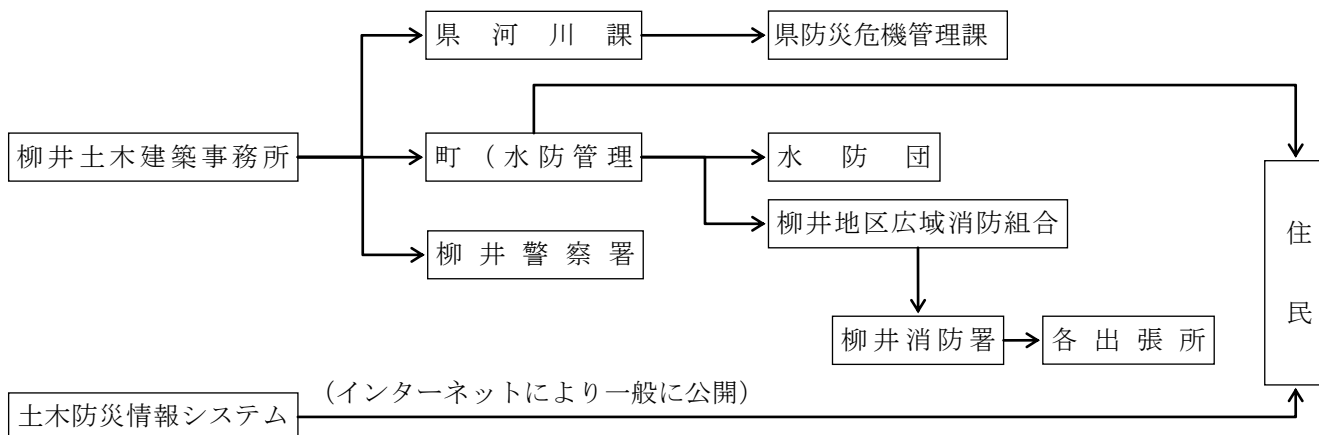
知事は、指定した河川（水位（情報）周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

### 2 県が行う水位情報の通知

県は、氾濫危険水位（特別警戒水位）情報を次の図の連絡系統・情報提供系統により通知する。

柳井土木建築事務所長は、氾濫危険水位（特別警戒水位）を通知するときは、水位（情報）周知用紙をファックスで関係機関に送信後、電話で受信確認を行う。一般加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

氾濫危険水位（特別警戒水位）情報を通知する場合の連絡系統図



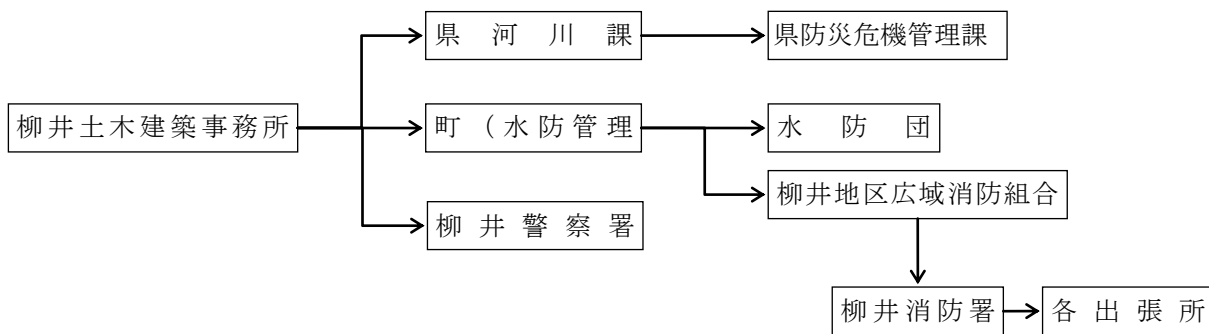
## 第7節 水防警報

知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して、水防関係機関に対し水防警報を発表する。

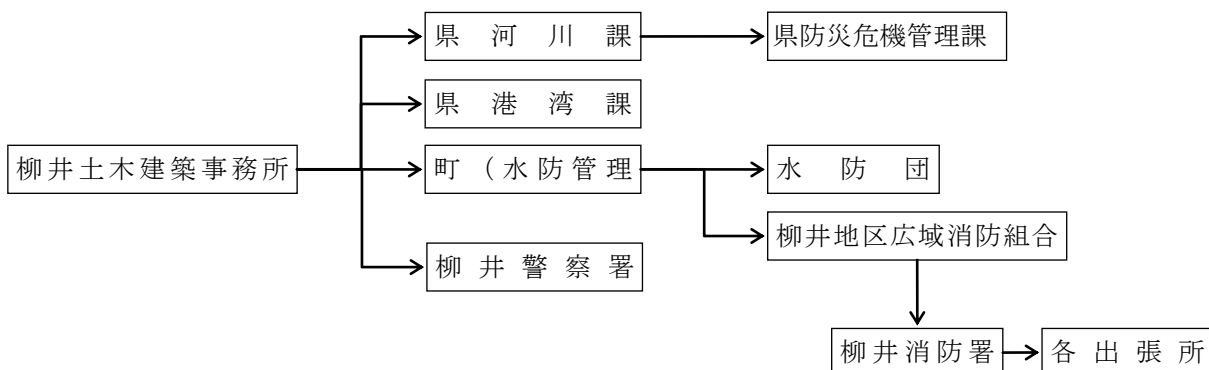
### 1 知事が発する水防警報

知事が発する水防警報は、土木事務所長が発するものとし、次表により関係機関に通報するとともに、直ちに警報の内容を県河川課に報告される。

指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図



指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図



## 2 水防警報の伝達方法

柳井土木建築事務所長は、水防警報を発するときは、町の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達したのち、水防警報用紙をファクシミリで本町あてに送信するものとする。一般加入回線が途絶している場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

## 3 水防警報の種類、内容及び命令時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種 類	内 容	発令時期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準 備	1 水防資器材の点検、整備 2 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 3 河川、その他危険区域の監視 4 水防要員の配備計画等のため水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。
出 動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1 河川の水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき 2 災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種 類	内 容	発令時期
準 備	1 陸間の閉鎖 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・注意報が発表された直後または高潮発生が予想される 12 時間程度前に発表する。
出 動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される 4 時間程度前に発表する。

種 類	内 容	発令時期
解 除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

## 第 8 節 水防活動

### 第 1 項 安全確保

洪水、津波又は高潮いずれにおいても、水防団又は消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団又は消防機関自身の安全を確保しなければならない。

### 第 2 項 重要水防箇所

本町における重要水防箇所は、資料編に掲載のとおりである。

【資料編：資料 3-15-8 重要水防箇所】

### 第 3 項 排水ポンプ場、水門等の操作

#### 1 点検、整備

排水ポンプ場、水門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意する。

#### 2 防潮水門・排水ポンプ場の運転

防潮水門及び排水ポンプ場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプ場の運転を行う。

#### 3 水門、陸閘の操作

ア 逆流防止のために設けられた水門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。

イ 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお、水位上昇が予測され災害の生ずるおそれがあるとき、高潮対策の場合は台風等により災害の生ずるおそれがあるときに閉鎖することを原則とする。

#### 4 貯水池等の監視

ア ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を定めておくこと。

イ ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作にあたるとともに水防管理者（町長）と協議して、必要な措置をとるものとする。

ウ 水防管理者（町長）は、必要な措置の状況等を柳井農林事務所長に通報するものとする。

### 第 4 項 水防措置

#### 1 通常警戒

水防管理者（町長）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに柳井土木建築事務所長に通報し必要な措置を求め



るものとする。

## 2 非常警戒

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより、重要水防箇所の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに柳井土木建築事務所長に通報する。

## 3 警戒区域の設定（法第21条）

水防管理者（町長）は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、または退去を命ずることができる。

## 4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

## 5 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防管理者（町長）は、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに柳井警察署、柳井土木建築事務所長に通報する。

# 第5項 出動及び水防作業

## 1 出動

水防管理者（町長）は、次の場合、直ちに水防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行う。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- (3) 堤防の異常を発見したとき。
- (4) 風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予想されるとき。
- (5) 津波による被害が予想されるとき。

## 2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者（町長）は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

# 第6項 協力及び応援

## 1 河川管理者の協力

河川管理者、中国地方整備局長、山口県知事及び周防大島町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供

- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
  - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材の提供
  - (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 2 水防管理団体相互の応援、協力

水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

## 第7項 立退の指示

### 1 立退の指示（法第29条）

洪水、高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

### 2 避難

避難のための具体的な措置は、第5章「避難計画」に定めるところによる。

## 第8項 輸送

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第8章「緊急輸送計画」に定めるところによる。

## 第9項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者（町長）はその旨を一般住民に周知させるとともに、柳井土木建築事務所長を通して県河川課に報告するものとする。

## 第10項 水防てん末報告

水防管理団体（町）が、水防活動を行ったときは、「水防活動状況報告書」【資料編：様式5 水防活動状況報告書】により水防活動終了後5日以内に柳井土木建築事務所及び、県河川課経由で知事に報告する。

## 第9節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

### 第1項 物的公用負担

水防管理者（町長）または消防機関の長は、法第28条に定めるところにより、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において次の負担を課することができるものとする。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- 3 車両、その他運搬用機器の使用

#### 4 工作物その他の障害物の処分

### 第2項 人的公用負担

水防管理者（町長）または消防機関の長は、法第24条に定めるところにより、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その町の区域内の居住者または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

### 第3項 損失補償及び損害補償

物的公用負担により損失を受けた者または人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第28条及び第45条に規定するところによる。

## 第10節 水防訓練

町は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行う。

この水防訓練は、本防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

## 第11節 水防協力団体

町（水防管理者）は、法第36条に定めるところにより、以下に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

また、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、町及び県は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

水防協力団体は次の業務を行う。（法第37条）

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

## 第14章 災害警備計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため、警察及び海上保安本部は早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

### 第1節 陸上警備体制

柳井警察署は、次の対策を実施する。

#### 第1項 警備体制

##### 1 職員の招集・参集

職員は、管内に災害が発生し、または発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集または非常参集するものとする。

##### 2 警備体制の種別

###### (1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。

###### (2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。

###### (3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。

##### 3 警備本部の設置

管内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、柳井警察署に所要の災害警備本部を設置する。

##### 4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

#### 第2項 警備対策

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

##### 1 情報の収集等

###### (1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

###### (2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

##### 2 救出救助活動等

#### (1) 救出救助活動

柳井警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

#### (2) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

### 3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町及び関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

### 4 危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

### 5 交通規制の実施

#### (1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内または区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止しまたは制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

#### (2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

#### (3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域または区間において、車両または物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の減灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

### 6 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の搜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

### 7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災対本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

## 8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

## 9 災害情報等の伝達

### (1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

### (2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動も推進する。

## 10 通信の確保

災害により被害が発生し、または発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図る。

## 第2節 海上警備体制

柳井海上保安署は、次の対策を実施する。

### 第1項 治安の維持

柳井海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じる。

- 1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- 2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域または重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

### 第2項 海上交通安全の確保

柳井海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じる。

- 1 暴風、高潮等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、または港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行う。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- 4 海難船舶または漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知に努める。

- 6 航路標識が損傷または流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- 7 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努める。
- 8 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

### 第3項 通信の確保

柳井海上保安署は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯用無線機等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話、携帯ファックス等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、または関係機関等の職員の派遣を要請する等、連絡体制の確保に努める。

## 第15章 要配慮者支援計画

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災時の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。

### 第1節 避難誘導・避難所の管理等

町は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

#### 第1項 避難誘導

##### 1 避難の勧告等の伝達

避難の勧告等を行う町長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な観光客等にも配慮する。

##### 2 避難誘導の方法

避難勧告等が発令された場合は、柳井警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

##### 3 移送の方法

自力で避難できない場合または避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

##### 4 避難行動要支援者名簿の活用

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

#### 第2項 避難所の設置運営

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

##### 1 避難所の管理

###### (1) 要配慮者の把握等

避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきりの高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

###### (2) 要配慮者対応の相談窓口の設置



要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

### (3) 生活環境等への配慮

避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮する。

### (4) 情報の伝達

自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

### (5) 物資、食料の供給

避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

## 2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

また、観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

## 3 要配慮者専用避難所の設置

大規模災害により、避難生活が長期に及ぶ等の場合で、社会福祉施設等の入所が困難な場合は、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、要配慮者の専用避難所を開設するものとする。

## 第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

### 1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

### 2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にとっては最も適した住居となることから、町は、その確保に努める。

### 3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

## 第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、町は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

### 第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

#### 1 町の体制

町は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県または他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

### 第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 町の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）等への応援要請によるメンタルヘルスケアの実施
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

### 第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、町は、他市町等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

#### 1 要配慮者の把握等

町は、発災後直ちに健康福祉部福祉課、民生委員、介護事業所等を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、周防大島町社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う災害時要援

護者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

## 2 福祉サービスの提供

(1) 町は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム等への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 町は、県等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 町は、周防大島町社会福祉協議会等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

## 3 情報の提供

町は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関への協力要請による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

## 4 生活資金等の貸付

町は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について県に要請するとともに、貸付主体である周防大島町社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援助資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

## 第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

### 1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当または必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等、二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3) 町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。また、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

## 2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設または町に対し、支援を要請する。

町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、町の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

## 第16章 ボランティア活動支援計画

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般住民の協力を必要とする。

また、一方において、被災を免れた住民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

### 第1節 一般ボランティアの支援体制

#### 第1項 県・市町ボランティアセンターの対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、町・県災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

##### 1 町災害ボランティアセンターの設置

町社協ボランティアセンターに町災害ボランティアセンターを設置し、災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの参加要請及び派遣
- (2) ボランティアのコーディネート、現地センターへの派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

##### 2 県ボランティアセンター

被災地または近接する町災害ボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、町ボランティアセンターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボランティアセンターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

##### 3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、町災害ボランティアセンター、現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 市町内ボランティアの参加要請
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

#### 第2項 やまぐち県民活動支援センター、町民活動ネットワークセンターの対応

やまぐち県民活動支援センター、町民活動ネットワークセンターは、町・県災対本部、町・県ボランティアセンターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

### 第3項 町、県の対応

健康福祉対策部にボランティア担当窓口（福祉課）を設置し、現地対策本部、町災害ボランティアセンター、現地センター（県ボランティアセンター）と一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

#### 1 町の対応

- (1) 町災害ボランティアセンター、現地センター、各応急対策部、県との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

#### 2 県の対応

- (1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、現地センター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

### 第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや町・県災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

## 第2節 専門ボランティアの支援体制

### 第1項 町の対応

町は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

### 第2項 県の対応

県救助総務班（厚政課）及び関係各班は、本町からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは県ボランティアセンターを通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

### 第3項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、県救助総務班は関係各班に報告する。

### 第3節 他市町等の災害救援活動への支援

町は、他市町、他県で大規模な災害が発生した場合において、県よりボランティアの派遣等必要な支援の要請があった場合は、周防大島町社会福祉協議会と連携して支援の協力に努める。

## 第17章 応急教育計画

大規模災害発生時には、児童生徒の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

小学校及び中学校（以下「学校」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

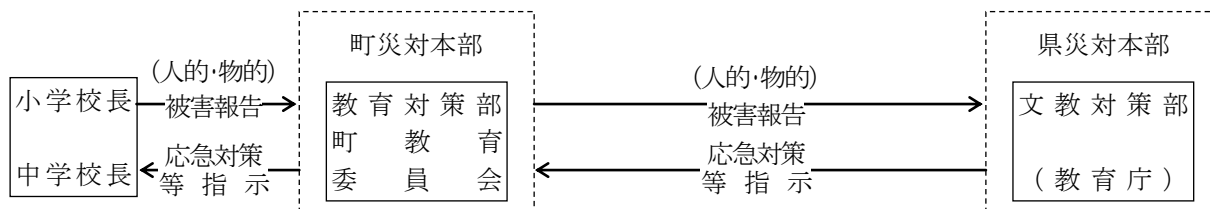
このため、学校における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

### 第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

#### 第1項 文教対策の実施

##### 1 文教対策実施系統図



##### 2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害速報</li> <li>・公立学校人的被害に関する報告</li> <li>・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等）</li> <li>・要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告</li> <li>・学校給食関係被災状況調査報告</li> <li>・教職員住宅被害報告</li> </ul>
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」による。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」による。

#### 第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命及び身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進する。

取 り 組 み の 主 な 視 点
① 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
② 大規模災害を想定した避難訓練の実施
③ 安全に関する職員研修の充実
④ 通学路の安全点検
⑤ 家庭・地域社会との連携強化



取 り 組 み の 主 な 視 点
⑥ 集団生活を行ううえでの基本的な生活習慣の確立と自主性の涵養
⑦ ボランティア活動の推進
⑧ 自他の生命を尊重する態度の育成
⑨ 安全な生活態度や習慣の確立

## 1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また指導助言及び援助を行う。

### (1) 事前対応

#### ア 学校における災害応急対策計画の策定・指導

町教育委員会及び県は、校長に、学校の立地条件、児童生徒の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定をさせるとともに、その計画について児童生徒、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応 急 対 策 計 画 の 主 な 項 目
(ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
(イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
(ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
(エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
(オ) 連絡体制（町・県教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
(カ) 避難指示及び避難誘導（避難先、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
(キ) 実験・実習中の対策
(ク) 火元の遮断と初期消火活動
(ケ) 救護活動（児童生徒、避難者）
(コ) 避難所の開設・運営（市町との連絡体制・初動対応）
(サ) 児童生徒の登下校方法及び保護者への引渡し方法
(シ) 応援活動（被災者への応援協力）

#### イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等への参加、または自ら防災訓練を実施する。学校における防災訓練の場としては、次の3つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（町、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練

#### ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握する。

#### (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ

区 分	内 容
医 薬 品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

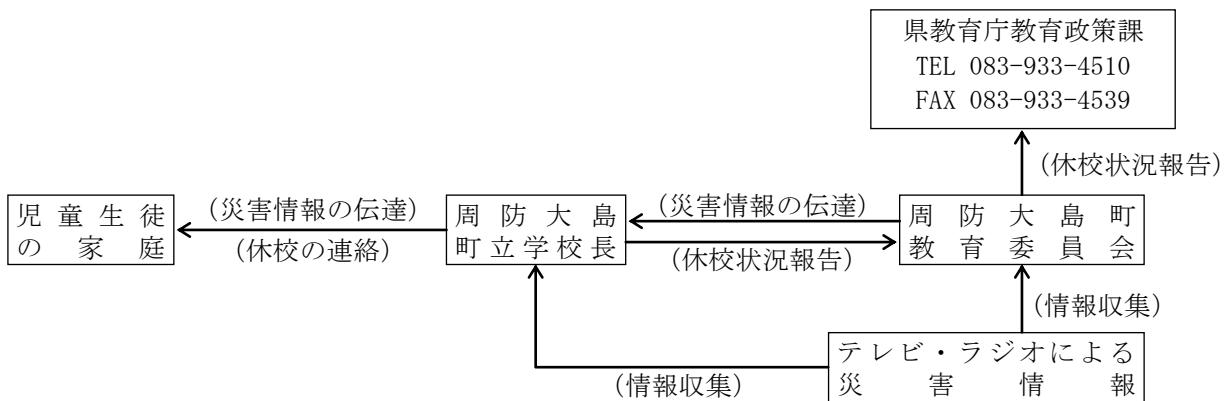
	該当施設	点検確認事項等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理 科 実 験 類 ・ 医 薬 品 類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石 油 ・ ガ ス ス ト ー プ	教室・職員室・事務室・校務員室	周囲の引火物の有無

エ 気象情報の収集

学校は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒の登校前、遅くとも午前7時頃までに決定連絡するよう努める。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育庁教育政策課に休校の状況を報告することとする。



(2) 災害時の対応

【町が行う措置】

ア 町教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言し、及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する「学校施設の応急復旧」に必要な措置を実施または指導、助言を行う。

【校長が行う措置】

ウ 校長は災害発生時においては、児童生徒の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止または安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

エ 校長は、災害の規模、児童生徒、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会または県教育庁に報告する。

児童生徒の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うが、被害の状況により必要があるときは、町災対本部または地域住民等の協力を求める。

災害速報を被害等の把握の都度、「被災状況報告」により報告する。

【資料編：様式6 被害状況報告書（文教関係）】

オ 校長は、状況に応じ町教育委員会または県（教育庁各課・学事文書課）と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育庁教育政策課に休校の状況を報告する。

カ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行う。

キ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、町教育委員会または県（教育庁各課・学事文書課）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒及び保護者に連絡する。

【町教育委員会】

ク 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、町教育委員会及び県教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。

ケ 災害が大規模または広域にわたるため、下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教育委員会及び町教育委員会による対策チーム（リーダー：県義務教育課）を設置し、異校種間の調整や町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

コ 町教育委員会及び県教育委員会は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握する。

(3) 災害復旧時の対応

【町が行う措置】

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言、及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他市町への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、町災対本部に職員の応援を求めるなどして確保を図る。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。

エ 町教育委員会及び県（教育庁各課）は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他市町教育委員会に依頼する。

**【校長が行う措置】**

オ 校長は、教職員、児童生徒を掌握するとともに、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

カ 校長は、被災児童生徒のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

キ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保の斡旋依頼を行う。

ク 校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

ケ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

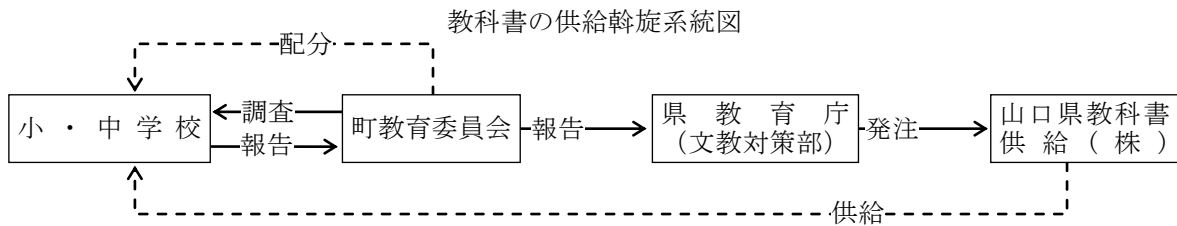
**(4) 被災後の教育施設等の確保**

ア 学校施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣
イ 学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用または被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

**第3項 児童生徒等の援助**

**1 教科書の供給**

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失またはき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）による。



## 2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒に対し以下のような措置が講じられる。

### (1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

### (2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、町教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

### (3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

#### ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出または承認を受けて使用しているもの

#### イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

#### ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

### (4) 学用品給与の時期

#### ア 教科書・教材

災害発生の日から1か月以内

#### イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

## 3 学校給食の確保

町教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県教育委員会から必要な指導及び援助を得て、次の措置を行う。

### (1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

### (2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

- ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
  - イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
  - ウ 調理従事者の確保及び健康診断
  - エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
- (3) 大規模・広域災害への対応
- ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または町で対応できない場合は、県教育委員会及び町教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。
  - イ 町教育委員会及び県教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握する。

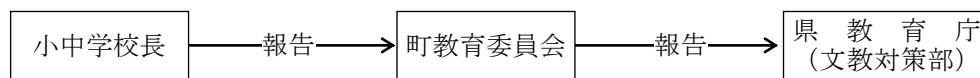
#### 4 児童生徒に対する就学援助

##### (1) 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

##### ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



##### イ 援助措置の内容

###### (ア) 児童生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費

###### (イ) 補助率

国庫負担 1/2 町 1/2

###### (ウ) 交付手続き

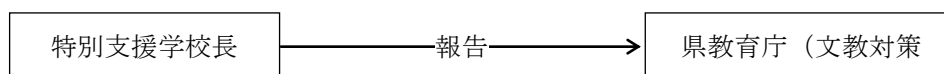
町からの交付申請

##### (2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

##### ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

##### イ 援助措置の内容

###### (ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学または帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部または一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例）

ア 生徒等の被災状況の調査報告（県立高等学校）

校長は、県教育委員会（文教対策部）に対して、県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告する。

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校へ通知する。

(2) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ財団法人山口県ひとづくり財団、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

## 第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係課等と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

### 第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

1 避難所の運営責任者

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、町現地対策本部（総合支所）が教育対策部（維持班）の協力のもと行う。

2 教職員の責務

(1) 教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

(2) 教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

### 第2項 避難所としての施設設備の整備

避難所に指定されている施設の設備整備については、関係課等と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネット

ワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、町災対本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。



## 第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、住民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないもののため、被災後の速やかな応急復旧を図る。町や県は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

### 第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、中国電力株式会社により、二次災害防止及び被害の軽減、応急復旧が講じられる。

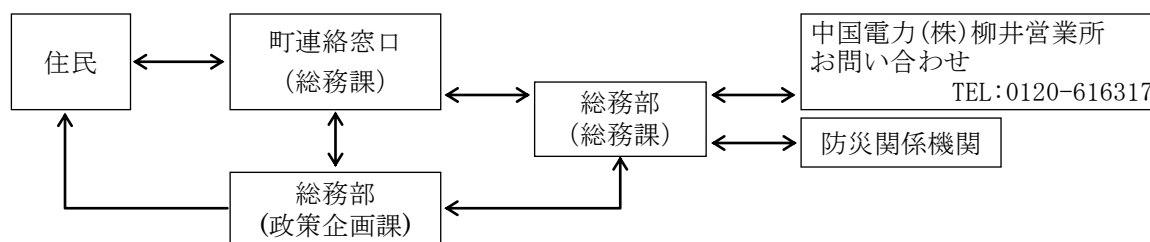
このため、町は中国電力株式会社からの情報の収集と住民への対応について定める。

#### 第1項 町連絡窓口

##### 1 連絡窓口の設置

町は、災害時における電力施設への不測の事態が生じた場合の対策として、連絡窓口（担当は総務部総務課）を設け、住民からの照会等に応じるとともに、中国電力株式会社から情報を収集等し、住民へ防災行政無線等により迅速かつ的確な情報を提供する。

##### 2 連絡体制



##### 3 住民に対する広報の実施方法

第2章第5節第2項3「災害広報に関する連絡等」を参照

### 第2節 ガス施設

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

このため、町では、LPガス供給事業者からの情報収集と県への要請及び住民への対応について定める

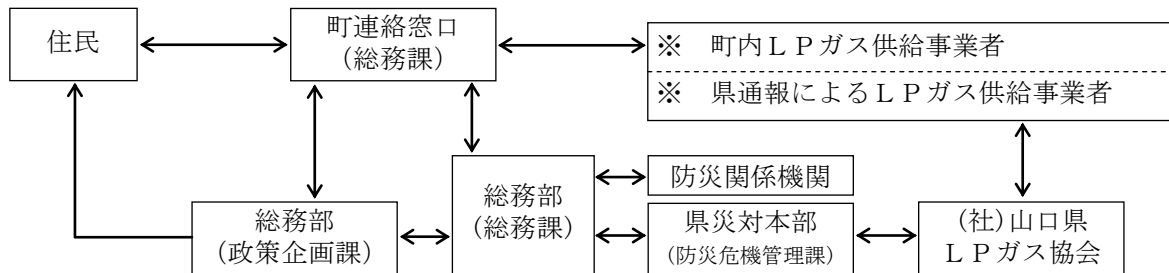
#### 第1項 町連絡窓口

##### 1 連絡窓口の設置

町は、災害時におけるLPガス等の確保を要する事態が生じた場合の対策として、連絡窓口（担当は産業建設部商工観光課）を設け、住民からの照会、LPガス供給事業者への

情報の収集、県への要請等に対応し、住民へ防災行政無線等により迅速かつ的確な情報を提供する

## 2 連絡体制



## 3 住民に対する広報の実施方法

第2章第5節第2項3「災害広報に関する連絡等」を参照

### 第2項 調達・供給確保

- 1 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）に斡旋を要請する。
- 2 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（社）山口県LPガス協会に要請する。
- 3 （社）山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に通知する。
- 4 県災対本部は、町に通報する。
- 5 通報を受けた町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。  
また、引渡しに当たっては町又は県災対本部は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

## 第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため町は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

### 第1項 災害時の活動体制

#### 1 動員体制の確立

##### (1) 要員の確保

ア 環境生活対策部維持班（上下水道課）は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じて参集し、応急対策に従事する。

ウ 上下水道課職員で不足する場合の要員の確保は、庁内各課、隣接・近接市町、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ総務課と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処理及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。

この場合、町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接・近接市町または県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接・近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断される場合は、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

また、災害時には連絡窓口（担当は環境生活部上下水道課）を設け、住民への対応、県水道協会・管路敷設工事事業者等へ緊急処理の要請及び必要に応じて県等への応援要請に対応するとともに迅速な応急活動を実施し、町民への広報等により迅速かつ的確な対応情報を提供する。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、町災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、指定給水装置工事事業者、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止または減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。</p>

対 策 項 目	措 置 内 容
	<p>この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

### 3 復旧対策

復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施する。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>(イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>エ 給水装置の復旧活動</p> <p>(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。</p> <p>(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
(4) 広報活動	<p>ア 災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について、防災行政無線、広報車等を活用して適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。</p> <p>ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。</p>

## 第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、町は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとする。

## 第1項 災害時の活動体制

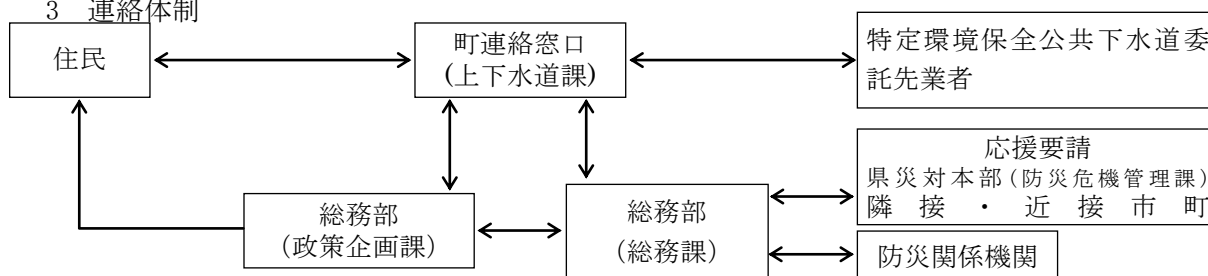
### 1 職員動員配備

町の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

### 2 連絡窓口の設置

町は、災害時には連絡窓口(担当は環境生活部上下水道課)を設け、住民への対応、施設管理委託先・管路工事業者等への緊急処理要請及び必要に応じて県等への応援要請に対応するとともに迅速な応急活動を実施し、町民への広報等により迅速かつ的確な対応情報を提供するものとする。

### 3 連絡体制



### 4 要員の確保

(1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておく。

(2) 上下水道課の職員で不足する場合の要員の確保は、庁内各課、隣接・近接市町、県災対本部に対して応援を求める。

この場合の手順等については、総務課とあらかじめ協議しておく。

### 5 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ施設管理委託業者等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請する。

(2) 大規模災害発生の場合、町内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接・近接市町または県災対本部(都市施設対策班)に応援斡旋の要請を行い、必要業者の確保を図る。

### 6 情報連絡活動

(1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

(2) 町災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

## 第2項 応急対策

### 1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材(発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等)について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

## 2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

## 3 応急措置

(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

## 4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。この場合、環境生活対策部生活班と連携を図りながら、協力して実施する。

### 第3項 復旧対策

#### 1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場は、耐震構造となっており、下水道の主要な機能への影響は少ないものと予想される。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

#### 2 管渠施設

管渠施設については比較的浅い位置に埋設されており、災害の影響を受けやすく、経年劣化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、公共樹、取付管の復旧を行う。

#### 3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活を直撃し、不安感を募らせることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について、防災行政無線、広報車等を活用して広報活動を実施する。

## 第5節 電気通信設備

今日、住民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時における通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

災害時における通信の途絶を防止するため、西日本電信電話株式会社により、各種通信施設の確保及び応急復旧が講じられる。

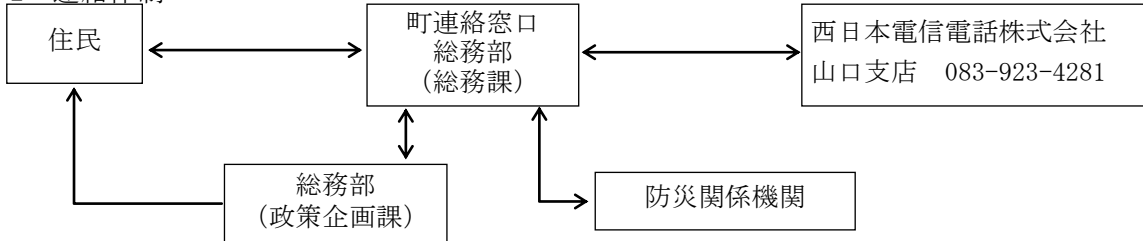
このため、町は、西日本電信電話株式会社からの情報の収集と住民への対応について定める。

## 第1項 町連絡窓口

### 1 連絡窓口の設置

町は、災害時において電気通信設備への不測の事態等が生じた場合の対応として、連絡窓口(担当者は総務部総務課)を設け、住民からの照会や西日本電信電話株式会社からの情報の収集等に対応し、住民への広報等により迅速かつ的確な情報を提供するものとする。

### 2 連絡体制



### 3 住民に対する広報実施方法

第2章第5節第2項3「災害広報に関する連絡等」を参照

## 第19章 公共施設等の応急復旧計画

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通じて、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害等により被害を受けた場合は、住民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策を実施する。

### 第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

#### 第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

##### 1 道路・橋梁

災害が発生した場合、町及び各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。(第8章第2節「緊急道路啓開」関連)

##### (1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、町のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施担当課	応急措置
建設課	ア 道路（臨港関連道路・海上輸送拠点に指定された施設周辺の道路を含む）、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

##### (2) 応急復旧対策

実施担当課	応急措置
建設課 上下水道課	ア 応急復旧作業は、町内建設業者等に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を県へ要請する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 オ 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。 オ 下水道ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫に



実施担当課	応急措置
	よる被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

## 2 河川・ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸及び海岸施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施担当課	応急措置
建設課 農林課 水産課	(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 (2) 水防活動と並行して町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (3) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (4) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるとして内水による浸水被害の拡大を防止する。

## 3 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設等が被災した場合には、県（土木建築部、農林水産部）、柳井海上保安署、漁業協同組合と連携の上、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施担当課	応急措置
建設課 水産課	(1) 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（柳井海上保安署・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 (2) 漁港関係 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 (3) 海上輸送基地として指定した漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 (4) 漁港に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤または決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤または決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

## 4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実

施する。

実 施 担 当 課	応 急 措 置
建設課 水産課 農林課	(1) 気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊または決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの

#### 5 砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じ、あるいは県に斜面判定士による調査点検等を要請するとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

実 施 担 当 課	応 急 措 置
建設課	(1) 砂防設備 ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事または天然護岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの イ 流路工若しくは床固の埋そくまたは埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの (2) 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そくまたは埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの (3) 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊または決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの (4) 流路工に係る応急工事 流路工が決壊したときは、直ちに県に対して仮工事または応急本工事の施工を行うよう要請する。 (5) 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、直ちに県に対して通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工するよう要請する。

#### 6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実 施 担 当 課	応 急 措 置
農林課	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸または山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策

実施担当課	応 急 措 置
	<p>を実施、または県に要請する。</p> <p>(2) 林道施設</p> <p>ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。</p> <p>(ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。</p> <p>(イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合</p> <p>(ウ) 孤立世帯の迂回路等として活用する必要がある場合</p>

## 第2項 応急工事施工の体制

### 1 要員、資材の確保

町は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

#### (1) 技術者の現況把握及び動員

町は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

#### (2) 建設業者の現況把握及び動員

町は、町内建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるような適切な措置を講じる。

#### (3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、町は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じる。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにする。

### 2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、県及び隣接市町等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応する。

## 第2節 公共施設

町が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の人心安定を図るうえで重要なものとなることから、町は速やかな対応を講じる。

### 第1項 応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

## 1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

## 2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

### (1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

### (2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

### (3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

### (4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について町の各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

## 第2項 復旧対策

各施設管理者は、町の各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

### 第3節 住民への広報活動

町長及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合、必要に応じて、住民に対し広報活動を実施する。

## 第20章 雪害対策計画

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業におよぼす被害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

### 第1節 道路除雪計画

#### 第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

##### 1 県道及び県管理国道の除雪

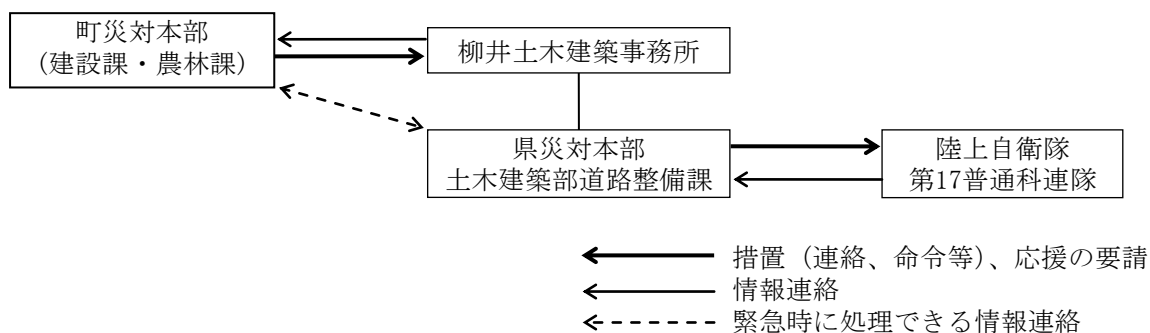
山口県土木建築部道路整備課（柳井土木建築事務所、柳井農林事務所農村整備部を含む。）

##### 2 町道・農道の除雪

町建設課、農林課

#### 第2項 道路除雪

##### 1 対策系統



##### 2 町が行う除雪

町は、町管理道路のうち、除雪可能区域について融雪剤散布を実施し、冬季道路交通の確保を図る。

###### (1) 除雪資機材及び要員の配置計画等の整備

ア 町は、町内の建設業者等の所有する除雪用資機材等の動員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討して、これらとの協力体制を確立する。

イ 建設課は、除雪資機材の備蓄状況を把握し、毎年所要の資料を整備して、的確な運用を図る。

##### 3 災害時における道路交通確保のための緊急措置

町は、積雪時における道路除雪活動を円滑迅速に実施するため、緊急確保路線、除雪用資機材及び除雪要員の動員及び連絡系統その他必要な事項を定める。

##### 4 標示板の設置

町は、別に定めるところにより、路面凍結及び積雪等に関する標示板を設置する。

##### 5 「町民除雪」の協力体制の確立

町が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

### 第2節 その他の除雪計画

町は、道路除雪のほか、管理施設等以外においても公益の妨げ等となると判断される場合には、県土木建築事務所、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関との協力・連携のもとに、除雪等適切な対策を講じる。

## 第21章 火災対策計画

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

### 第1節 火災防ぎょ計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第12章第2節に定める。

#### 第1項 実施機関及び組織

##### 1 実施機関

###### (1) 町

現行の町の消防は、町消防団と柳井地区広域消防組合により行われている。

町は、消防本部と連携して区域内における建物、山林、船きよまたは埠頭にけい留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防衛活動を実施する。

###### (2) 柳井海上保安署

海上における船舶等の火災にかかる防衛活動の実施

###### (3) 県

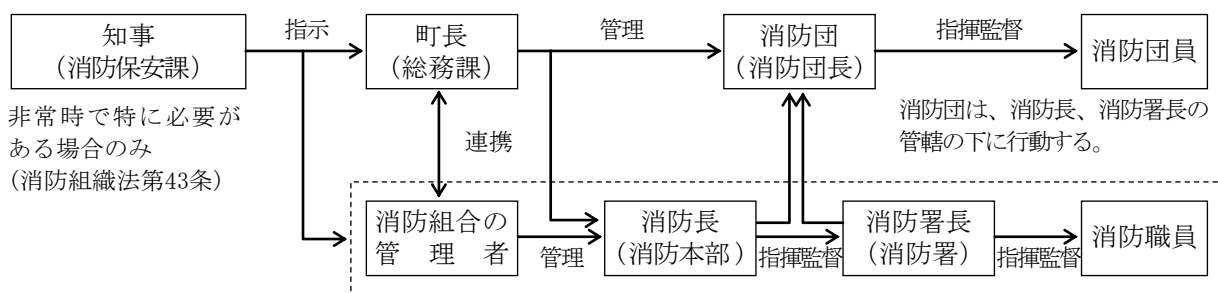
大規模火災で必要がある場合または被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整または火災防衛のための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い、市町を支援する。

###### (4) 柳井警察署

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防衛に必要な措置（交通規制等）を行う。

##### 2 消防の組織体制

町消防機関の系統及び県との関係は、下記のとおりである。



#### 第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

##### 1 火災気象通報

(1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

発表は、全県域を対象として発表され、当日の予想を対象として行う通報であるので解除通知はされない。また、通報後降雨等があり、状況が変化した場合も解除通知はされない。

下関地方気象台長が、県知事に対して火災予防上危険であるとして通報する場合の気象観測値は、概ね次のとおりである。

ア 実効湿度65%以下で最小湿度25%以下のとき。

イ 実効湿度50%以下で最小湿度35%以下のとき。

ウ 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下で最大風速10m/s以上を伴うとき。

エ 最大風速15m/s以上のとき。ただし、日降水量1 m/m以上の場合を除く。

(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを町長に通報する。

## 2 火災警報の発令

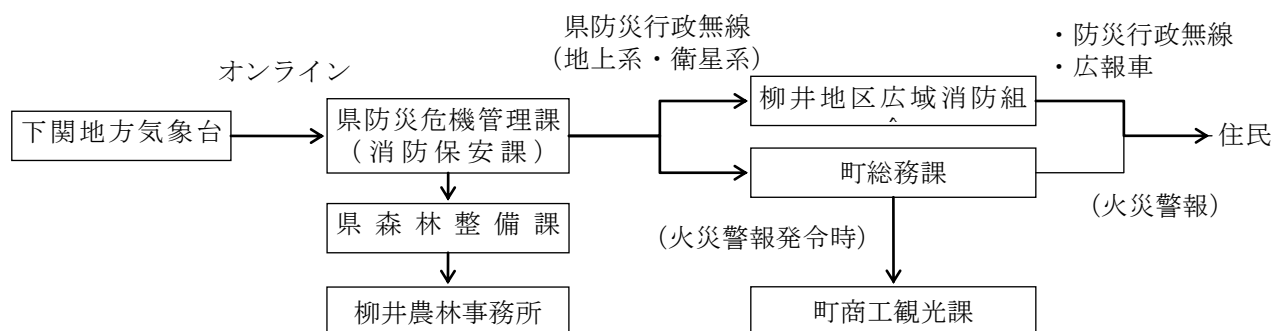
町長は、知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な予警報として以下のものがあり、町長はこれを有効に活用し必要な措置を講じる。

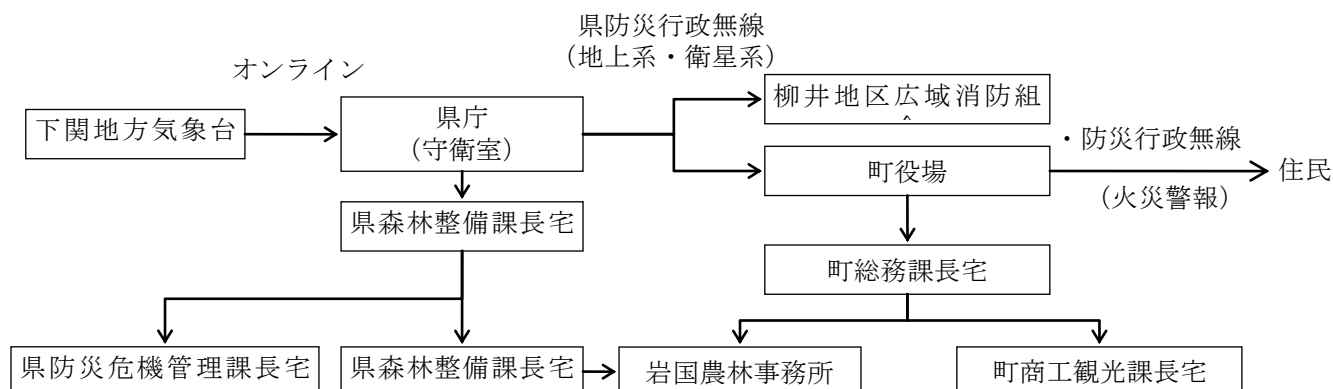
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。 具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が10m/sを超えると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合

## 3 火災気象通報の連絡系統

### (1) 勤務時間内



### (2) 勤務時間外





#### 4 火災気象通報・火災警報の周知

##### (1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台長から火災気象通報を受けた場合、県森林整備課に連絡するとともに町（総務課）及び消防本部に県防災行政無線（一斉ファックス）により伝達し注意を促す。

イ 県から通報を受けた町長及び消防長は、防災行政無線、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

##### (2) 町は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独でまたは組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示

イ 防災行政無線による放送

ウ 主要地域における吹流しの掲揚

エ 警報信号（消防法施行規則別表1の3）

オ 消防車両による巡回広報

カ サイレンの吹鳴

#### 5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、町職員、消防署職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（注意報・警報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

### 第3項 消防活動

町長は、消防本部との連携により、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

#### 1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、町、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"><li>・火災の発生場所、程度、延焼方向</li><li>・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度</li><li>・付近の消防水利の状況</li><li>・進入路確保の有無</li><li>・その他必要事項</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向</li><li>・消火活動の見通し</li><li>・交通混雑による通行不能箇所及び状況</li><li>・住民の避難状況及び避難者の動向</li><li>・危険物等の漏洩・流出及び火災危険の状況</li><li>・その他必要事項</li></ul>

#### 2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防団等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

##### (1) 資機材の配置状況

##### (2) 必要資機材等の種別

##### (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況

(4) 資機材等の調達先（協力先）の状況

(5) 資機材等の使用期間

### 3 情報伝達

#### (1) 関係機関への伝達

ア 町は、火災が発生し、拡大し、または拡大が予想される時は、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（消防組合、県、柳井警察署、隣接市町等）に対し速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 町及び消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・ファックスにより報告する。

(ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災

(イ) 特定防火対象物で死傷者等が発生した火災

(ウ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災

(エ) 空中消火を要請した林野火災

(オ) トンネル内車両火災等社会的に影響が大きいもの

(カ) 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故

(キ) 放射性物質の漏洩等の事故

(ク) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの

#### (2) 応援要請必要時の情報連絡

○本編第3編第2章第1節第2項「連絡体制及び無線通信体制」

### 4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり、住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、消防本部と連携して以下の対策を講じる。

#### (1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

##### ア 火災警戒区域の設定

消防本部消防長、柳井消防署長または柳井警察署長（消防長若しくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、または消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、石油または危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

##### イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員または警察官（消防吏員または消防団員が現場にいないとき、または消防吏員または消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住

民の生命または身体の危険を防止するため、及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令または出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期・範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに、適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災对本部が設置された場合は町長または権限を委任された者、その他の場合は、消防長または消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難勧告・指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難勧告・指示、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

区 分	判 断 基 準
火 災	(ア) 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想される時。 (イ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
危 険 物 の 流 出	危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、または発生が予想され、人的被害が生じるおそれがあるとき。
ガ ス 等 の 漏 洩	燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、発火その他の人的被害が予想される時。

イ 町長等の避難勧告・指示

第5章第1節「避難勧告・指示」参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第5章第1節「避難勧告・指示」及び第2節「避難所の設置運営」参照

なお、火災に関して留意する事項は、以下のとおりである。

区 分	火 災 発 生 時 の 留 意 事 項
避 難 場 所 の 決 定	町指定避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。
避 難 順 位	火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。
避 難 方 法 等	火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。
避 難 経 路	比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。
避 難 誘 導	消防団員、町職員によるほか、警察官、自治会（自主防災組織）等の協

区 分	火 災 発 生 時 の 留 意 事 項
	力を得て実施する。
避難場所・退去跡地の警戒	警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

## 5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、町と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議する。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

### (1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに、避難勧告・指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

区 分	広 報 内 容
災 害 情 報	ア 気象情報 イ 被害状況 ウ 危険区域の状況、警戒区域設定状況 エ 安否情報 オ 道路交通情報 カ その他必要事項
避 難 広 報	ア 避難勧告・指示の出された地域の範囲等 イ 避難先（緊急指定場所または指定避難所の所在地、名称） ウ 避難経路 エ 避難の理由（危険切迫の理由） オ 避難場の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等） カ 避難順位 キ その他必要事項

### (2) 報道広報

柳井警察署、消防本部と調整の上、次の事項について発表する。

なお、町災対本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

区 分	発 表 内 容
被 害 状 況 等	ア 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等 イ 災害危険区域等 ウ 避難、警戒区域設定状況 エ 避難状況、災害に対する留意事項

### (3) 伝達・広報手段

ア 広報は、町防災行政無線、広報車、口頭伝達等を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

この場合の手続き等については、第2章第5節「広報計画」参照

## 第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認めるときは、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市町長、消防長、水防管理者に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、または他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

#### 1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援または応援要求により処理すべきであり知事の指示権は、市町の機能では適切な防ぎょ措置を講じることができない場合に発動する。

##### (1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防ぎょ、鎮圧の措置
- ウ その他災害防ぎょ措置に関し必要と認める事項

##### (2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員1/2の人員を派遣することを指示する。

## 第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

### 第1項 実施体制及び組織

第1節第1項「実施機関及び組織」参照

### 第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節第2項「火災気象通報及び火災警報の伝達」参照

### 第3項 林野火災に係る消防活動

#### 1 消防活動の実施機関

- (1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、柳井地区広域消防組合と連携して林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。
- (2) 柳井地区広域消防組合等消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

(3) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、町長、消防本部消防長に対して知事は災害防御措置に関し指示し、または他の市町に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

(4) 林業関係事業者は、消防機関、柳井警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

(5) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

## 2 消防活動の組織体制

○本編第3編第2章第1節第1項2 「消防の組織体制」

## 3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、以下にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 消防団員、非番職員の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林事務所） 森林保全巡視員によるパトロールの強化
火災拡大	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防御体制 ア 消防団員、非番職員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	覚知情報入手 1 県の対応 (1) 県消防防災ヘリによる状況把握 (2) 自衛隊への通報・協議 (3) 県警察ヘリによる状況把握要請 (4) 町からの情報収集 (5) 関係先連絡 (6) 下関地方気象台からの情報収集 2 森林組合等 3 隣接市町・消防機関 (1) 警戒体制 (2) 応援出動準備 ア 応援隊員の確保

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出 火</div>	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難勧告・避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	イ 資機材の確保と点検 ウ 応援隊輸送準備 県の対応 1 隣接県への広域応援要請 (1) 消防庁への要請 (2) 隣接県防災危機管理課への連絡 2 自衛隊災害派遣要請 (1) ヘリコプター・要員の派遣 (2) 消火資機材の搬送 (3) 地上部隊員の派遣 3 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">鎮 圧</div>	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">鎮 火</div>	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

#### 4 県消防資機材の借受け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材の借受け

町は、町保有資機材のほか、消防本部の資機材等を活用して林野火災の消防活動に当たるが、資機材が不足する場合は、県が保有する林野火災対策用資機材を借り受けて消防活動に当たる。

(2) 借受手続き

ア 町の手続き

「災害対策用資機材貸付申請書」（様式第1）を、空中消火用資機材にあつては県

防災危機管理課長へ、農林事務所所有資機材にあつては岩国農林事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭または電話により行い、事後速やかに申請書を提出する。

#### イ 連絡先

##### (ア) 勤務時間内

山口県防災危機管理課 (TEL083-933-2367 または 2360)

岩国農林事務所 (TEL0827-29-1565)

##### (イ) 勤務時間外

県防災危機管理課長宅 (守衛室経由)、農林事務所森林部長宅 (森林づくり推進課長宅)

#### ウ 借用証の提出

借受けに係る資機材を受領するときは、「災害対策用資機材借用証」(様式第2)を、県防災危機管理課長または農林事務所森林部長(以下「貸付者」という。)あてに提出する。

#### エ 借受条件

(ア) 借り受けた県有資機材については、町長の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は、派遣を要請した町長が借り受けたものとする。

(ウ) 町長は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失または破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、町長が補てんまたは修繕を行う。ただし、町長の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 町長は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

### 第4項 広域消防応援

町及び柳井地区広域消防組合の消防力の全力をあげても林野火災への対本が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援(航空消防応援)を得て対応する。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第24章「広域消防応援・受援に係る計画」参照。

### 第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特に、ヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項を定める。

#### 1 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照

#### 2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

(1) 空中消火を実施する時間帯は、日の出から日没までであること。



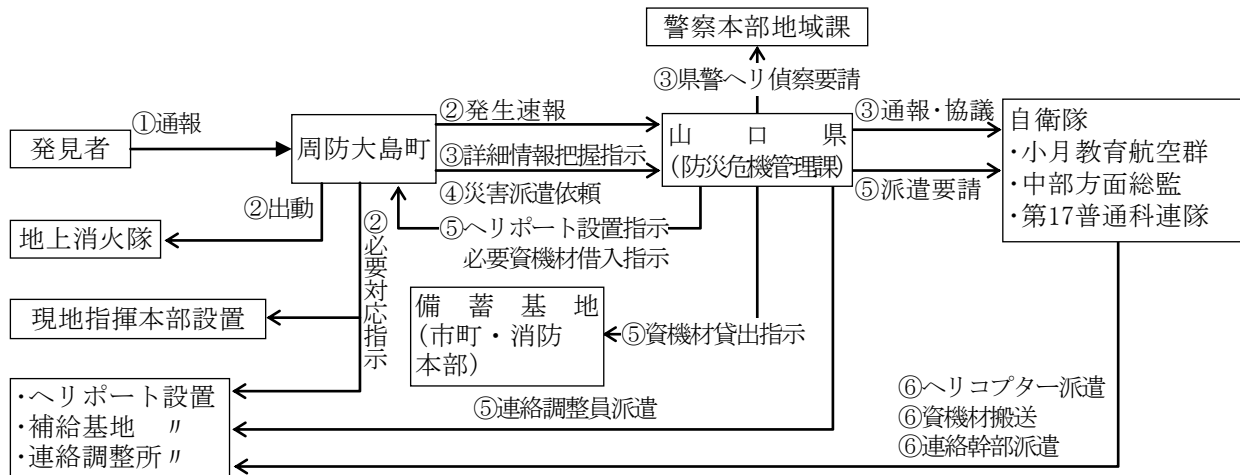
(2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間

通常、小月教育航空群のヘリコプターの場合、県内であれば離陸してから30分以内で到着する。

(3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間

(4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

### 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



### 4 空中消火活動体制

#### (1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

##### (ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

##### (イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防衛戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合、自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

#### (2) 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、概ね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

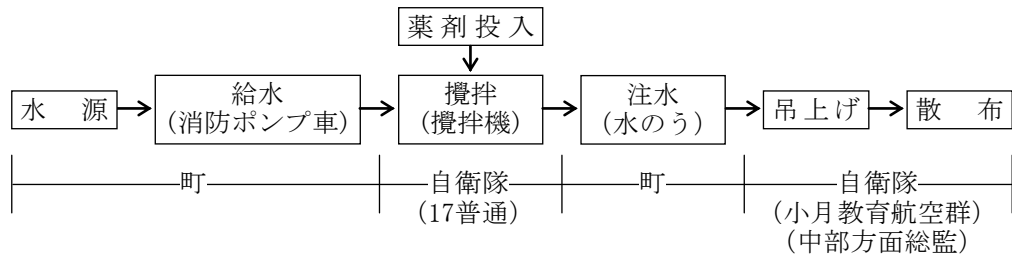
ア ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

イ 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

ウ 気流の安定した場所であること。

### (3) 補給作業

#### ア 補給作業体系



#### イ 補給作業の内容

- (ア) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

#### ウ 作業1個班の人数

町が受け持つ作業内容を前記とした場合の一般的人数は次のとおり。

要員の確保に当たっては、これを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(1台)・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

### 5 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにする。

#### (1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

#### (2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図(地形・林相図等)に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

#### (3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

#### (4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

### 6 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

#### (1) 一般的注意事項

- ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始する。
- イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用する。
- ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払う。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起する。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲 50m 以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払う。

#### (2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図る。

イ ヘリコプターから半径 15m 以内での火気の使用を禁止する。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておく。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しない。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）またはパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近する。

### 第6項 住民等の安全対策

林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また、入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、町は必要な対策を講じる。

#### 1 避難勧告・指示、警戒区域の設定

(1) 町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、または予想されるときは、法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。

避難勧告・指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4「住民に対する安全対策」参照

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

#### 2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第1節第3項4(2)ウ「避難場所・避難誘導」参照

### 第7項 災害広報

町、県及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は次のとおりである。

火災時における広報活動等に関しては、第1節第3項5「災害広報」参照

#### 1 災害広報事項

(1) 気象予警報発令状況

(2) 災害危険区域等に関すること。

(3) 避難、警戒区域設定に関すること。

(4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。

(5) その他必要事項

## 2 伝達手段

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車
- (3) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

## 第8項 残火処理等

林野火災は、焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

### 1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水または切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

### 2 事後措置

#### (1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

#### (2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに消防署火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

#### (3) 調査事項は、概ね次のとおりとする。

##### ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

##### イ 火災防御鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況

- (エ) 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防御指揮及び防御作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

#### 第9項 二次災害の防止活動

- 1 国、県及び町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- 2 国、県及び町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

## 第2章 交通災害対策計画

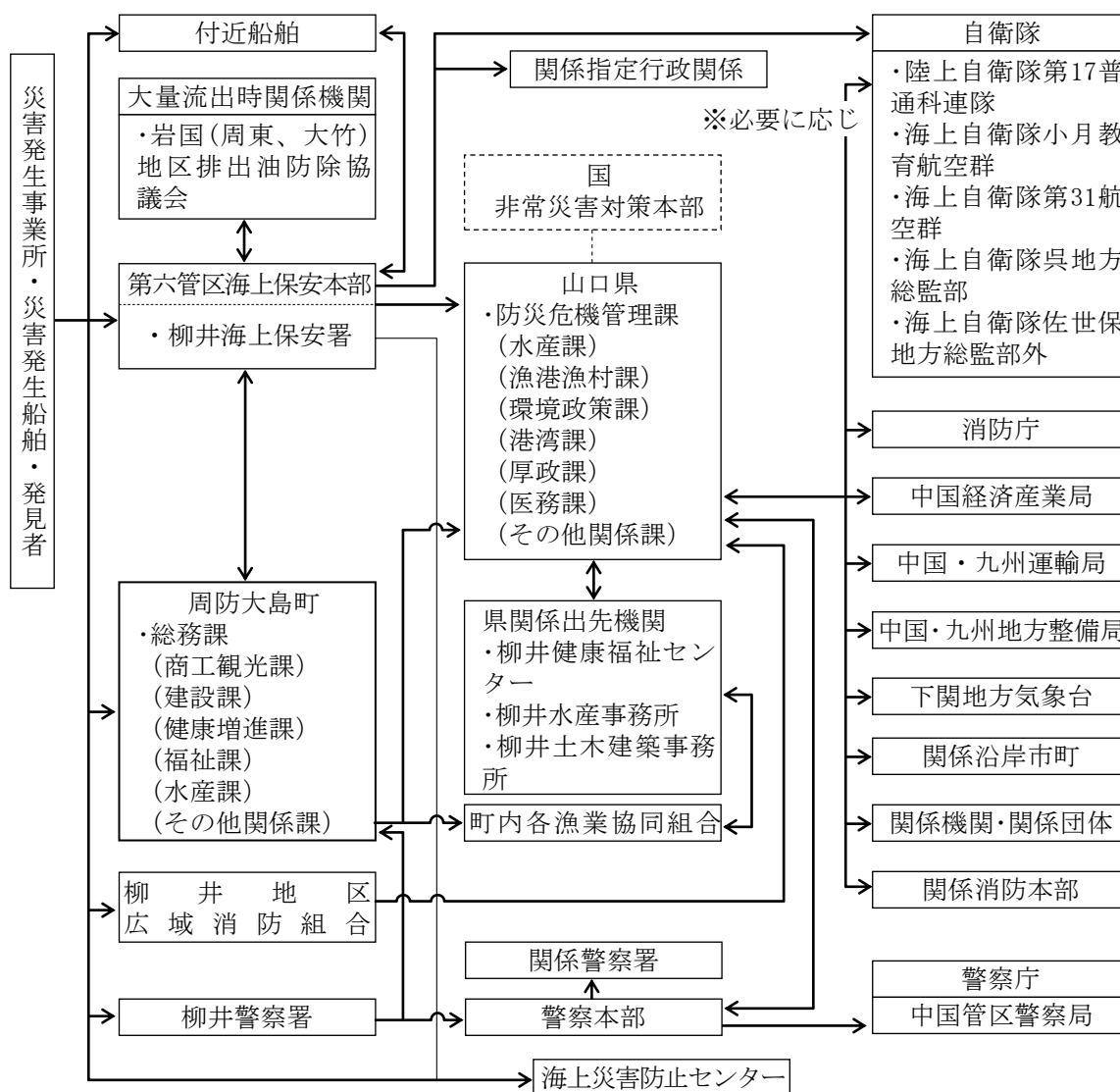
社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、町をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。

### 第1節 海上災害対策計画

町海域で油・危険物の漏洩、流出、火災または爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

#### 第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は、次のとおりである。



#### 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、管区海上保安本部・海上保安部署、県、町、消防機関、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応

じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求める。

## 1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、概ね次のとおりである。

<p>1 災害発生事業所 (船舶所有者等(管理者、占有者、使用者)・施設の設置者を含む。)の措置</p>	<p>(1) 所轄海上保安部・署、消防本部。市町等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者または船舶に対して注意の喚起を行う。          なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。          なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。</p> <p>ア 大量の油の流出があった場合</p> <p>(ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施</p> <p>(ウ) 損壊タンク内等における残油の抜き取り、移し替え等の措置の実施</p> <p>(エ) 流出した油の回収の実施</p> <p>(オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施</p> <p>(カ) 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物(原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質)の排出があった場合</p> <p>(ア) 損傷箇所の修理の実施</p> <p>(イ) 損壊タンク内の危険物の抜き取り、移し替え等の措置</p> <p>(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施</p> <p>(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備</p> <p>(キ) 必要に応じ付近住民への避難警告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合</p> <p>(ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施</p> <p>(イ) 事故付近の可燃物の除去</p> <p>(ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施</p> <p>(エ) 火点の制御活動の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防機関、海上保安部・署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部・署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
<p>2 海上保安部・署の措置</p>	<p>(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達</p> <p>(2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助</p> <p>(3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送</p> <p>(4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付</p>

	<p>近海域の警戒</p> <p>(5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限または禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。</p> <p>(6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。</p> <p>(7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。</p> <p>(8) 船体並びに流出油の非常処分の実施</p> <p>(9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。</p> <p>(10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。</p> <p>(11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p>
<p>3 県の措置</p>	<p>(1) 海上保安部・署、関係市町村（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。</p> <p>(2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部・署、地方整備局または関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。</p> <p>(3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。</p> <p>(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。</p> <p>(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。</p> <p>(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。</p> <p>(7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導または自ら必要な措置を行う。</p> <p>ア 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援</p> <p>イ 化学消火薬剤等の調達確保</p> <p>ウ 他市町、他県、国等への応援要請</p> <p>エ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請</p> <p>オ 市町が実施する医療・救護活動等への支援</p> <p>(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い、被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>(9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制</p>
<p>第 1 警戒体制 (連絡調整会議)</p>	<p>○ 本県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。</p> <p>○ 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p> <p>1 体制</p> <p>応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。</p> <p>(構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災危機管理課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農村整備課、漁政課、水産課、漁港漁村課、河川課、港</li> </ul>



	<p>湾課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係出先機関（下関水産振興局、水産事務所、港湾管理事務所、土木建築事務所）</li> </ul> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</li> <li>イ 県所有船舶による情報収集</li> <li>ウ 県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</li> <li>エ 市町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示</li> <li>オ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</li> </ul> <p>(2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県、市町保有分</li> <li>イ 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分</li> </ul> <p>(3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他県からの応援要請への対応</p>
<p>第 2 警戒体制 （警戒本部）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県近海で大量の油流出事故が発生し、県沿岸に到着する可能性が高いと見込まれるとき。</li> <li>○ 県の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき。</li> </ul> <p>1 体制</p> <p>総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。</p> <p>（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報課、県民生活課、自然保護課、医務課、農政課、監理課、物品管理課、県警警備課</li> </ul> </li> <li>・出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。</li> </ul> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 海上保安部・署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集</p> <p>(2) 県所有船舶による警戒・防除活動</p> <p>(3) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(5) 不足資機材の確保</p> <p>(6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認 （中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定）</p> <p>(7) 防除活動要員（ボランティアも含む。）の確保</p> <p>(8) 状況により自衛隊の派遣要請</p>
<p>災害対策本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流出油が大量に本県に漂着すると認められるとき。</li> </ul> <p>1 構成</p> <p>知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。</p> <p>この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p>

	<p>(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施  (海上保安部・署、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等)</p> <p>(2) 自衛隊の派遣要請</p> <p>(3) 他県、他機関への応援要請</p> <p>(4) 復旧・復興対策</p>
<p>4 町、消防機関の措置</p>	<p>(1) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、柳井海上保安署、県等関係機関に通報伝達する。</p> <p>(2) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及び岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令または一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。</p> <p>(3) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告または指示を行う。</p> <p>(4) 消防計画等に基づき消防団を出動させ、柳井海上保安署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。</p> <p>(5) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合またはさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町または県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。</p> <p>(6) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p> <p>(7) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。</p> <p>(8) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</p> <p>(9) 大量油流出事故等発生時における町の応急対策活動実施体制</p>
<p>第 1 警戒体制 (連絡調整会議)</p>	<p>○ 本町近海で大量油流出事故が発生し、町沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。</p> <p>○ 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p> <p>1 体制  応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。  (構成)  ・総務課、水産課、総合支所</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 柳井海上保安署、県、柳井警察署、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 町職員を現地に派遣しての情報収集</p> <p>ウ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 町、県保有分</p> <p>イ 民間企業等(漁協、建設業者等)保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他市町からの応援要請への対応</p>
<p>第 2 警戒体制 (警戒本部)</p>	<p>○ 本町近海で大量の油流出事故が発生し、町沿岸に到着する可能性が高いと見込まれるとき。</p>

	<p>○ 町の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、町の総力をあげて対応するまでに至らないとき。</p> <p>1 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 (構成) ・第1警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 生活衛生課、商工観光課</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 柳井海上保安署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集 (2) 町職員を現場に派遣しての警戒・防除活動 (3) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (5) 不足資機材の確保 (6) 他市町への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認 (7) 防除活動要員（ボランティアも含む。）の確保 (8) 状況により自衛隊の派遣要請</p>
災害対策本部体制	<p>○ 流出油が大量に本町に漂着すると認められるとき。</p> <p>1 構成 町長を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 （柳井海上保安署、県等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他市町、他機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策</p>
5 警察の措置	<p>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶または陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動 (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動 ア 警戒区域の設定、避難誘導 イ 海上保安部・署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ウ 危険防止または人心安定のための防犯活動、広報活動等</p>
6 その他の企業、関係団体、住民等の措置	<p>消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部・署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。</p>

## 2 応援協力関係

海上保安部・署、町、県、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

### (1) 国の機関相互間

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官……………消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官……………防衛大臣
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長……………海上自衛隊呉地方総監 第七管区海上保安本部長……………海上自衛隊佐世保地方総監

(2) 消防機関と広島海上保安部との間（消防協定）

関係海上保安部・署	協定の相手方
柳井海上保安署	柳井地区広域消防組合
徳山海上保安部	柳井地区広域消防組合

(3) 関係企業と海上保安部・署との間

関係海上保安部・署	協定の相手方
岩国海上保安署	(海上災害の応援に関する覚書……………昭和55年4月1日締結) 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学（株）岩国大竹工場、JX日鉱日石エネルギー（株）麻里布製油所、ユニオン石油工業（株）岩国工場、ダイセル化学工業（株）大竹工場、三井デュポンポリケミカル（株）大竹工場、日本製紙（株）岩国工場、中国電力（株）岩国発電所、帝人（株）岩国事業所、東洋紡績（株）岩国工場、日本製紙（株）大竹工場、三菱レイヨン（株）大竹事業所）、日本海事興業（株）岩国出張所、内外マリン（有）

(4) 排出油防除協議会等

機関の名称	会員
岩国（周東、大竹）地区排出油防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

(5) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会（岩国地区）を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

3 応急対策等資機材及び薬剤等の保有状況

管区海上保安本部・海上保安部署、町、県、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行っている。

4 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

### 第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ

活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は、最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法）ことになっており、町長は柳井海上保安署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行う。

## 2 応急対策活動

海難捜索救助に関して柳井海上保安署、町、県及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める広島救助調整本部活動方針及び県・町防災計画に基づき必要な対策を実施する。

## 第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

### 1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

### 2 被災区域の交通整理

所属巡視船艇等をもって、被災区域の船舶交通の整理を行う。

### 3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については、当該物件の所有者または占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。

ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。

イ 災対法の規定により海上保安部・署に保管し、また公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

### 4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

### 5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難勧告	台風の進路方向により、びょう地を選定して移動するよう勧告する。 風速 15m/sec 以上の場合、危険物荷役を中止させる。
津波	避難勧告	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。

災害事象	実施措置	措置の概要
火 災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し消火にあたる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じまたは勧告する。
流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じまたは勧告する。

## 6 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して、概ね次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推せん
- (4) 必要に応じ、けい留施設の使用制限または禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令または停泊制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

## 第2節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落炎上事故の発生または事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町及び防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

### 第1項 民間航空機災害応急対策活動

町内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、町等が実施する応急対策活動等について定める。

#### 1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、町内で災害が発生した場合、町は、柳井警察署及び医療機関等と協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

##### (1) 町・消防本部

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、または発見者からの通報を受けたときは、2(1)に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命ずる。

ウ 空港事務所、町内関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。  
この場合、町及び消防本部の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

(近隣市町・消防本部等への応援要請については、第 21 章第 1 節「火災防御計画」参照)

エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置または手配を行うとともに町内医療機関等の応援を受け、企業局医療救護班（大島病院・東和病院・橘病院）を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。

(遺体の収容、搜索、処理活動等は、第 11 章第 2 節「遺体対策計画」参照)

オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。

また、家族等への宿泊施設の斡旋等も航空会社と協力して行う。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関または指定地方行政機関の職員派遣について斡旋を求める。

## (2) 柳井警察署

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、または発見者からの通報を受けたときは、2(1)に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。

ウ 町職員が現場にいないとき、またはこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

エ 行方不明者の搜索及び人命救助活動の実施

オ 遺体の検視及び捜査活動の実施

カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施

キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

## (3) 柳井海上保安署

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったときまたは発見者からの通報を受けたときは、2(1)に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 海上における遭難機の搜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の搜索及び救護班の緊急輸送を実施する。

ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施

エ 関係医療機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援

## (4) 町内医療機関、日赤山口県支部、県医師会、大島郡医師会等

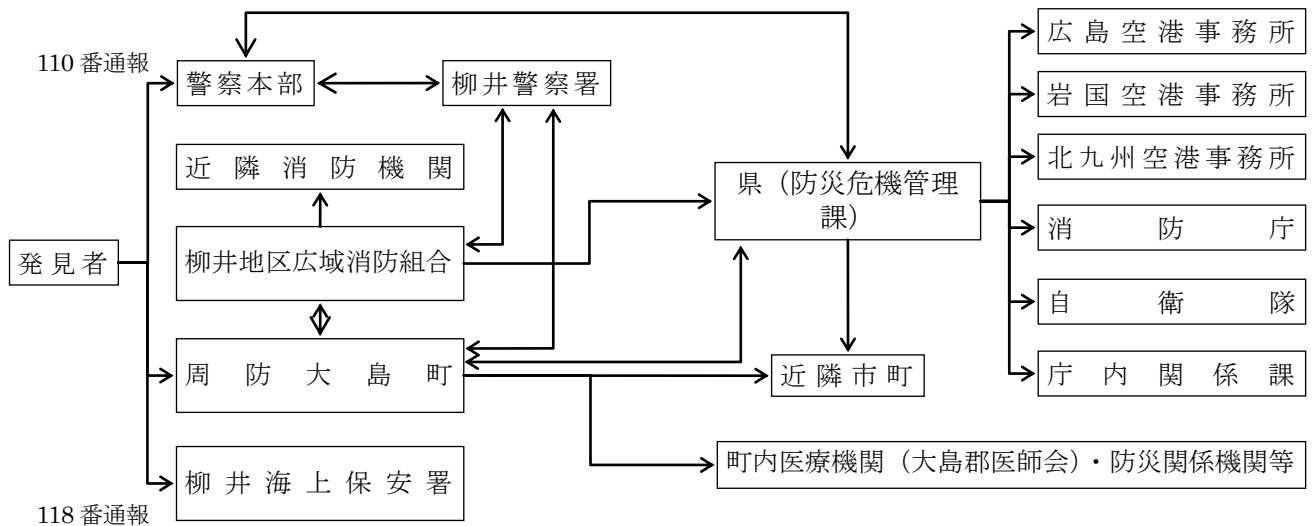
ア 町または県の要請により医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入れを行う。

(この場合の対応については、第4章第3節「集団発生傷病者救急医療計画」参照)

イ 必要に応じて救護物資の提供及び日赤奉仕団による救護活動の実施

## 2 関係機関に対する通報連絡

町内で災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡する。



情報の伝達は、上記に定める系統によるが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、地域住民等に対して必要な情報を伝達する。

## 3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

### (1) 町・消防機関

ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに2(1)に定める通報連絡系統により県(防災危機管理課(消防保安課))、近隣市町(近隣消防本部)、町内医療機関等の防災関係機関に通報する。

イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。

ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行う。以下取扱いを順に示す。

(ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、町の対応等を報告する。

(イ) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

(ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」または「救急・救助事故即報」により報告する。

【資料編：様式4 火災・災害等即報要領直接即報様式】

### (2) 柳井警察署



ア 発見者からの通報、中国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報入手したときは、直ちに2(1)により県等関係機関に連絡する。

イ 航空機事故発生または遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(3) 柳井海上保安署

ア 発見者からの通報、または海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報入手したときは直ちに2(1)により県等関係機関に連絡する。

イ 航空機事故発生または遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

**第2項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策**

自衛隊及び米軍が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊及び米軍）、町、県及び防災関係機関は、協力して住民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

海上自衛隊岩国航空基地及び米海兵隊岩国航空基地においては、関係機関により「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時には、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

1 航空事故連絡協議会

(1) 連絡協議会の名称及び構成機関

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
海上自衛隊 岩国航空基地  米海兵隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国四国防衛施設局、岩国防衛施設事務所</li> <li>・ 海上自衛隊第31航空群</li> <li>・ 米海兵隊岩国航空基地</li> <li>・ 県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町</li> <li>・ 中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署</li> <li>・ 岩国空港事務所</li> <li>・ 第六管区海上保安本部、広島海上保安部岩国海上保安署、柳井海上保安署</li> <li>・ 岩国地区消防組合消防本部、柳井地区広域消防組合</li> </ul> (この他広島県、愛媛県の関係機関で構成)

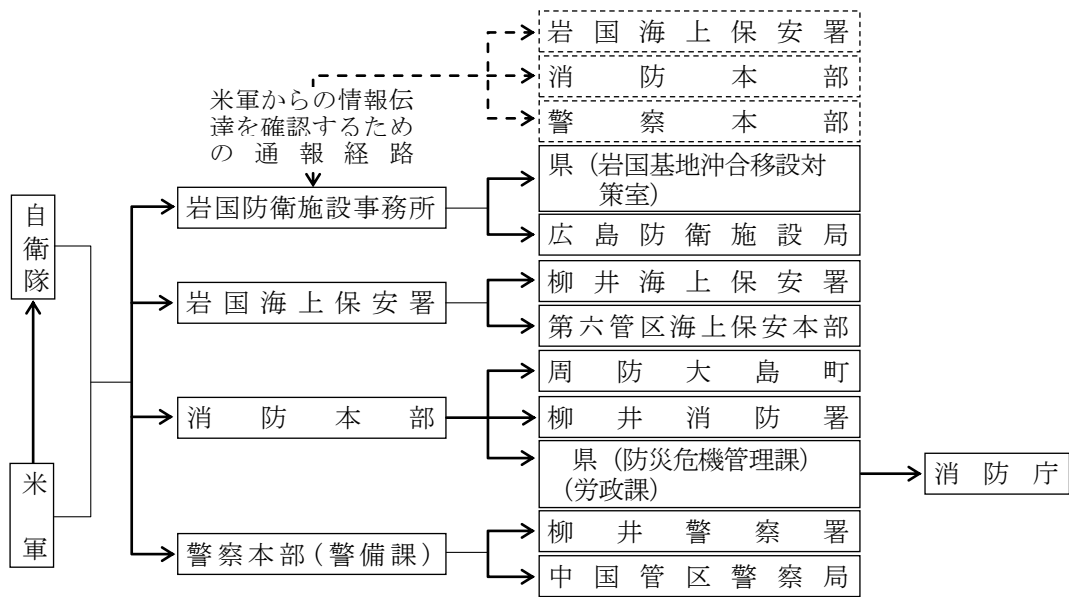
2 事故等発生時の措置

事故等発生時において関係機関がとる応急措置については、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」を基本として実施する。

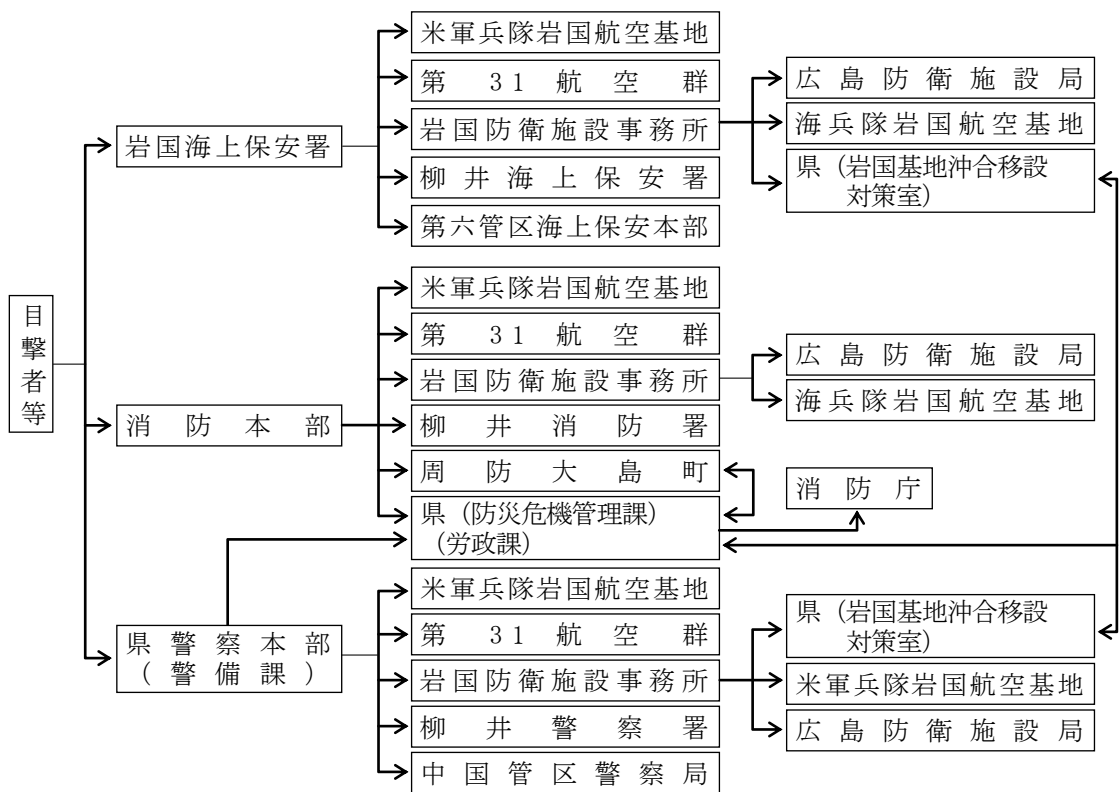
(1) 事故発生時における通報連絡経路及び窓口等

ア 通報連絡系統（岩国航空基地）

(ア) 米軍または自衛隊が事故発生を知った場合



(イ) 警察本部・消防本部・岩国海上保安署等が事故発生を知った場合



イ 事故発生時の通報内容

事故発生時の通報内容については、一般的には以下の事項が考えられるが、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は飛行場の特性等を踏まえ「要綱」で必要な通報事項を定めており、基本的にはこれによるものとする。

なお、町、消防本部から県への通報は、この内容に第1項3に定める即報内容を付加し、

次の事項について通報するものとする。

- (ア) 事故の種類
- (イ) 事故発生の日時、場所（現場の状況）
- (ウ) 事故機の種別、乗員数
- (エ) 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等）
- (オ) 人身及び財産等の被害状況
- (カ) 事故による負傷者の救急救助活動の概況
- (キ) 消火活動の状況
- (ク) その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）

(2) 事故発生時の応急救助活動

ア 事故発生時の応急救助活動については協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図るものとする。

イ この場合において、飛行場管理者または災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、町及び消防本部は、町の区域における防災活動を十分果たす責任を有しており、また県、柳井警察署及び柳井海上保安署等は、管轄区域にかかる住民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから必要な応急救助活動の実施または協力を努めるものとする。

ウ 自衛隊、米軍及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか本防災計画、県防災計画により実施するものとする。

エ 要綱に定める関係機関の任務分担

米海兵隊岩国航空基地周辺航空事故に係る応急救助活動区分（要綱別表4及び5）による。

(ア) 別表4（米軍機による航空事故）

事項内容	内容	機 関								
		県	市 町	消 防	警 察	海 保	施 設 局	米 軍	自 衛 隊	
人身被害	被災死亡者の処置	1 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎		○	○	○
		2 乗員等（事故機または船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎	○	◎	○
	負傷者の救急活動	1 住民等（上記1に同じ）		○	◎	◎		○	○	○
		2 乗員等（上記2に同じ）		○	◎	◎	◎		◎	○
		3 救急病院の引受確認		○	◎			○		
	4 より適切な病院への転院		○	○			◎			
	5 負傷者の応急手当		◎	○		◎				
財産被害	消防活動	1 陸上			◎				○	○
		2 海上		○	○		◎			
	消防活動の統制	1 陸上		○	◎	○				
		2 海上					◎			
現場対策	警備活動	1 現場保存				◎	◎		◎	
		2 立入制限				◎	◎		◎	
		3 財産保護・警備		○		◎	◎			
		4 現場交通規制及び交通整理				◎	◎			

事項内容		内容	機 関							
			県	市 町	消 防	警 察	海 保	施 設 局	米 軍	自 衛 隊
救護対策	財産被害者の救援 及び協力	5 残置財産保全		○		○	○	◎		
		1 仮住居の斡旋・提供		○				◎		
		2 生活必需品の支給						◎	○	

注 1 ◎印は、主務機関を示す。  
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

(イ) 別表 5 (自衛隊機による航空事故)

事項内容		内容	機 関							
			県	市 町	消 防	警 察	海 保	施 設 局	米 軍	自 衛 隊
人身被害	被災死亡者の処置	1 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎			○	○
		2 乗員等（事故機または船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎		○	◎
	負傷者の救急活動	1 住民等（上記1に同じ）		○	◎	◎			○	○
		2 乗員等（上記2に同じ）		○	◎	◎	◎		○	◎
		3 救急病院の引受確認		○	◎					○
		4 より適切な病院への転院			○					
5 負傷者の応急手当		◎	○		◎			◎		
財産被害	消防活動	1 陸上			◎			○	○	
		2 海上		○	○		◎		○	
	消防活動の統制	1 陸上		○	◎	○				
		2 海上					◎			
現場対策	警備活動	1 現場保存				◎	◎		○	
		2 立入制限				◎	◎		○	
		3 財産保護・警備		○		◎	◎		○	
		4 現場交通規制及び交通整理				◎	◎			
		5 残置財産保全		○		○	○		◎	
救護対策	財産被害者の救援 及び協力	1 仮住居の斡旋・提供		○					◎	
		2 生活必需品の支給		○					◎	

注 1 ◎印は、主務機関を示す。  
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

### 第3項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は、直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い、必要な消火活動を行う。

## 第3節 陸上交通災害対策計画

### 第1項 実施機関

#### 1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について、防災各関係機関は、本節並びに本防災計

画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

本計画は、主に第19章「公共施設等の応急復旧計画」に関連している。

## 2 実施機関

- (1) 企業体
- (2) 町
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 道路管理者
- (6) 防災関係各機関

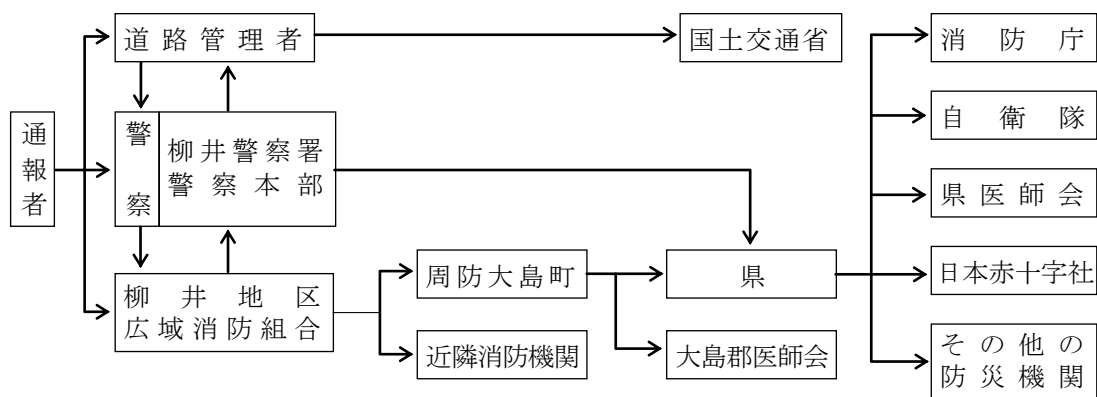
## 第2項 陸上交通災害対策

### 1 応急対策実施機関

道路……自動車運輸業者（防長交通(株) 平生営業所）、道路管理者（町建設課・農林課、柳井土木建築事務所、柳井農林事務所）、柳井警察署

### 2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生しまたは発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。



### 3 交通規制措置

第8章第5節「交通規制」参照

### 4 道路災害事故防止対策についても申し合わせ事項

道路災害事故防止対策について、県（柳井土木建築事務所・柳井農林事務所）、警察（柳井警察署）、町（建設課・農林課）は、道路管理と交通規制について、その都度申し合わせを行うものとする。

## 第23章 産業災害対策計画

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等または、農産物対策、家畜対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める。

### 第1節 化学工場等災害対策計画

#### 第1項 石油類の保安対策

##### 1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者または占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 町長
  - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
  - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
  - ア 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部・署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

##### 2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者または占有者の措置（指導方針）
  - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
  - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
  - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
  - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
  - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
  - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 県の措置
  - ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
  - イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
  - ウ 町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
  - エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
  - オ 町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときまたは必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

- カ 町から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。
- キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

### (3) 町の措置

- ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び町対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ウ 公共の安全の維持または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者または占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、またはその使用を制限させる。

(消防法第 12 条の 3 )

- エ 被害の状況により引火、爆発またはそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの勧告、指示をする。
- オ 火災の防ぎよは、消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

### (4) 警察の措置

- ア 県及び町、消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- イ 町長からの要求があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(事前措置)

### (5) 海上保安部・署の措置

- ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、または禁止する。
- イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するかまたは停泊

地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。

オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

## 第2項 火薬類の保安対策

### 1 実施機関（火薬類取締法）

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- (2) 中国四国産業保安監督部
- (3) 知事（火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）
- (4) 警察
- (5) 海上保安部・署

### 2 応急措置

#### (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

#### (2) 県の措置（商政課）

ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。

ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

（注）緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

(3) 警察の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

(4) 海上保安部・署の措置（第1項石油類等の保安対策における措置に準じる。）

## 第3項 高圧ガスの保安対策

### 1 実施機関（高圧ガス保安法）



- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者または充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）
- (2) 知事（防災危機管理課）
- (3) 警察
- (4) 中国四国産業保安監督部
- (5) 海上保安部・署

## 2 応急措置

### (1) 製造業等の措置（指導方針）

- ア 製造施設または消費施設が危険状態になったときは製造または消費の作業を中止し、製造または消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- イ 販売施設、貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、または放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。
- ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。
- エ 充てん容器が外傷または火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、またはその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。  
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

### (2) 県の措置（防災危機管理課）

- ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部または一部の使用の一時停止を命じる。
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。
- ウ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命じる。

（注）緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣または知事は、災害の防止または公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

- (3) 警察（第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）
- (4) 海上保安部・署（第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）

## 第4項 放射性物質の保安対策

### 1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 町（消防機関）
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安部・署

### 2 応急措置

#### (1) 施設の所有者及び管理者の措置

- ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、町等に通報する。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。

(2) 町の措置（消防機関）

ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。

イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。

ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。

エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

(3) 県の措置

ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。

イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。

ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。

エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。

(4) 警察の措置

ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。

イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

(5) 管区海上保安本部・海上保安部署の措置

ア 第1項(5)ア～エの措置に準じた措置を講じる。

イ 海上におけるモニタリングに関し、知事から要請があったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

## 第5項 特定物質による事故対策

### 1 実施機関

(1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場または事業場）

(2) 知事

### 2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時にはただちに次の措置をとる。

ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置

イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 知事の措置

2 (1)イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により

大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大または再発防止のため必要な措置について協力を求め、または勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

## 第6項 毒物劇物による事故対策

### 1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 知事（薬務課）
- (3) 警察
- (4) 海上保安部・署

### 2 応急措置

#### (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第16条の2）

- ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署または消防機関に直ちに届け出る。
- イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
- ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）  
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

#### (2) 県または町の措置

- ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集斡旋を行う。  
この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

#### (3) 警察の措置

県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

#### (4) 海上保安部・署の措置

- ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、または禁止する。
- イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するかまたは停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

## 第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して町防災計画に掲げる。

【資料編：資料 2-17-1 町内危険物設置一覧】

## 第2節 ガス災害対策計画

### 第1項 簡易ガス事業者の応急対策

#### 1 実施機関

簡易ガス事業者

#### 2 応急対策

- (1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとるものとする。
- (2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生またはその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

### 第2項 県の措置

- 1 国(危険物等の取扱規制担当省庁)へ災害発生について速やかに通報する。
- 2 町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
- 3 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 4 町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときまたは必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- 5 町から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、または内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

### 第3項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

#### 1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。)
- (3) 保安機関
- (4) 町(消防機関)
- (5) 警察
- (6) 県(消防保安課)
- (7) 中国四国産業保安監督部(保安課)

#### 2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

#### 3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したときまたはガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関または消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったときまたは自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ町（消防機関）と協議された事項に基づいて、町（消防機関）に必要な応じ協力し、または指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったときまたは自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 町（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他、第2項の場合に準じた措置を講ずる。

4 事前対策

ガス供給業者と町（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

(1) 連絡通報体制

(2) 出動体制

(3) 現場における連携体制

(4) 任務分担

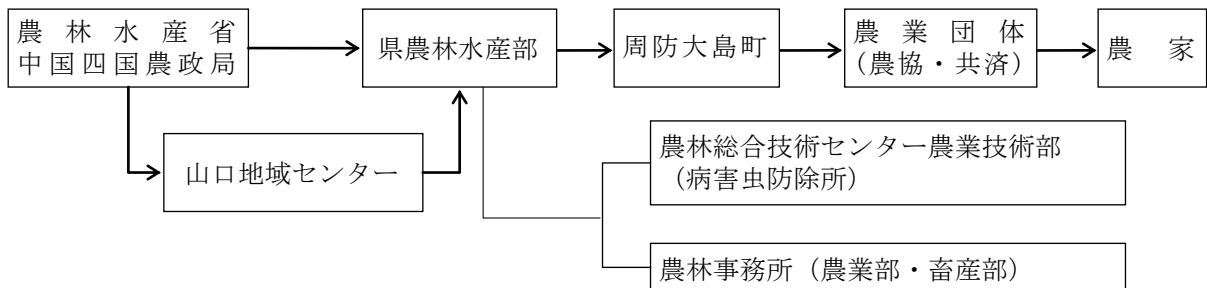
(5) 事後の措置

- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

### 第3節 農産物対策計画

#### 第1項 実施機関

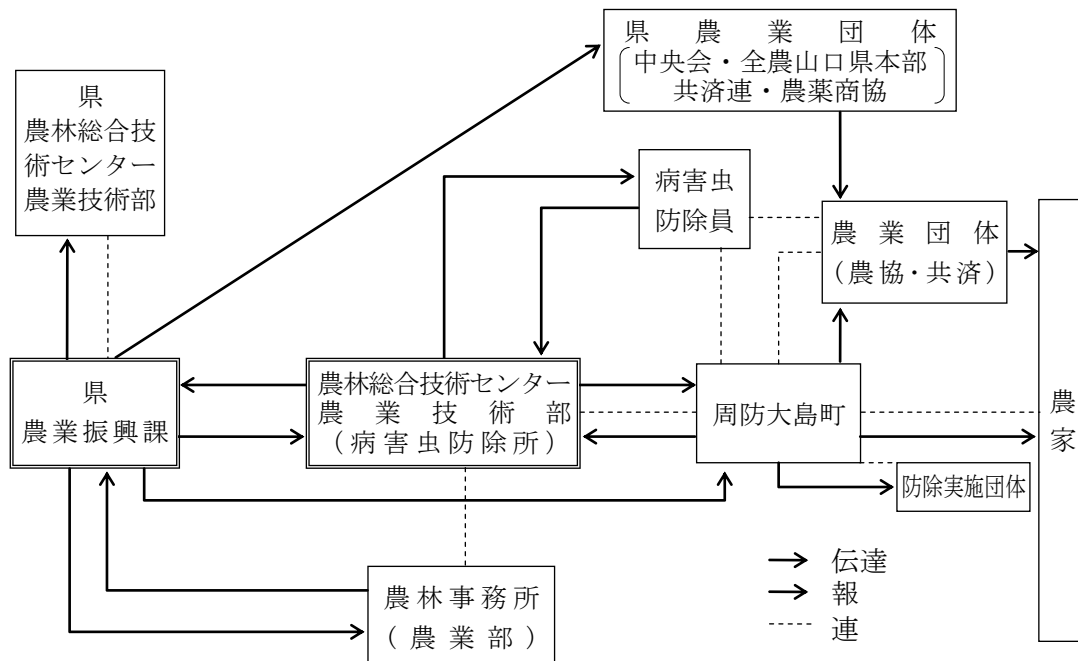
農産物対策全般の実施系統は、次のとおりである。



#### 第2項 病虫害防除対策

##### 1 病虫害発生予察

予察実施体系は、次のとおりである。



##### 2 町の防除体制

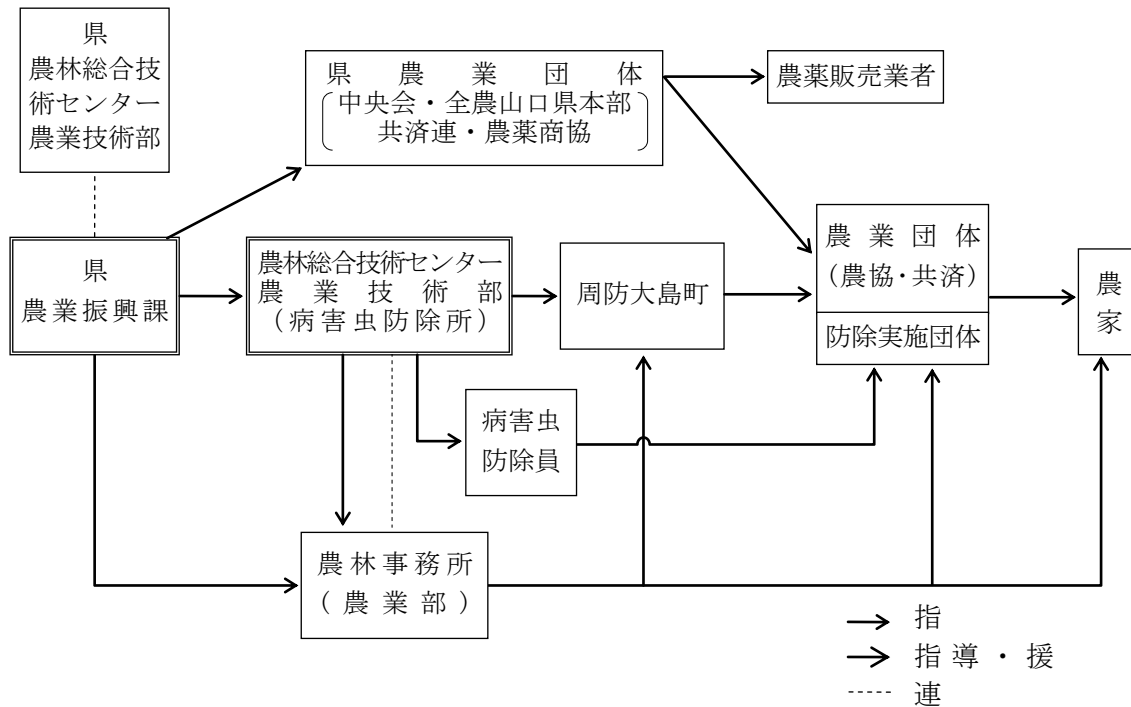
###### (1) 病虫害防除計画の作成

産業建設対策部維持班（農林課）は、県農林部の指導を得て病虫害防除計画を作成する。

###### (2) 防除活動

病虫害防除計画に基づき、次の措置を講じるものとする。

- ア 産業建設対策部維持班（農林課）は、農協と連携して町内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、被害状況を県に報告する。
  - イ 県からの病虫害発生予察情報を関係団体に伝達する。
  - ウ 必要により、県に指導班の派遣を要請し、防除技術指導を受けるものとする。
- (3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

町内で農薬等が不足する場合には、県に斡旋を要請する。

**第3項 種子、種苗の確保供給**

災害応急用種子、種苗については、町が農協と協議し、所要量の確保に努める。

確保ができない場合には、県に斡旋を要請する。

**第4項 生産技術指導**

産業建設対策部維持班（農林課）は、農協及び柳井農林事務所と連携して、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

1 水稻関係の対策

台風来襲時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策

2 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病虫害対策

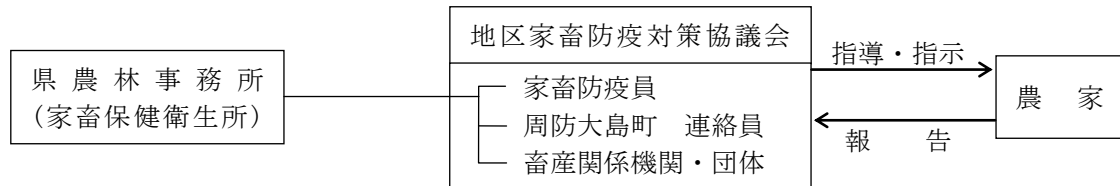
**第4節 家畜管理計画**

**第1項 実施機関**

1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林事務所(家畜保健衛生所)を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、町が実施する。

## 2 連絡体系



## 第2項 家畜伝染病予防対策

### 1 組織

- (1) 農林事務所（東部家畜保健衛生所）
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

農林事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会支部、市町、全国農業協同組合山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体、県家畜商業協同組合支部

### 2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- (1) 家畜伝染病に関する啓もう指導
- (2) 情報収集及び連絡、報告
- (3) 防疫用資材の調達、斡旋、配分
- (4) 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
- (5) 発生源及び感染経路の探求調査
- (6) 防疫地図の作成
- (7) 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
- (8) 疑似患畜の検診、治療
- (9) 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
- (10) 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
- (11) 疑似患畜及び患畜または死亡獣畜等の輸送措置及び指導
- (12) と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (13) 患畜及び疑似患畜の殺処分
- (14) 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (15) 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
- (16) 家畜管理資材の確保及び調達指導

## 第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備する。

### 1 管理上の設置基準

- (1) 概ね3.3平方メートル当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。



(2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

## 2 確保のための措置

町は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

## 3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、町の関係地区ごとにあらかじめ予定する。

## 第4項 飼料の確保及び調達、配給

### 1 自給飼料関係

畜産、農業関係団体の協力を得て、粗飼料の確保及び輸送対策を講じる。

### 2 濃厚飼料備蓄対策

#### (1) 緊急飼料備蓄対策

全国農業協同組合連合会山口県本部に対して濃厚飼料の確保を依頼するよう、県に要請する。

## 第5節 貯木対策計画

### 第1項 実施機関

#### 1 実施責任者

(1) 公共管理者が管理する施設及び水面については、公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。

(2) 民間貯木場は、所有者自体の責任において、所有者自身または荷役業者により実施する。

(3) 内陸部の河川流域等における貯木場は木材所有者が実施する。

#### 2 指導体制

##### (1) 県

ア 港湾関係 土木建築部港湾課——柳井土木建築事務所

イ 貯木土場関係 農林部林政課——柳井農林事務所——町

##### (2) 第六管区海上保安本部

柳井海上保安署

##### (3) 柳井警察署（事前措置）

### 第2項 貯木場の現況及び防災上の措置

#### 1 貯木土場

##### (1) 指導基準

ア 災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努めること。

イ 貯木場所は、流失、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶこと。

ウ 災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認すること。

エ 貯木土場ごとに責任者を定めておき気象予警報に従い警戒配置につくこと。

オ 現地の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること。

カ はえ積は、必ず両端とも機組とし矢をさすこと。

キ はえ積の高さは、洪水、高潮時において、はえ足を洗う水位の3倍以上とすること。

ク 二つ以上のはえ積の場合は、各はえを連けいし、安定させるため必ずつなぎ材及び長材を巻き込むこと。

ケ 危険が予想される場合は必ずワイヤーをかけ、けい縛または袋網羽を張ること。

## 2 流木のおそれがある貯木場

### (1) 現状把握

柳井警察署または柳井海上保安署は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況（所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等）を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

### (2) 応急措置（災対法第59条）

流木のおそれがある場合は、柳井警察署長または柳井海上保安署長は、町と連絡をとり、関係者に対し事前措置を講じる。

## 第24章 広域消防応援・受援に係る計画

### 第1節 山口県内広域消防応援計画

#### 第1項 基本的事項

##### 1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定める。

##### 2 用語の定義等

###### (1) 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

###### (2) 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

###### (3) 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

###### (4) 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

#### 第2項 連絡体制及び無線通信体制

##### 1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、県計画別表第1のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡する。

##### 2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用する。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用

に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮する。

(2) 応援市町等間の通信は、応援市町等の市町波を使用する。

### 第3項 応援隊の編成

#### 1 応援隊の編成

(1) 応援可能隊は、県計画別表第2のとおりとする。

(2) 応援可能資機材は、県計画別表第3のとおりとする。

#### 2 指揮体制

(1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行う。

ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告する。

(2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができる。

(3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施する。

### 第4項 発災段階（受援市町等の対応）

#### 1 応援要請の手続き

(1) 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告する。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の 連絡事項	ア	災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
	イ	要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
	ウ	応援隊の活動内容
	エ	応援隊の到着希望日及び集結場所 等

(2) 町長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができる。

この場合、町長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行う。

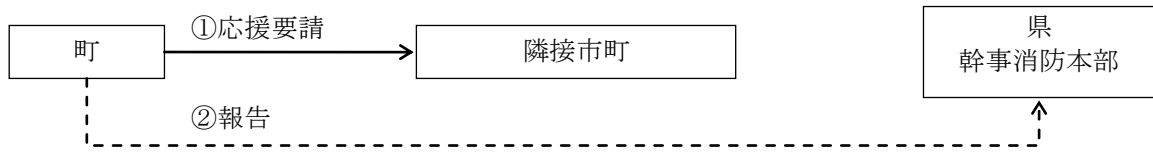
#### 2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

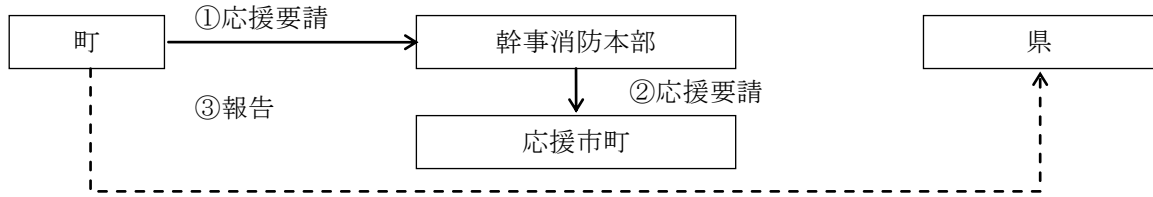
第一要請	隣接市町等に対して要請する。
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して要請する。

## 《参考》 応援要請の流れ

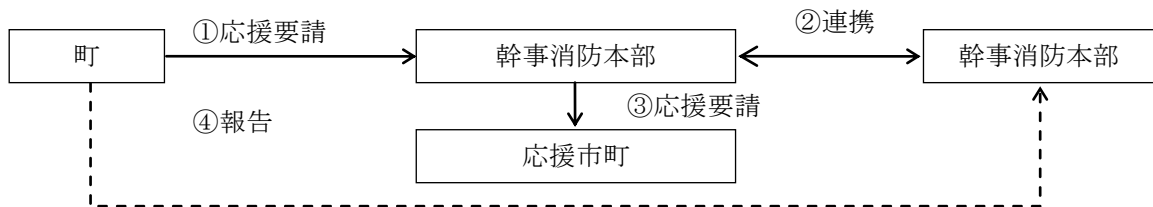
### ◇隣接市町等に応援要請を行う場合



### ◇幹事消防本部を通じて応援要請を行う場合



### ◇県を通じて応援要請を行う場合（大規模かつ広範囲の災害時を想定）



### 3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、町に対し、速やかにその旨を連絡する。

### 4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として、町の消防本部及び消防署所の中から選定する。

### 5 応援の特例（覚知による応援）

町の近隣市町で応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施する。

この場合、応援市町は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告する。

### 6 知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

## 第5項 発災段階（応援市町等の対応）

### 1 事前検討

町は、応援要請を受けた場合、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討する。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努める。

【主な検討事項】

事前検討	応援出場の可否の検討 応援内容の検討、応援資機材の検討、補充消防力の検討 等
事前計画の確認	〔応援可能と判断した場合〕 部隊編成、必要資機材等の点検準備、連絡体制の保持、 応援隊の指揮者、集結場所、応援隊間の連絡体制 等
警防体制の確認	〔応援出動による管内の消防力の低下を防ぐため〕 消防隊等の移動配備、予備車の運用、消防職団員の招集 等

2 応援隊の派遣の可否

町長は、応援要請の連絡があり応援出動を決定した場合は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告する。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告する。

第6項 応援出動

1 応援出動時の措置

町長は、応援隊を派遣する場合、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告する。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路 等
------------	--

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認する。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告する。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量
------	---

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認する。

確認事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項
------	---

5 応援の中断

町長は、応援隊を派遣した場合、応援隊を町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告する。

## 6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告する。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告する。

報 告 事 項	ア 応援隊の活動概要 イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ 応援隊の現場引き揚げ日時
---------	---

## 第7項 その他

### 1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

### 2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、町等と受援市町等が協議して定める。

受 援 市 町 等 が 負 担 す る 経 費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受 援 市 町 等 が 負 担 す る 経 費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経 費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求する。

### 3 町等における事前準備、教育訓練

- (1) 町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努める。
- (2) 町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努める。

## 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

### 第1項 総則

#### 1 目的

この計画は、山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

#### 2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については県計画別表第1のとおりとする。

## 第2項 応援要請

### 1 本県への出動部隊

山口県内で大規模災害等が発生した場合、緊急消防援助隊の応援部隊は、次のとおり規定されている。

#### 【指揮支援隊】

指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）	広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局
-----------------------	---

#### 【陸上部隊】

第一次出動県隊（4県）	鳥取県、岡山県、広島県、福岡県
出動準備県隊（近畿1県、中国1県、四国全県、九州6県）	兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

#### 【航空部隊】

第一次出動航空部隊	（情報収集航空部隊）島根県、愛媛県 （救助・救急航空部隊等）岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市
出動準備航空部隊	東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### 2 応援要請の手続き

- (1) 緊急消防援助隊の応援要請は、県計画別表第1のとおり行う。
- (2) 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、柳井地区広域消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して運用要綱別記様式1-2により応援要請を行う。  
なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。
- (3) 知事は、町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行う。
- (4) 知事は、町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行う。
- (5) 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び町長に対して通知する。

### 3 緊急消防援助隊の応援決定通知

知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び町長に対して通知する。

### 4 被害情報等の報告



(1) 町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。

- ア 被害状況
- イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な事項

(2) 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告する。

## 5 連絡体制

応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時における関係機関の連絡先は、県計画別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡する。

## 第3項 受援体制

### 1 消防応援活動調整本部の設置

(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置する。

(2) 調整本部は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができる。

### 2 調整本部の組織

(1) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事とする。

(2) 調整本部の副本部長は、防災危機管理課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長とする。

(3) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応する。

- ア 防災危機管理課の職員
- イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- エ 消防防災航空隊の職員

(4) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、防災危機管理課長が専決する。

- ア 消防庁長官又は町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）
- イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

### 3 調整本部の任務等

(1) 調整本部は、山口県消防応援活動調整本部と呼称する。

- (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡する。
- (3) 調整本部は、消防庁、山口県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行う。
  - ア 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - イ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
  - ウ 各種情報の集約及び整理に関すること。
  - エ 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
  - オ その他必要な事項に関すること。
- (4) 県は、県計画別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (5) 調整本部は、県計画別紙第2を活用し、運用するものとする。
- (6) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者に会議出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡する。
- (7) 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡する。

#### 4 現地消防本部の対応

現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求める。

### 第4項 指揮体制及び通信運用体制

#### 1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理する。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮する。
- (4) 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

#### 2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、県計画別表第4のとおりとする。
- (2) 各消防本部の使用無線周波数は、県計画別表第5のとおりとする。

### 第5項 消防応援活動の調整等

#### 1 迅速出動時の部隊の受入れ

- (1) 県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行う。
- (2) 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整える。
- (3) 調整本部は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告する。

## 2 進出拠点

(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議する。  
なお、進出拠点の決定は、消防庁が行う。

陸上部隊の進出拠点及び担当消防本部、航空部隊の進出拠点は、県計画別表第6のとおりとする。

(2) 調整本部は、決定した進出拠点を進出拠点担当消防本部に対して連絡する。

(3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣する。

(4) 連絡員等は、到着した応援都道府県隊長及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行う。

## 3 任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与する。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 使用無線系統

(5) 地水利状況

(6) その他必要な事項

## 4 資機材の貸出し

(1) 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出す。

(2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、県計画別表第7のとおりとする。

## 5 ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、県計画別表第8のとおりとする。

## 6 災害拠点病院等

災害拠点病院等は、県計画別表第9のとおりとする。

## 7 宿営場所

(1) 調整本部は、現地消防本部と協議して県計画別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告する。

(2) 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定する。

## 8 燃料補給場所

陸上部隊及び航空部隊の燃料補給場所は、県計画別表第11のとおりとする。

## 9 燃料調達要請

(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請する。

(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、県計画別表第12のとおりとする。

## 10 重機派遣要請

- (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請する。
- (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、県計画別表第12のとおりとする。

#### 11 物資等調達要請

- (1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請する。
- (2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、県計画別表第12のとおりとする。

#### 12 部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、県計画別紙第3のとおり行う。

#### 13 長官の求め又は指示による部隊移動

- (1) 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求める。
- (2) 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答する。
- (3) 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答する。
- (4) 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡する。

#### 14 知事による部隊移動

- (1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求める。
- (2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答する。
- (3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行う。
- (4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知する。
- (5) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録する。

#### 15 部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求する。

#### 16 活動報告

- (1) 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告する。
- (2) 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告する。

### 第6項 活動終了

- 1 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示する。
- 2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告する。

## 第7項 その他

### 1 情報提供

調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努める。

### 2 地理情報

県及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておく。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

### 3 災害時の体制整備

町及び県、消防本部は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努める。

### 4 受援計画の策定

- (1) 各消防本部は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努める。
- (2) 各消防本部は、当該計画を作成した場合は、県に対して報告する。

## 第3節 広域航空消防応援の受援実施

### 第1項 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、トンネル内自動車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、消防機関等が所有する防災ヘリコプター（県消防防災ヘリコプターを含む。）を活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

#### 1 基本事項

##### (1) 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口

県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行う。

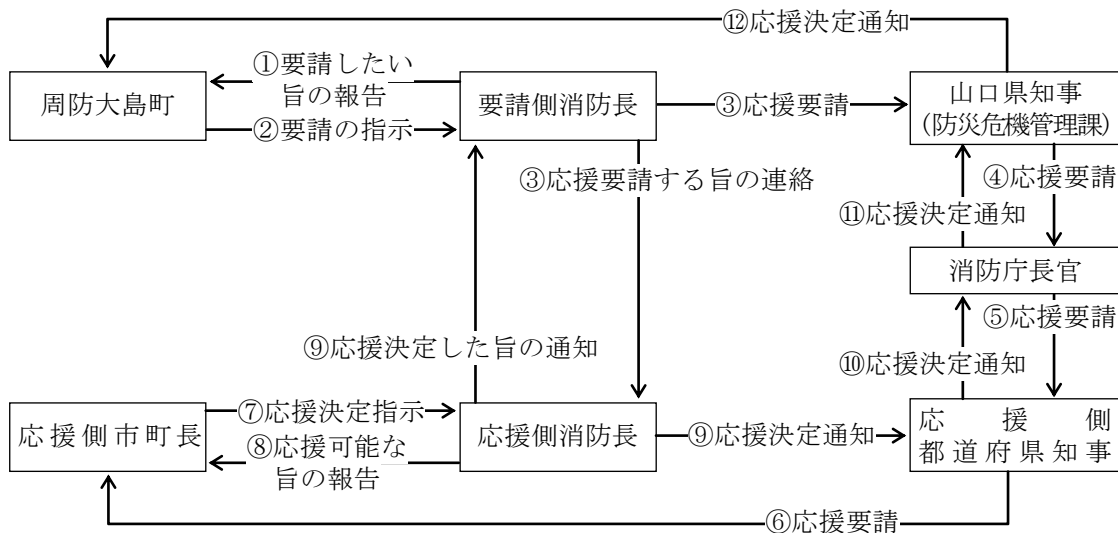
(2) 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第44条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

2 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。



3 要請の方法

(1) 消防本部消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

(2) 要請・連絡事項

知事への要望事項	応援側消防本部への連絡事項
(ア) 要請先市町	(ア) 必要とする応援の具体的内容
(イ) 要請者、要請日時	(イ) 応援活動に必要な資機材等
(ウ) 災害の発生日時、場所、概要	(ウ) 離発着可能な場所及び給油体制
(エ) 必要な応援の概要	(エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法
	(オ) 離発着場における資機材の準備状況
	(カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
	(キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名または保有する都道府県名
	(ク) 気象の状況

知事への要望事項	応援側消防本部への連絡事項
	(ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (ク) その他必要事項

(3) 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・FAXで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

4 広域消防応援に係る担当窓口

県計画資料編[表1]のとおり。

## 第4節 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画

### 第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、山口県隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施するため、緊急消防援助隊山口県隊（以下「山口県隊」という。）の応援等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については県計画別表第1のとおりとする。

### 第2項 山口県隊の編成

1 連絡体制等

応援出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援出動時における関係機関の連絡先は、県計画別表第2のとおりとする。
- (2) 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。

なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、県内共通波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡する。

2 山口県隊の編成

- (1) 山口県隊の登録部隊は、県計画別表第3のとおりとする。
- (2) 山口県隊は、緊急消防援助隊に登録された部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。

なお、山口県隊を編成する期間は、山口県隊発隊式から山口県隊解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行う。

- (3) 山口県隊を大隊とし、山口県隊と呼称する。
- (4) 県隊長は、代表消防機関の下関市消防局の警防課長をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の警防課長をもって充てる。

なお、両消防本部から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の警防課長は県副隊長として県隊長を補佐する。

- (5) 部隊（中隊）は、消防本部毎又は消火、救助等の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火部隊」と呼称する。

なお、消防本部毎の部隊長は、各消防本部の出動職員から県隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の部隊長は、次の消防本部の出動職員から県隊長が上席者を指定する。

部隊名（中隊）	中隊長を充てる消防本部名
消 火 部 隊	柳井地区広域消防組合
救 助 部 隊	周南市消防本部
救 急 部 隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援部隊	下関市消防局
特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備部隊	防府市消防本部

- (6) 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称する。

なお、隊長は、当該隊の上席者をもって充てる。

- (7) 後方支援部隊の編成は、県計画別表第4のとおりとし、県単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行う。

### 3 各隊の保有資機材等

後方支援部隊の保有資機材は、県計画別表第4のとおり。

### 4 指揮体制等

- (1) 山口県隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。  
 (2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。  
 (3) 県隊長は、山口県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、山口県隊の活動を管理する。  
 (4) 部隊長（中隊長）は、山口県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理する。  
 (5) 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理する。

### 5 出動時における無線通信運用体制

出動時の無線通信運用体制は、県計画別表第5のとおりとする。

## 第3項 山口県隊の出動

### 1 出動基準及び集結場所等

- (1) 山口県隊の出動基準、第一次出動県及び出動準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。

#### 県計画別表第6【抜粋】

第一次出動の対象となる県 (隣県3県)	島根県、広島県、福岡県
出動準備県 (中国2県・四国全県・九州7県)	鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※アクションプランを除く

- (2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県隊の出動基準等は、県計画別表第6下段のとおりであり、山口県隊はいずれも第四次出動隊に規定されている。



県計画別表第6【抜粋】

出動準備県 (東海地震が発生した場合) ※東海地震における緊援隊アクションプラン	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県 ※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定
出動準備県 (首都直下地震が発生した場合) ※首都直下地震における緊援隊アクションプラン	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県
出動準備県 (東南海・南海地震が発生した場合) ※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン	

## 2 応援要請の手続き

(1) 各消防本部は、山口県隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度6弱(政令市は5強)以上の地震災害が発生した場合、津波・大津波警報が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出動準備を行う。

(2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関(下関)・代表消防機関代行(周南)に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告する。

また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行う。

(3) 県は、消防庁から運用要綱別記様式3-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求める。

この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関(下関)・代表消防機関代行(周南)に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行う。

(4) 県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認められた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告する。

## 3 山口県隊の出動

(1) 知事は、消防庁長官から運用要綱別記様式2-1又は2-2により出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関との協議の上、出動部隊の調整、集結時間・場所、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書(様式4)により各市長等に対して出動の求め又は指示を行う。

なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整する。

(2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させる。なお、出動部隊には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させる。

(3) 出動に係る部隊の編成は、県計画別表第7のとおりとする。

- (4) 部隊を出動させた消防本部は、派遣部隊連絡書（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、出動部隊にも、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県隊長に提出する。
- (5) 代表消防機関は、前項の派遣部隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告する。
- (6) 県は、消防庁に対して出動隊数を報告する。

#### 4 迅速出動

- (1) 迅速出動に係る部隊の編成は、県計画別表第7のとおりとする。
- (2) 県及び代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の集結時間・場所等を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡する。
- (3) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動可能な全隊を出動させる。
- (4) 関係消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに陸上部隊先遣隊を出動させる。

なお、広島県又は島根県で発災したときは、複数の消防本部で陸上部隊先遣隊を編成することとなるため、相互に連絡をとりあって、部隊の編成等を確認する。
- (5) 陸上部隊先遣隊及び第一次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定する。
- (6) 第二次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定する。
- (7) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告する。

なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告する。
- (8) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努める。

#### 5 集結場所への集結完了

- (1) 出動部隊長は、集結場所に到着した時、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを県隊長へ提出するとともに、山口県隊概要（様式7）により県隊の概要を確認する。
- (2) 県隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告する。

#### 6 進出拠点への進出

- (1) 県隊長は、進出拠点に応じた出動ルートを決め、消防庁及び後方支援本部に対して報告する。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告する。

(3) 県隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出する。

- ア 被災地の被害概要
- イ 山口県隊の活動地域及び任務
- ウ 山口県隊の進出拠点及び出動ルート
- エ 山口県隊の隊列
- オ その他必要な事項

(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動に係る部隊編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努める。

#### 7 進出拠点到着

(1) 県隊長は、進出拠点到着後、速やかに県隊長及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認する。

なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行う。

(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、県隊長のみが先行して前項の任務を行い、無線等により県隊長に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずる。

#### 8 現地到着

(1) 県隊長は、応援先市町村到着後、速やかに県隊長、部隊規模等について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認する。

- ア 災害状況
- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 山口県隊本部を設置する場合はその位置
- オ 使用無線系統
- カ 地水利状況
- キ その他活動上必要な事項

(2) 県隊長は、速やかに山口県隊現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告する。

#### 9 山口県隊本部の設置

(1) 県隊長は、必要に応じて県隊長を本部長とする山口県隊本部を設置する。

(2) 県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行う

### 第4項 後方支援活動

#### 1 後方支援本部の設置

(1) 山口県隊が出動する場合は、県に後方支援本部を設置する。

(2) 後方支援本部長は、県防災危機管理課長をもって充てる。

- (3) 本部員は、県防災危機管理課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てる。なお、代表消防機関は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとし、代表消防機関代行は、状況に応じて後方支援本部に参集する。
- (4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができる。
- (5) 後方支援本部は、山口県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行う。
  - ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県隊長及び関係機関との各種連絡調整
  - イ 山口県隊の出動、集結及び活動に係る調整
  - ウ 山口県隊の活動記録の集約
  - エ 各消防本部に対する山口県隊の活動状況に関する情報提供
  - オ 山口県隊に対する災害に関する情報提供
  - カ 必要な資機材等の手配及び提供に関する調整
  - キ 食糧（3日目以降）の手配及び提供に関する調整
  - ク 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整
  - ケ その他必要な事項
- (6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力する。

## 2 後方支援部隊の任務等

- (1) 後方支援部隊は、山口県隊長の指揮の下、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行う。
  - ア 後方支援本部との連絡
  - イ 宿営場所の設置及び維持
  - ウ 物資の調達及び搬送
  - エ 車両及び資機材の保守管理
  - オ 交替要員の搬送
  - カ 活動の記録
  - キ その他必要な事項
- (2) 後方支援部隊の具体的な活動については、別に定める山口県隊後方支援活動要領により行う。

## 3 相互協力

県及び各消防本部は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努める。

## 第5項 活動終了

### 1 部隊の引揚げ

- (1) 県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了する。
- (2) 県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げらる。
  - ア 山口県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
  - イ 活動中の異常の有無

- ウ 隊員の負傷の有無
- エ 車両、資機材等の損傷の有無
- オ その他必要な事項

## 2 帰署報告

緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署した場合は、その旨を県に対して報告するものとし、県は消防庁に対して報告する。

## 第6項 活動報告等

### 1 県隊長への報告等

- (1) 県隊長は、必要の都度、山口県隊活動打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努める。
- (2) 各部隊長は、災害現場ごとに部隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県隊長に対して報告する。

### 2 日報

県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行う。

### 3 帰署後における報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署した場合は、県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行う。
- (2) 県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行う。

### 4 高速自動車国道等の通行に係る報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で報告する。
- (2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県隊の最終部隊帰署後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行う。

## 第7項 その他

### 1 緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出する。

### 2 高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行う。

ア 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出る。

イ 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第3）に必要事項を記入し提出する。

なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出する。

ウ 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従う。

### 3 情報共有

- (1) 県又は代表消防機関は、各消防本部に対して、迅速な出動や被災地での的確な活動に必要な情報の提供に努める。
- (2) 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努める。

### 4 消防本部等における事前準備

- (1) 各消防本部等は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定める。
- (2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水（原則として72時間活動可能）等の整備に努める。

### 5 航空部隊の応援等

航空部隊に係る応援等については、山口県が別に定める。